

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月6日

【会社名】 スプラUNK・INK
(Splunk Inc.)

【代表者の役職氏名】 シニア・バイス・プレジデント、チーフ・リーガル・オフィ
サー、グローバル業務及び秘書役
スコット・モーガン
(Scott Morgan, Senior Vice President, Chief Legal
Officer, Global Affairs & Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 94107
サンフランシスコ、ブランナン・ストリート270
(270 Brannan Street, San Francisco, California 94107,
U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 スプラUNK・INK普通株式(額面金額：0.001米ドル)の取得
に係る新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
6,672,500米ドル(814,512,075円)(見込額)(注2)(注3)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

(注3) 金額の詳細については第一部「証券情報」を参照のこと。

注記：

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「スプラंक・インク」又は「スプラंक」とは、スプラंक・インク及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル＝122.07円の換算率（2022年3月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	55,085個(見込数)(注 1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	自2022年5月16日 至2022年6月3日（注2）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	Splunk Services Japan合同会社 (Splunk Services Japan GK) 登記上の事務所：東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビル ディング8階
割当日	2022年6月15日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1) 各新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、当社の普通株式1株を購入するための株式購入権である。よって、上記「発行数」は、本新株予約権の目的となる株式数と同数である。

(注2) 申込期間中、適格従業員は本プラン（以下に定義される。）への参加又は参加の継続を選択することができる。本プランの参加者（以下「本プラン参加者」という。）は、次回募集への参加を希望する場合（但し、本プラン参加者は参加を要求されない。）、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本有価証券届出書における募集に係る加入期間は2022年6月15日に開始し、2023年6月15日に終了する。

(摘 要)

プランの採択及び対象者

本募集は、スプラunk・インク2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づくものである。本プランは、2012年3月15日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）決議により採択され、2012年4月16日に当社の定時株主総会において株主による承認を受け、2019年12月11日に取締役会報酬委員会により修正及び承認された。

本書において使用される語で定義されていないものは、別段の記載がない限り、下記「第4 その他の記載事項」に含まれる本プランにおける意味を有するものとする。

本募集は、本プランに基づき、以下の本邦子会社の適格従業員約157名に対し、新株予約権証券を発行するものである。

当社が間接的に100%保有する子会社である、未公開有限会社であるSplunk Services Japan合同会社(Splunk Services Japan GK)

プランの目的

本プランの目的は、当社及びその指定会社（本プランに定義される）の従業員に、積み立てられた拠出金（本プランに定義される）を通じて当社の普通株式を購入する機会を提供することである。当社はその資格を維持する保証又は表明を行わないものの、当社の意図は、1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「内国歳入法」という。）第423条に基づく「従業員株式購入プラン」に基づくオプションとして適格である、本プランに基づくオプションを付与することである。従って、本プランの規定は、内国歳入法第423条の要件に合致する、統一され、かつ差別のない方法により、本プランの参加

を拡大及び制限するために解釈される。さらに、当社は内国歳入法第423条に基づくオプションとして適格でない本プランに基づくオプションを、租税、証券法、又はその他の目的を達成するために米国外の従業員に付与することを意図している。

プランの実施

新株予約権の募集に係る12か月からなる加入期間は、毎年6月15日及び12月15日に、若しくはそれより後の最初の取引日（本プランに定義される）に、又は取締役会若しくは取締役会が指定する委員会（以下「運営者」という。）が決定するその他の日に開始する。各加入期間は、それぞれ6か月からなる2つの購入期間で構成される。本募集に係る購入期間は、それぞれ2022年6月15日に開始し、2022年12月15日に終了し、また2022年12月15日に開始し、2023年6月15日に終了する。本プラン参加者は、適用のある加入期間に本プラン参加者が承認した、報酬（本プランに定義される）の15%を上限とする給与天引による資金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日である2022年6月15日、又は加入期間の最初の取引日）、又は(2)行使日（本募集では2022年12月15日及び2023年6月15日、又はかかる日が取引日でない場合には、該当購入期間の最終取引日）、における当社普通株式の公正市場価値（本プランに定義される）の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。但し、本プラン参加者は、各購入期間中に、当社の普通株式を5,000株を超えて（本プランの第19条に基づく調整に服する）購入することはできず、また本プランの第3(c)条及び第13条に定める制限に服するものとする。

本募集に係る加入期間（2022年6月15日から2023年6月15日まで）に関し、適格従業員による拠出金の最大見込額は6,672,500米ドル（814,512,075円）（加入期間中の最大拠出金額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（暦年）を乗じ、さらに適格従業員数（157人）を乗じた値。）である。

便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記の拠出金の最大見込額を2022年3月25日付のNASDAQグローバル・セレクト・マーケット（以下「NASDAQ」という。）における当社普通株式の終値（142.51米ドル（17,396円））の85%の値（121.13米ドル（14,786円））で除して算出するものとする。本プランへの参加の選択及び給与天引割合の承認に関し、各本プラン参加者は運営者が決定する電磁的又はその他の加入手続きに従わなければならない。

プランの運営及び管理

本プランは、運営者が運営する。但し、取締役会はその単独の裁量により本プランを運営することを決定することができ、その場合、本プランにおける「運営者」とは取締役会を指すものとする。

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本プランに基づく本新株予約権は、加入期間に関連して、加入期間中の各給料日に受領する、報酬の15%を超えない金額において（本プランの第5条に基づき本プランの加入時に本プラン参加者により選択される）、各給料日になされる給与天引又は加入期間中になされるその他の拠出金（運営者により認められる範囲で）を通じて積み立てられた拠出額を用いて、該当する行使日に購入価格で普通株式を購入する本新株予約権が付与される適格従業員の権利である。 本プランにおいては、購入価格とは、（a）加入日（すなわち割当日）又は(b)行使日の普通株式の公正市場価値の85%に等しい金額の、いずれか低い方の金額をいう。 従って、当社普通株式の株価が下落した場合、新株予約権の購入価格も同様に下落し、「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する。しかしながら、拠出額は株価に依存しない。 いかなる適格従業員も、(i)付与後直ちに、かかる適格従業員（又はその株式が内国歳入法第424(d)条に従いかかる適格従業員に帰属するその他の者）が、当社又は当社の親会社若しくは子会社の株式資本を所有することになる、及び/又は当社又は当社の親会社若しくは子会社の株式資本の全クラスの議決権又は価額の合計5%以上株式を保有することになる当該株式を購入する未行使のオプションを有する範囲において、又は(ii) 当社又は当社の親会社若しくは子会社のすべての従業員株式購入プラン(内国歳入法第423条に定義される)に基づき株式を購入するその権利が、かかるオプションがいかなる時点においても未行使である各暦年の、25,000米ドルを超える株式の価値のレート（かかるオプションが付与される時点の株式の公正市場価値で決定される）で生じる範囲において、本プランに基づくオプションを付与されることはない。 本プランの第19条に規定される当社の資本金の変動の調整を条件に、本プランに基づき売却可能な普通株式の最大数は、普通株式2,000,000株に、(i) 普通株式4,000,000株、(ii) 直近の前事業年度の最終日における普通株式の発行済株式の2%、又は(iii) 運営者により決定される数量、の一番少ない数に等しい数を、2014年の事業年度の最初の日から始まる各事業年度の最初の日に毎年加え、増加する数とする。 本プランの目的は、当社及びその指定会社の従業員に、積み立てられた拠出金を通じて普通株式を購入する機会を提供することである。 当社は、本プランに基づく新株予約権を購入する権利を有しない。
新株予約権の目的となる株式の種類	スプラंक・インク 記名式普通株式(1株当たり額面金額0.001米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で55,085株(見込数)(注2)(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき 121.13米ドル（14,786円）(見込額)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	6,672,500米ドル（814,512,075円）(見込額)(注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：121.13米ドル（14,786円）(注4) 資本金組入額：1株当たり0.001米ドル（0.1円） (発行価格については見込額)

新株予約権の行使期間	2022年12月15日及び2023年6月15日(注6)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	イートレード・セキュリティーズ・エルエルシー（E*Trade Securities LLC） アメリカ合衆国10036 ニューヨーク州ニューヨーク、タイムズ・スクエア11、32階
新株予約権の行使の条件	本プラン参加者は適格従業員であるものとする。詳細は本プランを参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当なし
新株予約権の譲渡に関する事項	本プランに基づき付与された新株予約権は、譲渡することができない。
代用払込みにに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第19条を参照のこと。

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式を使用する場合がある。

(注2) 配当金又はその他の分配金（現金、普通株式、その他有価証券若しくはその他財産の形式を問わず）、再資本化、株式分割、株式併合、再編、合併、統合、分離、スピンオフ、結合、当社の普通株式若しくはその他の有価証券の買戻し若しくは交換、又は普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更が生じた場合、運営者は、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために、その公平であるとみなす方法で、本プランに基づき交付される普通株式の数及びクラス、1株当り購入価格、まだ行使されていない本プランに基づき各オプションによりカバーされる普通株式の数並びに本プランの第7条及び第13条の最大株式数を調整するものとする。

(注3) 本プラン参加者は、新株予約権の行使日において、適用される購入期間中に承認した給与天引により積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日である2022年6月15日、又は加入期間の最初の取引日）、又は(2)行使日（本募集では2022年12月15日及び2023年6月15日、又はかかる日が取引日でない場合には、該当購入期間の最終取引日）、における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。従って、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額（本加入期間中の拠出金の最大見込額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（暦年）を乗じさらに適格従業員数（157人）を乗じた値とする。）6,672,500米ドル(814,512,075円)を、2022年3月25日の当社普通株式のNASDAQにおける終値142.51米ドル(17,396円)の85%の値(121.13米ドル(14,786円))で除することにより算出される。

(注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、2022年3月25日のNASDAQにおける当社普通株式の終値142.51米ドル(17,396円)の85%の価格(121.13米ドル(14,786円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。

(注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、加入期間における本プラン参加者による拠出金の最大見込額とした。

(注6) 行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(摘 要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社及びその指定会社の従業員に、積み立てられた給与拠出金を通じて当社の普通株式を購入する機会を提供することにある。本プランに基づき売却に使用可能である当社の普通株式の最大株式数

は、当社株主の必要な同意によって授權されている。当社は、当社及びその指定会社の従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供することにより、従業員にインセンティブを付与することは、当社の将来の成長に寄与し、当社株主の利益となると考えている。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

条件等は本プラン及び取締役会又は取締役会が指定する委員会の定める所定の募集契約に記載されている。

提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との取決めの内容

該当事項なし。

提出会社の株券の賃借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の各行使日である2022年12月15日及び2023年6月15日、又はかかる日が取引日でない場合には、該当購入期間の最終取引日において、全て自動的に行使される。

本プランの第9条に定められるとおり、本プランに基づき付与されたオプションの対象となる普通株式が購入され、本プラン参加者に交付されるまでは、いかなる本プラン参加者も、当該株式につき、議決権、配当請求権、その他株主としての権利を有するものではない。現在、当社は、株主に対する配当金の支払いは行っていない。

株券の交付

普通株式の購入が発生した各行使日後、実務上合理的に可能な限り速やかに、当社は、運営者が（その単独の裁量で）決定した形式で、運営者が設定した規則に従い、オプションの行使時に購入した株式を各参加者に交付するものとする。当社は、株式を直接当社の指定する仲介業者又は当社の指定を受けた代理人に寄託すべき旨、許可あるいは義務付けることができ、また当社は株式の譲渡につき、電子的又は自動的方式を活用することができる。当社は、指定期間中につき当該仲介業者又は代理人に株式を寄託させることを求め、及び／又は当該株式の不適格処分の経緯を把握するためのその他手続きを設定することができる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
6,672,500米ドル (814,512,075円) (注)	0米ドル (0円)	6,672,500米ドル (814,512,075円) (注)

(注) 当該金額は、日本における従業員全員が本プランに参加し、1年間の最大拠出限度額である21,250米ドルを拠出するのに十分な報酬を得たと仮定した場合の見込額である。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額の概算額6,672,500米ドル（814,512,075円）は、設備投資及び事業運営費支払等の当社の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支払時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づき募集される本新株予約権と同一の種類の証券（以下、本「募集又は売出しに関する特別記載事項」において「新株予約権」という。）の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

（1）有価証券の種類及び銘柄

新株予約権証券。なお、当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

詳細は、上記「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - （2）新株予約権の内容等 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

（2）新株予約権の内容等

（イ）発行数

2,624,102個（見込数。発行される新株予約権の数は、新株予約権の目的となる当社普通株式の数と等しい。）

（注）本プラン参加者は、新株予約権の行使日において、適用される購入期間中に承認した給与天引により積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日である2022年6月15日、又は加入期間の最初の取引日）、又は(2)行使日（本募集では2022年12月15日及び2023年6月15日、又はかかる日が取引日でない場合には、該当購入期間の最終取引日）における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。従って、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額（本加入期間中の拠出金の最大見込額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（暦年）を乗じさらに適格従業員数（7,479人）を乗じた値とする。）317,857,500米ドル（38,800,865,025円）を、2022年3月25日の当社普通株式のNASDAQにおける終値142.51米ドル（17,396円）の85%の値（121.13米ドル（14,786円））で除することにより算出される。

（ロ）発行価格（新株予約権1個当たり）

0米ドル（0円）

（ハ）発行価額の総額

0米ドル（0円）

（二）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 新株予約権の目的となる株式の種類：当社記名式額面普通株式（額面0.001米ドル）

（注）：新株予約権の行使により発行される株式は、新規発行株式である。

（注）：配当金又はその他の分配金（現金、普通株式、その他有価証券若しくはその他財産の形式を問わず）、再資本化、株式分割、株式併合、再編、合併、統合、分離、スピンオフ、結合、当社の普通株式若しくはその他の有価証券の買戻し若しくは交換、又は普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更が生じた場合、運営者は、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために、その公平であるとみなす方法で、本プランに基づき交付される普通株式の数及びクラス、1株当たり購入価格、まだ行使されていない本プランに基づき各オプションによりカバーされる普通株式の数並びに本プランの第7条及び第13条の最大株式数を調整するものとする。

2 株式の内容

(a)配当権：優先株式の保有者の権利を条件とし、普通株式の保有者は、取締役会により随時宣言された場合に及びその時点で、当該配当のために合法的に使用可能な当社の資産若しくは資金から、当該配当及びその

他の分配金（当社の現金、財産若しくは株式資本で支払われる。）を受領する権利を有するものとし、一株当たりを基準とし、当該配当及び分配金につき等分するものとする。

(b)清算権：清算権は普通株式には適用されない。

(c)償還権：償還権は普通株式には適用されない。

(d)議決権：普通株式の保有者は、株主に適切に提出された普通株式の保有者が議決権を行使することができる各事項について、当該各株式につき1個の議決権を有するものとする。

3 株式の数

新株予約権の行使によって発行される普通株式の数は、各加入期間中、給与天引によって本プラン参加者から集められた金額を、当該加入期間における2つの各購入期間に関し有効な購入価格で除することによって得られる株式の数となる。

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：2,624,102株（見込数）

（注）：配当金又はその他の分配金（現金、普通株式、その他有価証券若しくはその他財産の形式を問わず）、再資本化、株式分割、株式併合、再編、合併、統合、分離、スピンオフ、結合、当社の普通株式若しくはその他の有価証券の買戻し若しくは交換、又は普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更が生じた場合、運営者は、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために、その公平であるとみなす方法で、本プランに基づき交付される普通株式の数及びクラス、1株当たり購入価格、まだ行使されていない本プランに基づき各オプションによりカバーされる普通株式の数並びに本プランの第7条及び第13条の最大株式数を調整するものとする。

（注）：本プラン参加者は、新株予約権の行使日において、適用される購入期間中に承認した給与天引により積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日である2022年6月15日、又は加入期間の最初の取引日）、及び(2)行使日（本募集では2022年12月15日及び2023年6月15日、又はかかる日が取引日でない場合には、該当購入期間の最終取引日）、における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。従って、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額（本加入期間中の拠出金の最大見込額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（暦年）を乗じさらに適格従業員数（7,479人）を乗じた値とする。）317,857,500米ドル（38,800,865,025円）を、2022年3月25日の当社普通株式のNASDAQにおける終値142.51米ドル（17,396円）の85%の値（121.13米ドル（14,786円））で除することにより算出される。

（ホ）新株予約権の行使時の払込金額：新株予約権1個当たり121.13米ドル（14,786円）

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額：317,857,500米ドル（38,800,865,025円）

（注）：配当金又はその他の分配金（現金、普通株式、その他有価証券若しくはその他財産の形式を問わず）、再資本化、株式分割、株式併合、再編、合併、統合、分離、スピンオフ、結合、当社の普通株式若しくはその他の有価証券の買戻し若しくは交換、又は普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更が生じた場合、運営者は、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために、その公平であるとみなす方法で、本プランに基づき交付される普通株式の数及びクラス、1株当たり購入価格、まだ行使されていない本プランに基づき各オプションによりカバーされる普通株式の数並びに本プランの第7条及び第13条の最大株式数を調整するものとする。

（注）：上記のとおり、「新株予約権の行使時の払込金額」は未定であるため、説明の目的上、2022年3月25日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値142.51米ドル（17,396円）の85%の価格（121.13米ドル（14,786円））とした。（上記(2)(d)-(iii)の注を参照のこと。）

（注）：上記のとおり、拠出額は未定であるため、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、説明の目的上、加入期間における本プラン参加者による拠出金の最大見込額とした。（上記(2)(d)-(iii)の注を参照のこと。）

（ヘ）新株予約権の行使期間

2022年12月15日及び2023年6月15日、又はかかる日が取引日でない場合には、該当購入期間の最終取引日（「行使日」）

（注）：各行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

（ト）新株予約権の行使の条件

本プランを参照のこと。

（チ）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり0.001米ドル（0.1円）

（リ）新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は譲渡することができない。

(3) 発行方法

本新株予約権は、本プランに基づく当社及び指定会社（日本を除く。）の適格従業員7,479名に割り当てられる。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域(国外)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、アラブ首長国連邦、英国、米国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：317,857,500米ドル（38,800,865,025円）（注）

（注）手取金の総額は、本新株予約権の発行価格の総額と全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額（317,857,500米ドル（38,800,865,025円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（0米ドル（0円））を控除した額である。

手取金の使途：本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額の概算額317,857,500米ドル（38,800,865,025円）は、設備投資及び事業運営費支払等の当社の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支払時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日

2022年6月15日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

（イ）当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質：上記「第1募集要項 - 1新株予約権証券の募集 - (2)新株予約権の内容等 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

（ロ）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「第1募集要項 - 1新株予約権証券の募集 - (2)新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ハ）当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

上記「第1募集要項 - 1新株予約権証券の募集 - (2)新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ニ）提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との取決めの内容

上記「第1募集要項 - 1新株予約権証券の募集 - (2)新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ホ）提出会社の株券の賃借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

上記「第1募集要項 - 1新株予約権証券の募集 - (2)新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ヘ）その他投資者の保護を図るため必要な事項

上記「第1募集要項 - 1新株予約権証券の募集 - (2)新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他】

1 【法律意見】

ウィルソン・ソンシニ・グッドリッチ&ロサティ、プロフェッショナル・コーポレーションより以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1) 当社は、米国デラウェア州の法律に基づき適法に設立され、有効に存続し、かつ当該法律に基づき良好な状態にある。

(2) 有価証券届出書が関連する募集の授権に必要な当社のすべての会社の行為はなされており、かつ本プランの募集の条件の遵守を条件として、当該募集はデラウェア州一般会社法を侵害する結果となることはない。

(3) 当社によりかつ、当社に代わり有価証券届出書及びもしあればその訂正を関東財務局長に提出することは当社により適法に授権されている。

2 【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4．その他」、「2．その他の記載事項」に、以下に掲げる「スプラंक・インク従業員株式購入プラン(修正済)」の訳文を掲げる。

(和訳)

スプラंक・インク
2012年従業員株式購入プラン
(2019年12月11日に修正済)

第1条 目的. 本プランの目的は、当社及びその指定会社の従業員に、積み立てられた拠出金を通じて当社の普通株式を購入する機会を提供することである。当社はその資格を維持する保証又は表明を行わないものの、当社の意図は、1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「内国歳入法」という。）第423条に基づく「従業員株式購入プラン」に基づくオプションとして適格である、本プランに基づくオプションを付与することである。従って、本プランの規定は、内国歳入法第423条の要件に合致する、統一され、かつ差別のない方法により、本プランの参加を拡大及び制限するために解釈される。さらに、当社は内国歳入法第423条に基づくオプションとして適格でない本プランに基づくオプションを、租税、証券法、又はその他の目的を達成するために米国外の従業員に付与することを意図している。

第2条 定義.

(a) 「関係会社」とは、子会社以外で、当社が持分又はその他の持分を有する事業体を意味するものとする。

(b) 「運営者」とは、本プランの第14条に基づき本プランを運営するために取締役会又は取締役会により指定された委員会を意味するものとする。

(c) 「適用法」とは、米国の州の会社法、米国の連邦及び州の証券法、規約、普通株式が上場又は値付される証券取引所又は相場制度、及び本プランに基づきオプションが付与される、又は付与される予定の外国の又は外国

の法的管轄の適用証券及び取引所管理法に基づくエクイティ・ペースの付与及び関連する株式の発行に関する要件を意味するものとする。

(d)「取締役会」とは、当社の取締役会を意味するものとする。

(e)「支配の変更」とは、以下の事象のいずれかの発生をいう：

(i) 一人又はグループとして行為する複数の者(以下「本人」という)が、当該本人の保有する株式と共に、当社の株式の総議決権の50%超を構成する当社の株式の所有権を取得した日に、当社の所有権の変更が生じる。但し、本項の目的上、当社の株式の総議決権の50%超を所有するものとみなされる一人の本人による株式の追加取得は、支配の変更とはならない。

(ii) 取締役会の取締役の過半数が、その任命又は選任の日より前に、取締役会の取締役の過半数により任命又は選任が承認されない取締役により、12ヶ月の期間中に交代する日に生じる当社の実質的な支配の変更。本項(ii)の目的上、本人が当社の実質的支配力を有していると考えられる場合、かかる同一人物による当社の追加的支配の獲得は支配力の変更とはみなされない。

(iii) 本人が、かかる取得の直前に当社資産の全部の総公正市場価値合計の50%以上に相当する総公正市場価値合計を有するような当社からの資産を取得した（又はかかる者により直近で取得された日に終了する12か月の期間中に取得した）日に生じる当社資産の大部分の所有権の変更。但し、本項の目的上、以下の場合には、当社資産の大部分の所有権の変更を構成しないことを条件とする。(A)譲渡直後の当社の株主により支配される事業体への譲渡、又は(B)当社による以下の者に対する資産の譲渡：(1)当社の株式と交換に、又は当社の株式に関して、当社の株主(資産譲渡直前に)、(2)当社が直接又は間接的にその合計価額又は議決権の50%以上を所有している事業体、(3)当社の全発行済株式の合計価額又は議決権の50%以上を、直接又は間接的に所有している者、又は(4)本(iii)(B)(3)項に記載する本人が、合計価額又は議決権の少なくとも50%を直接又は間接的に所有している事業体。本(iii)項の目的上、総公正市場価値とは、当該資産に関連するいかなる負債を考慮することなく決定される、当社の資産の価値、又は処分される資産の価値を意味する。

かかる定義上、個人が当社との合併、連結、株式の購入若しくは取得、又は類似の事業取引を行う法人の所有者である場合には、グループとして行為しているものとみなされる。

上記にかかわらず、取引は、随時変更され、また変更される可能性があるため、かかる取引が規約第409A条の意味の範囲内における支配の変更事象として認められ、また、随時それに基づいて公布された又は公布される可能性のある、米国財務省規則及び内国歳入庁の予定された又は最終的な指針とならない限り、支配の変更とはみなされない。

さらに、疑義を避けるために、以下の場合には、取引は支配の変更を構成しない。(i)その唯一の目的が当社の設立状況を変更することであること、又は(ii)その唯一の目的が、当該取引の直前に当社の有価証券を保有していた者が実質的に同じ割合で所有する持株会社を設立することであること。

(f)「内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（改正済）を意味する。内国歳入法又はそれに基づく米国財務省規則の特定の条項への言及には、当該条項又は規則、当該条項に基づき公表される有効な規則又はその他の正式な適用可能な指針、及び当該条項又は規則を変更、補完、又はこれに代替されるいかなる将来の法律又は規則の比較可能な規定が含まれる。

(g)「内国歳入法第423条(b)コンポーネント」とは、内国歳入法第423条(b)に規定する要件を満たすように設計された従業員株式購入プランを意味するものとする。内国歳入法第423条(b)コンポーネントの規定は、内国歳入法第423条(b)に従って制定、管理、施行されるべきである。

(h)「委員会」とは、本プランの第14条に従って任命される取締役会の委員会を意味する。

(i)「普通株式」とは、当社の普通株式を意味する。

(j)「当社」とは、デラウェア州の法人であるSplunk Inc.又はその後継会社を意味する。

(k)「報酬」とは、適格従業員の基本標準時間総収入(13ヶ月目の給与を含む。)、手数料(当該手数料が報酬の不可欠かつ反復する部分である限り)、残業手当及び交代勤務割増賃金の支払を意味するが、インセンティブ報酬、ボーナス及びその他類似の報酬に関する支払いは含まない。運営者は、その裁量により、統一され、かつ差別のない方法で、継続する加入期間に対する報酬の異なる定義を設定することができる。

(l)「拠出金」とは、本プランに基づき付与されるオプションの行使に資金を拠出するために、当社が参加者に行うことを認める給与控除及びその他の追加支払を意味する。

(m)「指定会社」とは、運営者が随時その裁量において、本プランに参加する資格があるとして、指定する子会社又は関係会社を意味する。内国歳入法第423条(b)コンポーネントの目的上、子会社のみ指定会社とすることができる。但し、内国歳入法第423条(b)コンポーネントに基づく指定会社である子会社は、いかなる時点においても非第423(b)コンポーネントの下で指定会社とはならないものとする。

(n)「取締役」とは、取締役会の構成員を意味する。

(o)「適格従業員」とは、従業員としてサービスを提供し、雇用主の給与記録に記載されており、雇用主によって慣例的に週20時間以上、暦年で5カ月を超えて雇用されている個人を意味する。本プランの目的上、雇用関係は、かかる個人が病欠又はその他の休業状態にある間も、雇用主が承認するか、適用法に基づき法的に保護されるが、雇用終了時に勤務していない期間とはならず、継続的に維持されるものとして取り扱われる。休業期間が3ヶ月を超え、かつ、個人の再雇用の権利が法定又は契約のいずれによっても保証されない場合、雇用関係は、当該休業の開始の3ヶ月と1日後に終了したものとみなされる。運営者は、随時、募集において加入日にすべてのオプションが付与されるかかる加入日より前に(統一され、かつ差別のない方法で、又は別途財務省規則第1.423-2号で認められるように)、適格従業員の定義を、以下である場合には、かかる個人を含まないことを決定することができる。(i)最後の雇用日以降、最低2年間役務を提供していない(又は運営者がその裁量により決定することができるより少ない期間)、(ii)慣例的に週20時間未満の労働時間である(又は、運営者がその裁量により決定することができるより少ない時間)、(iii)慣例的に1暦年当り5ヶ月未満の期間働いている(又は運営者がその裁量により決定することができるより少ない期間)、(iv)内国歳入法第414条(q)の意味における非常に報酬の高い従業員である、又は(v)一定水準以上の報酬を伴う内国歳入法第414条(q)の意味における高報酬の従業員である、又は取引所法第16条(a)の開示要件の対象となる役員である。但し、本募集に参加している従業員の雇用者が高報酬の個人全員に対して、各募集に関して同一の方法で除外を適用していることを条件とする。内国歳入法第423(b)コンポーネントに関しては、米国財務省規則第1.423-2(e)(2)(ii)を遵守する方法で募集に関して各除外が適用されるものとする。

(p)「雇用主」とは、該当する適格従業員の雇用主を意味する。

(q)「加入日」とは、各加入期間の最初の取引日を意味する。

(r)「取引所法」とは、1934年証券取引所法(改正済)を意味し、それに基づき公布された規則及び規制を含む。

(s)「行使日」とは、各購入期間の最終取引日を意味する。

(t) 「公正市場価値」とは、いずれかの日現在、及び運営者が別途決定する場合を除き、以下のように決定された普通株式の価値を意味する：

(i) 普通株式が、ナスダック証券市場のナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・グローバル・マーケット又はナスダック・キャピタル・マーケットを含むが、これらに限定されない、確立された証券取引所又は全国的な市場システムに上場されている場合、その公正市場価値は、ウォールストリート・ジャーナル又は運営者が信頼できるとみなすその他の情報源で報告されるように、決定日に当該取引所又はシステムで値付される当該株式の最終売買価格(又は売買が報告されなかった場合は、最終の買い気配)とする；

(ii) 普通株式が認定証券業者によって定期的に値付されているが、売買価格が報告されていない場合、その公正市場価値は、ウォールストリート・ジャーナル又は運営者が信頼できるとみなすその他の情報源で報告される、決定日(又はかかる日に買い呼び値と売り呼び値が報告されなかった場合には、該当する場合には、かかる買い呼び値及び売り呼び値が報告された直近の取引日)における普通株式の高い買い呼び値と安い売り呼び値の仲値となる；

(iii) 普通株式の確立された市場が存在しない場合には、その公正市場価値は、運営者が誠実に決定する；

(iv) 本プランに基づく最初の加入期間の加入日を目的として、公正市場価値は、普通株式の当初公募のために米国証券取引委員会に提出されるForm S-1の登録届出書(「登録届出書」)に含まれる最終目論見書に定める公開当初価格である。

(u) 「会計年度」とは、当社の会計年度を意味する。

(v) 「新規行使日」とは、運営者がかかる時点で進行中の加入期間を短縮する場合の新たな行使日を意味する。

(w) 「非第423条(b)コンポーネント」とは、内国歳入法第423条に定められた要件を満たすことを意図しない従業員株式購入制度をいう。

(x) 「募集」とは、第4条に定められる加入期間中に行使することができるオプションに関する本プランに基づく募集をいう。本プランの目的上、運営者は、複数の雇用者の従業員が参加できる本プランに基づく別個の募集(条件は同一である必要はない。)を指定することができ、当該募集の適用ある加入期間の日付が同一であっても本プランの規定は各募集に対し個別に適用される。米国財務省規則第1.423-2(a)(1)において認められる限り、第423条(b)コンポーネントにおけるそれぞれの募集の諸条件は同一でなくとも構わないが、本プラン及び募集の諸条件が米国財務省規則第1.423-2(a)(2)及び(a)(3)を満たす必要がある。

(y) 「加入期間」とは、本プランに基づき付与されたオプションを行使することができる約12か月間で、(i)各年の6月15日及び12月15日又はその後の最初の取引日に開始し、約12か月後の6月15日及び12月15日又はその後の最初の取引日に終了する期間をいう。但し、本プランに基づく初回の加入期間は米国証券取引委員会が当社の登録届出書の効力発生を宣言した日又はその後の最初の取引日に開始し、2013年6月15日又はその後の最初の取引日に終了するものとし、本プランに基づく2回目の加入期間は2013年6月15日又はその後の最初の取引日に開始するものとする。加入期間の長さ及び時期は第4条及び第20条に従い変更することができる。

(z) 「親会社」とは、内国歳入法第424条(e)に定義される現在又は将来の「parent corporation」をいう。

(aa) 「参加者」とは、本プランに参加する適格従業員をいう。

(bb) 「本プラン」とは、スプラंक・インク2012年従業員株式購入プランをいう。

(cc) 「購入期間」とは、加入期間中に本プランの条件に従い参加者のために普通株式が購入される期間をいう。運営者による別段の定めがない限り、購入期間はある行使日に開始し、次の行使日に終了する約6か月間をいうものとする。但し、ある加入期間における最初の購入期間は加入日に開始し、次の行使日に終了するものとする。

(dd) 「購入価額」とは、加入日又は行使日における普通株式の公正市場価値の85%のうちいずれか低い方に等しい金額をいう。但し、内国歳入法第423条（若しくは後継の規則若しくは条項又はその他の適用ある法令若しくは証券取引所規則）の遵守を条件として又は本プラン第20条に従い、運営者により後続の加入期間に関する購入価額が決定される場合がある。

(ee) 「子会社」とは、内国歳入法第424条(f)に定義される現在又は将来の「subsidiary corporation」をいう。

(ff) 「取引日」とは、普通株式が上場されている国内の証券取引所が取引を行う日をいう。

(gg) 「米国財務省規則」とは、内国歳入法の財務省規則をいう。特定の財務省規則又は内国歳入法の条文の参照は、当該財務省規則又は条文、当該条文に基づき制定された有効な規則、及び当該条文若しくは規則に抵触しこれらを修正、補完し若しくはこれらに取って代わる将来の法律又は規則を含む。

第3条 適格性

(a) 初回の加入期間 初回の加入期間の直前に適格従業員である個人は、自動的に初回の加入期間に加入する。

(b) 2回目以降の加入期間 初回の加入期間の後の加入日に適格従業員である者は本プランに参加する資格を有するが、第5条の要件に従うものとする。

(c) 非米国従業員 米国外の法域の市民又は居住者である従業員は（かかる者が米国市民若しくは居住者でもあるか、又は内国歳入法第7701条(b)(1)(A)に定める居住外国人であるか否かを問わず）、かかる従業員の参加が適用ある法域の法律により禁止されている場合、又は適用ある法域の法律に準拠することにより内国歳入法第423条(b)コンポーネント若しくは当該募集が内国歳入法第423条に抵触することとなる場合、内国歳入法第423条(b)コンポーネント又は募集への参加から除外することができる。

(d) 制限 本プランにおける別段の定めにも関わらず、次に定める適格従業員に対し、本プランに基づくオプションの付与は行われない。(i) 付与の直後に、適格従業員（若しくは内国歳入法第424条(d)に従いその株式が適格従業員に帰属することとなるその他の者）が当社若しくは当社の親会社若しくは子会社の総議決権又は全種類株式資本の価値の5%以上に相当する当社若しくは当社の親会社若しくは子会社の株式資本及び/又は株式を購入するための未行使のオプションを保有することとなる場合、又は、(ii) 当社又は当社の親会社若しくは子会社の全ての従業員株式購入プラン（内国歳入法第423条に定義される。）に基づく適格従業員の株式購入権について、内国歳入法第423条及びそれに基づく規則に従い決定された当該オプションが未行使である間のいずれかの時点において、各暦年について当該オプションの株式の価値が25,000米ドル（当該オプション付与時の公正市場価値で決定する。）を超えることとなる場合。

(e) 参加者の異動 参加者の雇用が当社又は内国歳入法第423条コンポーネントに参加している指定会社から非第423条コンポーネントに参加している指定会社に異動した場合、当該参加者は直ちに内国歳入法第423条コンポーネントの参加を中止するものとするが、当該異動が生じた購入期間について行われた給与天引又は拠出は非第423条コンポーネントに移転されるものとし、当該参加者は、同じ指定会社に雇用されている他の参加者と同じ条件で直ちに非第423条コンポーネントに基づく現行の募集に参加するものとする。非第423条コンポーネントに参加している指定会社から当社若しくは内国歳入法第423条コンポーネントに参加している指定会社へ雇用が異動した参加者は、(i) 非第423条コンポーネントに基づく現行の加入期間の終了若しくは(ii) 当該異動後に参加する最初の募集の加入日のいずれか早い方まで、非第423条コンポーネントに参加し続けるものとする。

第4条 加入期間 本プランは、各年の6月15日及び12月15日若しくはその後の最初の取引日又は運営者が決定するその他の日に開始する新しい加入期間をもって連続する加入期間により実施される。但し、本プランに基づく

初回の加入期間は米国証券取引委員会が当社の登録届出書の効力発生を宣言した日又はその後の最初の取引日に開始し、2013年6月15日又はその後の最初の取引日に終了するものとし、本プランに基づく2回目の加入期間は2013年6月15日又はその後の最初の取引日に開始するものとする。運営者は、将来の募集に関し、株主の承認を得ることなく加入期間の長さ（加入期間の開始日を含む。）を変更する権利を有するが、当該変更はその影響を受けることとなる最初の加入期間の予定された開始日に先立って告知されなければならない。いずれの加入期間も24か月間を超えてはならない。

第5条 参加

- (a) 初回の加入期間 適格従業員は、その者が当社の指定するプラン運営者に対し、給与天引を承諾する加入契約書を運営者の定める様式で、(i)本プランに基づく普通株式の発行に関するForm S-8登録届出書の効力発生日以降、(ii)当該S-8登録届出書の効力発生日後10営業日以内若しくは運営者が決定するその他の期間（以下「参加申込期間」という。）に提出する場合に限り、第3条(a)に基づく初回の加入期間への参加を継続する権利を有するものとする。適格従業員が参加申込期間内に加入契約書を提出しない場合、その者は自動的に初回の加入期間から脱退するものとする。
- (b) 後続の加入期間 適格従業員は、(i)当社の株式管理部門（又はその被指名人）に対し適用ある加入日に先立ち運営者が決定する日までに、拠出を承諾するため適切に記入された加入契約書を運営者が提供する様式で提出すること、又は(ii)運営者が決定する電子的若しくはその他の加入手続に従うことにより、第3条(b)に従い本プランに参加することができる。

第6条 拠出

- (a) 第5条に従い参加者が本プランに加入する時、参加者は、加入期間中の各給与支払日に受領する報酬の15%を超えない金額を各給与支払日に給与から天引するか又は（運営者が許可する限りにおいて）加入期間中にその他の拠出を行うかを選択するものとする。但し、給与支払日が行使日である場合、参加者は、当該日に行われた給与天引を後続の購入期間又は加入期間に基づく当該参加者の口座に充当することができる。運営者は、単独の裁量により、特定の募集において全ての参加者が本プランの拠出額を現金、小切手又はその他の加入契約書に定める手段で、当該購入期間の各行使日に先立ち支払うことを許可することができる。参加者の加入申込書は、本プラン第10条の規定に従い終了されない限り、後続の加入期間においても引き続き有効となる。
- (b) 参加者のための給与天引は、第10条に定める通り参加者により早期に終了されない限り、加入日後の最初の給与支払日に開始され、給与天引の承諾が適用される加入期間の行使日前の最後の給与支払日に終了する。但し、初回の加入期間に関する給与天引は、参加申込期間の最終日と同日の又はその後最初の給与支払日に開始される。
- (c) 参加者のための全ての拠出は本プランに基づく当該参加者の口座に貸方記入され、給与天引は整数のパーセンテージで行われるものとする。参加者は、当該口座への追加の支払いはできない。
- (d) 参加者は、第10条の規定に従い本プランへの参加を中止することができる。ある加入期間について、運営者が許可する場合、運営者の単独の裁量により決定する通り、参加者は (i)この目的のために運営者が提供した様式による、拠出割合の変更を承諾する新しい加入契約書を適切に記入し、適用ある行使日に先立ち運営者が決定する日までに当社の株式管理部門（又はその被指名人）に提出すること、又は(ii)電子的その他の運営者が定める手続に従うこと、により当該加入期間中に拠出割合を変更することができる。但し、参加者は各加入期間につき1回のみ拠出額の変更を行うことができる。参加者がかかる拠出割合変更の手続に従わなかった場合、当該参加者の拠出割合は、当該加入期間及び将来の加入期間を通じて当初選択した割合を継続するものとする（第10条に基づき終了される場合を除く。）。運営者は、その単独の裁量により、ある加入期間中に参加者が行う拠出額の変更についてその性質及び/又は数字を限定することができ、プランの運営において適切であるとみなされるその他の条件若しくは制限を設けることができる。本第6条(d)に従い行われた給与天引割合の変更は、参加者に

より変更された日から（米国の）5営業日が経過した後の最初の完全な給与支払期間から有効となる（但し、運営者がその単独の裁量により給与天引の変更をより早く処理した場合を除く。）

- (e) 上述の規定にも関わらず、内国歳入法第423条(b)(8)及び本プラン第3条(b)に準拠するために必要な限度で、参加者の拠出額は購入期間中いつでも0%まで引き下げることができる。拠出は、本プラン第10条に従い参加者によって終了されない限り、内国歳入法第423条(b)(8)及び本プラン第3条(b)に従い、翌暦年に終了予定の最初の購入期間の開始日に、参加者が当初選択した割合で再開することができる。
- (f) 本プランの別段の定めにも関わらず、運営者は、(i)適格従業員が居住する法域において有効な銀行法又は労働法の制限に基づき給与天引が許されない場合及び(ii)内国歳入法第423条(b)コンポーネントに関し運営者が内国歳入法第423条に基づき現金拠出が許容されると決定した場合、適格従業員が給与天引でなく現金の拠出を通じて本プランに参加することを許可することができる。
- (g) オプションの一部若しくは全部が行使された時点で、又は本プランに基づき発行された普通株式の一部若しくは全部が処分された時点で（あるいは、本プランに関連する課税事象が発生するその他の時に）、参加者は、オプションの行使又は普通株式の処分時に発生する（又は本プランに関連する課税事象が発生するその他の時に）、当社の又は雇用者の連邦、州、地方又は、税国外の法域で課される税、国民保険、社会保障、支払若しくは口座又はその他税の源泉徴収義務（もしあれば）並びに参加者に移転された雇用者の税債務を含めたその他当局に支払うべき税債務のために適切な引当をなさなければならない。なんどきでも、当社又は雇用者は、参加者の報酬から、当社又は雇用者が適切な源泉徴収義務（適格従業員による普通株式の売却又は早期処分起因する、当社又は雇用者が利用できる税控除又は税務便益に関する源泉徴収を含む。）を果たすために必要な額を源泉徴収することができるが、かかる源泉徴収は義務ではない。さらに、当社若しくは雇用者は、普通株式の売却益から源泉徴収することができ、又は第423条(b)コンポーネントに関しては、米国財務省規則第1.423-2(f)により認められる範囲で、当社若しくは雇用者が適切とみなすその他の源泉徴収法により源泉徴収することができるが、かかる源泉徴収は義務ではない。

第7条 オプションの付与 各加入期間の加入日に、当該加入期間に参加する各適格従業員は、当該加入期間中の各行使日に、当該行使日より前に積み立てられ行使日付で適格従業員の口座に残存する当該適格従業員の拠出を適用ある購入価格で除して決定された普通株式数を上限として（適用ある購入価格で）購入オプションを付与される。但し、いかなる場合でも、適格従業員は各購入期間中に5,000株（第19条に従った調整の対象となる。）を超える普通株式を購入することはできないものとし、さらに、当該購入は第3条(c)及び第13条に規定の制限の対象となる。適格従業員は、(i)最初の加入期間に関しては、参加申込期間の最終日以前に第5条の要件に従って適切に記入した加入契約書を提出することで、(ii)本プランに基づくその後の加入期間に関しては、第5条の要件に従い本プランへの参加を選択することで、当該オプションの付与を受けることができる。運営者は、将来の加入期間について、その絶対的裁量により、適格従業員が加入期間の各購入期間中に購入できる普通株式の最大数を増減することができる。オプションの行使は、第10条に従って参加者が脱退しない限り、第8条に規定の通り生じる。オプションは加入期間の最終日に失効する。

第8条 オプションの行使

参加者が、第10条に定めのある本プランからの脱退をしない限り、参加者の普通株式購入オプションは、行使日に自動的に行使され、当該参加者のためにオプションの対象となる最大数の株式（端株を除く。）が、適用ある購入価格において、参加者の口座に積み立てられた拠出で購入される。端株の普通株式は購入されず、参加者の口座に積み立てられた、1単元の株式を購入するには足りない分の拠出は、参加者に返金される（第12条でさらに規定される現地法によって要求される場合を除き、利息は付さない。）。参加者の生存中、本プランに基づき株式を購入する参加者のオプションは、当該参加者によってのみ行使可能である。

運営者が、ある行使日に、行使されるオプションに関する普通株式数が、(i)適用ある加入期間の加入日に本プランに基づき売却可能な普通株式数、又は(ii)当該行使日に本プランに基づき売却可能な普通株式数を超えると決定する場合、運営者はその単独の裁量で、(x)当社が当該加入日若しくは行使日に購入可能な普通株式を、当該行使日に普通株式を購入するオプションを行使する全参加者の間で公平となるようその単独の裁量で決定し、実務上可能な限り均一となる

方法で比例配分し、その時点で有効な全部の加入期間を継続することを規定し、又は、(y)当社が当該加入日若しくは行使日に購入可能な普通株式を、当該行使日に普通株式を購入するオプションを行使する全参加者の間で公平となるようその単独の裁量で決定し、実務上可能な限り均一となる方法で比例配分し、第20条に従ってその時点で有効な一部若しくは全部の加入期間を終了することを規定することができる。当社は、当該加入日後の当社株主による本プランに基づく追加株式発行の承認にかかわらず、前文に従って適用ある加入期間の加入日に配分可能な株式の比例配分を行うことができる。

第9条 交付 普通株式の購入が発生した各行使日後、実務上合理的に可能な限り速やかに、当社は、運営者が（その単独の裁量で）決定した形式で、運営者が設定した規則に従い、オプションの行使時に購入した株式を各参加者に交付するものとする。当社は、株式を直接当社の指定する仲介業者又は当社の指定を受けた代理人に寄託すべき旨、許可あるいは義務付けることができ、また当社は株式の譲渡につき、電子的又は自動的方式を活用することができる。当社は、指定期間当該仲介業者又は代理人に株式を寄託させる旨を定めること、及び／又は当該株式の不適格処分の経緯を把握するためのその他手続きを設定することができる。本第9条に定められるとおり、本プランに基づき付与されたオプションの対象となる普通株式が購入され、当該参加者に交付されるまでは、当該株式につき、いかなる参加者も議決権、配当請求権、その他株主としての権利を有するものではない。

第10条 脱退

参加者は、自らの口座の貸方にあり、本プランに基づくオプションの行使に使用されていない拠出を全額（一部は不可）いつでも、(i)当社の株式管理部門（若しくはその指定人）に当該目的のために運営者によって決定された形式で書面による通知を提出することで、又は(ii)運営者によって決定された電子的若しくはその他脱退手続きに従うことで、引き出すことができる。口座の貸方にある参加者の拠出全額は、脱退通知の受領後すぐに当該参加者に支払われ、加入期間の当該参加者のオプションは自動的に終了し、当該加入期間について普通株式購入のさらなる拠出はなされない。参加者が加入期間から脱退した場合、拠出は、参加者が第5条の規定に従って本プランに再加入しない限り、次の加入期間の開始時に再開しない。

参加者が加入期間から脱退した場合、その後当社が採用する可能性のある類似のプランに参加する、又は参加者が脱退した加入期間の終了後に開始する次回以降の加入期間に参加する当該参加者の適格性に影響を与えない。

第11条 雇用の終了 参加者が何らかの理由で適格従業員でなくなった場合、本プランからの脱退を選択したとみなされ、加入期間中に当該参加者の口座の貸方にあるが本プランに基づく普通株式の購入に使用されていない拠出は、当該参加者に、又は当該参加者の死亡の場合は第15条に基づきその権利を有する者に返金され、当該参加者のオプションは自動的に終了する。

第12条 利息 参加者の本プランへの拠出には利息は発生しない。但し、当社が決定する、参加者が居住する米国以外の国の銀行法又はその他法律が要求する場合を除く。そのように特定の法域の法律が要求される場合、第423条(b)コンポーネントに関して、米国財務省規則第1.423-2(f)により別途認められる場合を除き、関連する募集の全参加者に適用される。

第13条 株式

第19条に定めのある当社の資本金の変更による調整を条件として、本プランに基づき売却可能な普通株式の最大株式数は、200万株とし、2014年度の初日に開始する各年度の初日に、(i)普通株式400万株、(ii)直前年度の最終日の発行済普通株式数の2%、又は(iii)運営者が決定した額のうち少ないものに等しい数が追加される。

普通株式が発行されるまで（当社の又は当社の正当に権限のある譲渡代理人の帳簿への適切な記載が証拠となる）、参加者は、当該普通株式に関する無担保債権者の権利のみを有し、当該普通株式に関して議決権、配当請求権又はその他株主としての権利は存在しない。

本プランに基づき参加者に交付される普通株式は、参加者の氏名又は参加者及びその配偶者の氏名で登録される。

第14条 運営 本プランは、取締役会又は取締役会が指名した委員会により運営され、委員会は適用法を遵守するよう構成される。運営者は、本プランの条項の解析、解釈及び適用、本プランに基づく別々の募集の指定、適格性の決定、本プランに基づき提出されたすべての異議のある債権の判決並びに本プランの運営に必要なとみなされる手続きの設定（外国国籍の又は米国外で雇用されている従業員による本プランへの参加を認めるために必要又は適切な規則、手続き及びサブプランの採用を含むがこれらに限られない。）について完全な排他的裁量権限を有する。運営者が別途決定しない限り、米国外の各指定会社は、当社及び各その他指定会社とは別の募集に参加し、当該募集は、運営者の決定により、第423条コンポーネント又は非第423(b)条コンポーネントに基づく場合がある。前述の一般性を制限することなく、運営者は、参加適格性、報酬の定義、拠出の処理、本プランへの拠出実施（給与天引以外の形式を含むがこれに限られない。）、拠出預金用の銀行若しくは信託口座の開設、利息支払い、現地通貨の換算、給与税支払義務、受益者指定要件の決定、本プランに基づき購入された普通株式への制限設定、源泉徴収手続き及び株券の処理に関する規則及び手続きを採用する特定の権限を有する。運営者が行ないかなる発見、決定及び結論も、法が認める最大限度において、最終的であり、全ての当事者を拘束する。

第15条 受益者の指定

運営者が許可する場合、参加者は、本プランに基づく参加者の口座から普通株式及び現金（もしあれば）を受領する受益者の指定を、オプションが行使される行使日の後で当該株式及び現金を当該参加者に交付する前に当該参加者が死亡した場合に備えて提出することができる。さらに、運営者が許可する場合、当該参加者がオプションの行使前に死亡した場合に、本プランに基づく参加者の口座から現金を受領する受益者の指定を提出することができる。参加者が結婚しており、指定受益者が配偶者ではない場合、当該指定が有効となるためには配偶者の同意が必要となる。

参加者は、運営者が決定する形式による通知をもっていつでも当該指定受益者を変更することができる。参加者が死亡した場合で、その死亡の時点で存命している本プランに基づき有効な指定を受けた受益者が存在しない場合には、当社は当該株式及び／又は現金を、参加者の遺言執行者又は遺産管理人に譲渡するものとし、（当社の知る限りにおいて）遺言執行者又は遺産管理人が指名されていない場合には、当社はその裁量において当該株式及び／又は現金を参加者の配偶者又は扶養家族若しくは親族に交付するものとし、配偶者、扶養家族又は親族の存在を当社が了知していない場合には、当社の定めるその他の者に譲渡するものとする。

受益者の指定はすべて、運営者が随時指定する形式及び方法による。上記第15条(a)及び(b)にかかわらず、当社及び／又は運営者は、米国財務省規則第1.423-2により認められる範囲で、非第423条(b)コンポーネントに基づく米国外の法域における参加者の当該指定を認めない決定をすることができる。

第16条 譲渡不可性 参加者の口座の貸方にある拠出又はオプション行使に関連する若しくは本プランに基づき普通株式を受領するいかなる権利も、参加者によって譲渡、移転、質入又はその他いかなる方法においても処分してはならない（遺言、相続法、又は第15条に規定される場合を除く）。そのような譲渡、移転、質入又はその他処分の試みがなされたとしても全て無効であり、当社は、かかる行為を、第10条に従って加入期間から資金の引き出しを選択したのものと扱った場合がある。

第17条 資金の使途 当社は、本プランに基づき受領又は保有する拠出全額を、いかなる企業目的でも使用することができ、当社は、銀行法若しくはその他法律が参加者による本プランへの拠出を当社の一般企業資金から分離し、及び／又は非米国法域の参加者のために独立第三者に預け入れるよう要求する場合を除き、当該拠出を分離する義務を負わない。普通株式が発行されるまで、参加者は、当該株式に関して無担保債権者としての権利のみを有する。

第18条 報告 本プランへの各参加者について個別の口座が維持される。口座報告書が、最低年1回、参加している適格従業員に与えられ、当該報告書は、拠出額、購入価格、購入した普通株式数、現金残高（もしあれば）を記載する。

第19条 調整、解散、清算、合併又は支配の変更

(a) **調整** 配当金又はその他の分配金（現金、普通株式、その他有価証券若しくはその他財産の形式を問わず）、再資本化、株式分割、株式併合、再編、合併、統合、分離、スピノフ、結合、当社の普通株式若しくはその他の有価証

券の買戻し若しくは交換、又は普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更が生じた場合、運営者は、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために、その公平であるとみなす方法で、本プランに基づき交付される普通株式の数及びクラス、1株当たり購入価格、まだ行使されていない本プランに基づき各オプションによりカバーされる普通株式の数並びに第7条及び第13条の最大株式数を調整するものとする。

(b) 解散又は清算 当社の予定された解散又は清算の場合、進行中の加入期間は、運営者により別途規定のない限り、新規行使日を設定することで短縮され、当該予定された解散又は清算の完了直前に終了する。新規行使日は、当社の予定された解散又は清算の日より前となる。運営者は、参加者のオプションの行使日が新規行使日に変更された旨及び参加者のオプションが新規行使日に自動的に行使される旨を、新規行使日より前に各参加者に書面にて又は電子的に通知する。但し、当該日より前に、参加者が第10条に規定の通り加入期間から脱退した場合を除く。

(c) 合併又は支配の変更 合併又は支配の変更の場合、存続会社又は存続会社の親若しくは子会社により、各残存オプションが引き受けられるか又は相当するオプションに代理される。存続会社がオプションの引き受け又は代理を拒否した場合、当該オプションが関連する加入期間は、当該加入期間が終了する新規行使日を設定することで短縮される。新規行使日は、当社の予定された合併又は支配の変更の日より前に生じる。運営者は、参加者のオプションの行使日が新規行使日に変更された旨及び参加者のオプションが新規行使日に自動的に行使される旨を、新規行使日より前に各参加者に書面にて又は電子的に通知する。但し、当該日より前に、参加者が第10条に規定の通り加入期間から脱退した場合を除く。

第20条 修正又は終了

(a) 運営者は、その単独の裁量で、いつでもいかなる理由でも、本プラン又はその一部を修正、停止又は終了させることができる。本プランが終了する場合、運営者はその裁量で、即時若しくは次の行使日（運営者によってその裁量で決定される場合、本来の予定よりも早い場合がある。）の普通株式の購入完了時のいずれかにすべての残存する加入期間を終了させることを選択するか、又は加入期間のその条項に従った失効を認めることを選択することができる（第19条に従った調整の対象となる）。加入期間が失効より前に終了する場合、参加者の口座の貸方にある普通株式の購入に使用されていない金額は全額、実務上可能な限り速やかに参加者に返金される（利息を付さない。但し、第12条にさらに記載の現地法により別途要求される場合を除く。）。

(b) 株主の同意なく、及び第20条(a)を制限することなく、運営者は、加入期間又は購入期間を変更し、別々の募集を指定し、加入期間中に控除される金額の変更の頻度及び/又は回数を制限し、米ドル以外の通貨で控除される金額に適用される換算比率を設定し、適切に完了した控除の選択についての当社の処理の遅延又は誤りを調整するために参加者が指定した金額を超えた給与控除を許可し、各参加者の普通株式購入に充当される金額が拠出金額と適切に対応していることを確認する合理的な待機及び調整期間及び/又は会計及び貸記手続きを設定し、並びに運営者がその単独の裁量で、本プランと一致させるために望ましいと決定するその他制限又は手続きを設定する権限を有する。

(c) 運営者が、本プランの継続した運用により、不都合な財務会計の結果が生じる可能性があるとして決定した場合、運営者は、その裁量で、以下を含むがそれらに限られない必要又は望ましい範囲で、当該会計結果を削減又は除去するために、本プランを改定、修正又は終了させることができる。

(i) その時点で進行中の加入期間に関するものを含め、財務会計基準審議会ASC718（又はその後継）に基づく、セーフハーバー定義に従うための本プランの修正

() 購入価格変更時点で進行中の加入期間又は購入期間を含め、加入期間又は購入期間中の購入価格の改定

() 運営者の行為時点で進行中の加入期間又は購入期間を含め、新規行使日を設定することによる加入期間又は購入期間の短縮

() 参加者が拠出として確保するために選択する報酬の最大割合の削減

() ある加入期間又は購入期間中に参加者が購入できる最大株式数の削減

当該改定又は修正は、株主の承認又はプラン参加者の同意を必要としない。

第21条 通知 本プランに基づき又はこれに関連して参加者が当社に対して行った一切の通知又はその他の通信は、当社がその受領のために指定した住所又は人物を宛先として、当社が指定した書式及び方法において受領された時点で、適法に提出されたものとみなされる。

第22条 株式発行の条件 オプションに関する普通株式は、当該オプションの行使並びにそれに従った当該株式の発行及び交付が、すべての適用法（1933年証券法（修正法）、証券取引所法、それらに基づき公布された規則及び規制、並びに株式が上場する可能性のある証券取引所の要件を含むがこれらに限られない。）を遵守しない限り発行してはならず、さらに当該遵守に関する当社の法律顧問の承認を条件とする。

オプション行使の条件として、当社は、当該オプションを行使する者に対して、株式は投資のためにのみ購入されており、当該株式を売却若しくは分配する現在の意図はないことを当該行使時に表明及び保証することを、当該表明が上記の適用法のいずれかによって要求される場合、求める場合がある。

第23条 内国歳入法第409A条 本プランは、内国歳入法第409A条の適用を除外され、かつ本書中の不明瞭な点は、内国歳入法第409A条の適用から除外されるように解釈されるものとする。前述を促進するために、かつそれに反する本プランの規定にかかわらず、本プランに基づき付与されるオプションが内国歳入法第409A条を条件にする、又は本プランの規定が、本プランに基づくオプションに内国歳入法第409A条を条件にさせるものであると運営者が判断した場合には、運営者は、いずれの場合も、参加者の同意なく、運営者による修正又は行為が内国歳入法第409A条を侵害しない範囲においてのみ、本プランに基づき付与される残存オプション若しくは将来のオプションを内国歳入法第409A条から除外させるために、又は当該オプションが内国歳入法第409A条を遵守できるようにするために、本プランの条件、及び/若しくは本プランに基づき付与される残存オプションの条件を修正することができ、又は運営者が必要若しくは適切と判断するその他の行為を行うことができる。上記にかかわらず、当社は、内国歳入法第409A条から除外される又はそれを遵守することを意図する本プランに基づく普通株式の購入オプションが、しかるべく除外されず又は遵守されない場合、又はこれに関し運営者によりなされる行為について、参加者又はその他の当事者に責任を有さないものとする。当社は、本プランに基づく普通株式の購入オプションが内国歳入法第409A条を遵守しているかについていかなる表明も行わない。

第24条 本プランの期間 本プランは、取締役会による採択又は当社株主による承認のうちいずれか早い方に効力が発生する。第20条に基づいて早期終了しない限り、20年間継続して有効となる。

第25条 株主の承認 本プランは、本プランが取締役会により採択された日から12ヶ月以内に当社の株主の承認を受けることを条件とする。当該株主承認は、適用法に基づき要求される方法及び範囲で取得するものとする。

第26条 低価格の加入期間への自動的移行 運営者がその単独の裁量で、加入日より前に別途選択しない限り、及び適用法で許容される範囲で、加入期間の行使日の普通株式の公正市場価値が、当該加入期間の加入日の普通株式の公正市場価値よりも低い場合、当該加入期間の参加者全員は、当該行使日のオプションの行使の直後に当該加入期間から自動的に脱退し、直後の加入期間にその初日付で自動的に再加入し、前回の加入期間は終了する。

第27条 準拠法 本プランは、カリフォルニア州法に準拠し、それに従って解釈される（法選択の規定を除く）。

第28条 可分性 本プランのいずれかの条項が、何らかの理由でいずれかの法域で又はいずれかの参加者に関して無効、違法又は執行不能であり、無効、違法又は執行不能となり、又は無効、違法又は執行不能とみなされる場合、当該無効、違法又は執行不能は、本プランの残りの部分に影響を与えず、本プランは、無効、違法又は執行不能の条項が含まれていないかのように当該法域又は参加者に関して解釈及び執行されるものとする。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

1 外国会社報告書の提出日以後のその他の後発事象

-2021年7月、当社は元本総額10億米ドルの2026年満期0.75%転換シニア債（以下「2026年債券」という。）を、シルバー・レイク・アルパイン、L.P.、シルバー・レイク・アルパイン（オフショア・マスター）L.P.及びシルバー・レイク・パートナーズVI，L.P.を購入者として発行した。2026年債券はスプラंकの一般的なシニアの無担保債務である。

-2021年6月、当社の取締役会は、期間を通して10億米ドルを上限とする当社の普通株式の買戻しプログラムを承認した。買戻しは、市場の状況、適用される法的要件及びその他の関連要素に従い、随時、公開市場買付け又は私的な交渉による取引を通じて行うことができる。この買戻しプログラムは、当社が当社の普通株式の特定の金額を取得する義務を負うものではなく、当社の裁量により、いつでも停止することができる。2021年5月31日以降、当社は、証券取引法の規則10b5-1に従った取引計画に基づき、1株当たり平均価格145.23米ドル、総額10億米ドルで690万株の普通株式の買戻しを行った。

-2021年5月28日、当社は、サイバーセキュリティ及び脅威データのためのインテリジェンス・プラットフォームを提供するデラウェア州の非公開企業であるTruSTARテクノロジー・インク（「TruSTAR」）の議決権持分の100%を取得した。この取得は、企業結合として会計処理されている。この買収のために移転された対価の合計は8,210万米ドルで、うち8,120万米ドルは現金によるものであった。

2 臨時報告書の提出

2021年12月22日に提出した臨時報告書

2021年11月13日、スプラंक・インク（以下「当社」という。）及び当社の社長兼最高経営責任者（以下「CEO」という。）であるダグラス・メリット氏は、同氏がCEOとしての役務を終了する条件につき、相互に合意した。当社の現行の取締役会（以下「取締役会」という。）会長のグラハム・スミス氏が当社の暫定CEOに任命された。同氏は、今後12ヶ月以内に見込まれる常任のCEOの任命まで暫定CEOとして役務を提供する予定である。その移行の一環として、当社は、2021年11月22日に、2015年11月16日付のメリット氏の雇用オファー・レターに対する修正版（2019年3月20日及び2020年4月24日付で発効した書簡による契約書により修正済）（以下「メリット氏のオファー・レター」という。）を締結し、それに従い、メリット氏は取締役会を辞任し、暫定CEOの戦略アドバイザーとしての地位を確認した。かかる修正はまた、当社が2022年2月1日より前に、「原因」（メリット氏のオファー・レターに定義される）以外にメリット氏の雇用を終了させない旨規定している。

したがって、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

報告内容

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

退任代表取締役

氏名: ダグラス・メリット

旧職名: 社長兼最高経営責任者

新職名: アドバイザー

年齢: 57歳

新任代表取締役

名称: グラハム・スミス

旧職名: 取締役会会長兼独立取締役

新職名: 暫定最高経営責任者兼取締役会会長

年齢: 61歳

(2) 当該異動の年月日

2021年11月13日

(3) 実質保有株式数(異動日(2021年3月31日)現在)

ダグラス・メリット: 115,689株

グラハム・スミス: 31,482株

(4) 新任暫定CEOの主要略歴

スミス氏(61歳)は、2011年より当社の取締役会メンバーを務め、2019年からは会長を務めている。スミス氏は、2007年から2015年にかけて、企業向けクラウド・コンピューティング・ソフトウェアのプロバイダーであるセールスフォース・ドット・コム・インクで、最高財務責任者(CFO)や、直近ではエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを含め、様々な指導的地位を務めた。スミス氏はセールスフォースに入社する前は、ポートフォリオ会計ソフト会社であるアドベント・ソフトウェア・インクで2003年から2007年まで最高財務責任者(CFO)を務めていた。スミス氏は、2015年から財務・会計のクラウド型ソリューションを提供するブラックライン・インク、2020年からはクラウド型の建設管理ソフトウェアを提供するプロコア・テクノロジーズ・インク、2021年からは特別買収会社のエリオット・オポチュニティ コーポの取締役を務めている。スミス氏は、これまで、2015年から2018年にかけてエンタープライズ・ソフトウェア会社であるシトリックス・システムズ・インク、2015年から2019年にかけてクラウド型ウェルネス・サービス・マーケットプレイスであるマインドボディ・インク、2015年から2020年にかけてオンライン会計ソフトウェア会社であるゼロ・リミテッド、2018年から2021年にかけてクラウド型プロフェッショナル・コラボレーション・ツールのプロバイダーであるスラック・テクノロジーズ・インクの取締役を務めていた。スミス氏は、イングランドのブリストル大学の理学士号を保有しており、またイングランド及びウェールズの公認会計士の資格を有している。

2022年4月19日に提出した臨時報告書

2022年3月2日、スプラंक・インク（以下「当社」という。）は、2022年4月11日付でゲリー・スティール氏を当社の社長兼最高経営責任者(以下「CEO」という。)として任命することを公表した。2021年11月より当社の暫定CEOであったグラハム V. スミス氏は、暫定CEOとしての任期を終え、2022年4月11日のスティール氏の社長兼CEOとしての任命により独立取締役会会長としてその職務を再開する。

したがって、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

報告内容

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

退任代表取締役

氏名：グラハム V. スミス

旧職名：暫定最高経営責任者兼取締役会会長

新職名：取締役会会長

年齢：61歳

新任代表取締役

名称：ゲリー・スティール

職名：社長兼最高経営責任者

年齢：59歳

(2) 当該異動の年月日

2022年4月11日

(3) 実質保有株式数(異動日(各々2022年4月11日及び2022年4月13日)現在)

グラハム V. スミス：30,938株

ゲリー・スティール：1,000株

(4) 新任暫定CEOの主要略歴

スティール氏(59歳)は、2002年よりセキュリティ・アズ・ア・サービス・ソリューションのプロバイダーであるブルーポイント・インクの最高経営責任者及び取締役を務めており、また2018年から2021年にかけてブルーポイントの取締役会会長を務めた。1997年から2002年まで、スティール氏はソフトウェア会社のポルテラ・システムズ・インクの最高経営責任者を務めた。ポルテラより前は、スティール氏はエンタープライズ及びモバイル・ソフトウェア会社であるサイベース・インクにおいて、ミドルウェア及びデータ・ウェアハウジング・プロダクト・グループのヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・マネジャーを務めていた。また、スティール氏は、

コンピュータ、コンピュータ・ソフトウェア及び情報技術会社であるサン・マイクロシステムズ・インクやヒューレット-パッカード・カンパニーにおいて事業開発、マーケティング、及びエンジニアリングの職務に従事していた。スティール氏は、2018年より人材フリーランシング・プラットフォームのアップワーク・インクの取締役会メンバーを務めている。スティール氏は以前、2016年から2021年まで、クラウド通信のプロバイダーであるヴォネージ・ホールディングス・コープの取締役会メンバーを務めていた。スティール氏はワシントン州立大学の理学士号を保有している。

3 外国会社報告書の提出日以後の発行済株式総数及び資本金の増減

年月日	普通株式 期間中(単位：百万株)		当該日における資本金(普通株式及び資本剰 余金) (単位：百万米ドル)	
	増減数	残高	増減額	残高
2021年1月31日	-	163	-	4,064
2022年1月31日	4	167 ¹	968	5,032

¹ 上記の残高には、2022年1月31日現在の自己株式取得(約690万株)が含まれている。自己株式の取得を除く普通株式の残高は約160百万株となる。

4 外国会社報告書の提出日以降における事業等のリスクに関する変更

本項における将来に関する事項の記載は、当該年度末現在における当社の判断に基づいている。

リスク要因

当社の事業運営及び財務結果は、以下に記載されるさまざまなリスク及び不確定要素の対象となっている。当社が直面しているリスク及び不確実性は、以下に記載するものだけではない。当社が認識していない又は現時点では重要でないと考えるその他のリスク及び不確実性もまた、当社に影響を与える重要な要因となる可能性がある。以下のリスク又は以下に記載されないその他のリスクが発生した場合、当社の事業、財務状態及び業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。この場合、当社普通株式の取引価格が下落する可能性がある。

当社の事業及び業績に関する要因

当社が、当社のビジネスモデルの移行に成功しない場合、当社の業績は悪影響を受ける可能性がある。

当社はこれまでライセンスの販売から収益の大半を得ており、当社はすべての収益認識基準が満たされていると想定した上で、契約におけるライセンス料の部分を事前に認識している。しかしながら、当社の収益構造は、ライセンスの販売からクラウド・サービスの提供に移行しており、クラウド・サービスへの移行が継続するものと当社は予想している。主なクラウド・サービス提供モデルへの当社の転換は、当社の売上割合の増加が比例する割合で認識されるため、当社の売上高の認識のタイミングに影響を与えており、また今後も引き続き与える見込みであり、また、クラウド・サービスが当社の売上高に占める割合が増加するにつれ、当社の営業利益率にも影響を与えることになる。クラウド・サービス提供モデルへの当社の移行は顧客の選択に依存しており、また特定の期間において当社の収益及び利益率を予測する当社の能力は制限されており、今後も引き続き制限される可能性がある。当社はまた、一般的な複数年契約の請求書発行から、年間ベースでの請求書発行へと移行した。従って、年ベースの請求モデルへの移行に伴い、当社の現金回収のタイミングは、これまでよりも長い期間にわたるものと考えている。当社のビジネスモデルの移行が成功し、当社の事業及び財務目標を達成するかどうかは、顧客の需要、更新及び拡張率、インフラストラクチャーをさらに開発及び拡張する当社の能力、税金及び会計上の影響、価格設定並びにコストなど、多数の不確実性の影響を受ける。さらに、当社のビジネスモデルの移行状況を測定し、当社の事業を評価し、類型化ために当社が使用する測定基準は、重要な傾向が出現するととも

に、引き続きかかる移行の過程で進化するであろう。当社がかかる移行を成功裏に実行できない場合、当社の事業及び将来の業績は悪影響を受ける可能性がある。

当社の業績は大きく変動する可能性があり、当社の過去の業績は将来におけるパフォーマンスの目安にならない可能性がある。

当社の収益、営業利益、キャッシュ・フロー及びその他の業績は、その多くが当社の支配下でないさまざまな要因の結果、期間ごとに大幅に変動する可能性がある。対前期比の収益及び業績の比較は意味がない可能性があり、当社の過去の業績は将来のパフォーマンスを示すために依拠されるものではない。例えば、当社は、ライセンス収益を、通常事前に認識し、契約期間中にわたるクラウドサービス提供物に関連する収益を認識している。当社の顧客は、期間ライセンスとクラウド・サブスクリプション契約のどちらかを選択することができるという事実により、各期首において、当社は事前に認識される収益となる注文と、各四半期中に当社が締結する契約に比例して認識される収益となる注文の比率を予測することはできない。当社の顧客はクラウド・サブスクリプションへの移行に先立ち、より短期間のライセンスを選択する場合があります。またオンプレミスからクラウド・サービスに移行する際により短期のクラウド・サブスクリプションを選択する場合があります。さらに、当社のライセンス及び注文の数は大きく異なり、当社の収益及び業績が変動する結果となる可能性がある。特定の四半期において認識される収益の一部は、当社のクラウドサービス提供物並びに保守及びサポート契約に関する契約を含む、前四半期において締結された契約に比例して認識されるものである。そのため、いずれかの四半期におけるこのように比例して認識された契約による業績の低下は、かかる四半期の収益結果には反映されない可能性がある。但し、かかる業績の低下は、将来の四半期の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、当社製品の販売及び市場での受け入れが低下した場合の影響は、将来の期間まで当社製品の実績に完全には反映されない可能性がある。

当社は、当社の将来の収益又は業績を正確に予測できない場合がある。例えば、当社のクラウド・サービス提供モデルへの移行は、経常的な収益及びキャッシュ・フローを生み出すため、経時的に予測可能であると期待されるものの、当社の現金回収のタイミング、年間請求書発行額の増加、収益構成、当社の顧客の期間ライセンスと比べた当社クラウドサービスモデルの採用率、契約期間、COVID-19のパンデミックの程度及び当社の事業及び全体的な経済環境への継続する影響並びに収益認識のタイミングなどの多くの不確定要素により、当社の収益、キャッシュ・フロー及びその他の財務実績を短期的に正確に予測することはできない可能性がある。現在及び将来の当社の経費水準は、事業計画及び売上予測に基づいており、営業費用は短期的には比較的固定されることが予想される。その結果当社は、予期しない収益の不足を補うのに十分なコストを削減できない可能性があり、わずかな収益の不足であっても、かかる四半期の財務結果に過度に悪影響を及ぼす可能性がある。

本「リスク要因」の項目に記載されているその他のリスク要因に加えて、四半期ごとに当社の財務結果に変動をもたらす可能性のある要因には、以下のものがある。

・当社の収益、繰延収益、残存債務の履行、売上総利益及び営業利益に影響を及ぼす可能性のある、当社の収益構造に対するビジネスモデルの移行の影響

・とりわけ当社の売上の大部分が四半期末に向けて発生することによる四半期における売上のタイミング

・大規模な取引の喪失や遅延。

・ライセンスの販売からクラウド・サービスの引渡しまでの当社の収益構造の変動、並びに期間。

・小規模な取引ではなく大規模な取引に起因する収益並びに少数の大規模な取引又は規模の組合せの変化が、当社の全体的な財務結果並びに当社製人の平均販売価格に与える影響。

・顧客の更新率及び利用率。

・市場における競争上の力学の変化。

・顧客の予算並びに購入決定のタイミング及び販売サイクルの期間の変化。

・当社又は競合他社の価格モデル及び慣行の変更。

・当社の請求書発行慣行の変更。

・当社又は競合他社による新たな製品提供又はソフトウェアの強化を見越して、又はその他の理由で購入決定を遅らせる顧客。

・当社製品の新バージョン又は特定の製品及び最終市場向けの新たなソリューションに対する顧客の受入れと支払意欲。

・新製品の導入及び収益化並びに新製品のライセンス及びサービスモデルの導入に成功する当社の能力。

・ネットワーク機能の停止又は実際の若しくは認識されたセキュリティ違反又はインシデント。

- ・スプラUNK・クラウドを含むクラウドサービス提供物の可用性とパフォーマンス。
- ・営業費用を含むコストの管理能力。
- ・当社の事業に影響を及ぼす法規制の変更。
- ・当社の顧客のその契約を更新、アップグレード、若しくは拡大する能力若しくは意向に悪影響を及ぼし、又は見込顧客の購買決定を遅らせ、又は新規契約額を減少させる可能性がある、国内外を問わない、一般的な経済的及び政治的状況並びに不確実性並びにCOVID-19のパンデミック及びウクライナの戦争の影響を含む、当社の顧客が参加する業界に特別に影響を与える経済的及び政治的状況並びに不確実性。
- ・株式報酬費用の金額及びタイミング。
- ・特に収益認識と販売手数料に関する会計基準の変更。
- ・現行の会計基準に基づく見積り、判断及び仮定の使用。
- ・収益認識基準を満たすタイミング
- ・政府との契約を獲得し競争に成功する当社の能力。
- ・妨げられたり遅延したりする可能性のある顧客及び再販業者からの売掛金を回収する能力。

これらの要因の多くは当社の支配外であり、かかる要因の変動性及び予測不能性によって、特定の期間における当社の財務上の見積りを達成することができない又は見積りを上回ることができない可能性がある。当社の収益、業績及びキャッシュ・フローの四半期ごとの比較は、必ずしも将来のパフォーマンスを示すものではないと当社は考える。

当社の成長を効果的に管理できない場合、事業及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の事業は飛躍的な成長を遂げているが、当社の事業が同じ速度で成長し続けることを保証することはできず、当社の事業は全く成長しない可能性もある。当社は、これまで買収によるものを含み、人員及び事業の成長を体験しており、今後も体験すると見込んでおり、それにより当社の経営並びに運営及び財務システム及びインフラストラクチャーには、多大な需要が発生し、今後も発生する可能性がある。2022年1月31日現在、当社の従業員の約33%は、雇用されて1年に満たない。当社が成長を続けるにつれて、多くの新しい従業員を効果的に統合、開拓及び動機付けしなければならない一方で、当社は業務遂行の有効性及び企業文化及び価値の有益な側面を維持していかなければならず、継続するCOVID-19のパンデミックに伴うリモートワークの労働状況により、かかる課題が深刻化する可能性がある。特に、研究開発、販売及びマーケティング、一般管理組織並びに国際事業の拡大に向けて、当社は直接及び多額の投資を継続的に行っていく予定である。

効果的に成長を管理するために、当社は、業務、財務及び管理統制並びに報告システム及び手順などを継続的に改善する必要がある。それには、以下が含まれる。

- ・ビジネス・ニーズをサポートし、かかるシステム及びプロセスを適切に文書化するための主要なビジネス・アプリケーション、プロセス及びITインフラストラクチャーの改善。
- ・世界中の従業員及びオフィスが連携し、相互に効果的にコミュニケーションが取れるようにするための情報通信システムの強化及び成長する当社の顧客基盤及びパートナーの強化。
- ・内部統制を強化し、すべての事業活動及び財務結果を適時かつ正確に報告できるようにする。

これらのシステムの強化及び改善には、多大な設備投資並びに貴重な経営及び従業員資源の配分が必要になる。当社がこれらの改善を効果的に実施できなかった場合、予想される成長を管理し、主要なビジネスシステムの継続的な運用を確保し、公開報告会社に適用される規則及び規制を遵守する能力が損なわれる。さらに、当社がその事業及び業績の成長を効果的に管理できない場合、当社製品の品質が低下し、当社のブランド、財務結果及び事業全体に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社はこれまで損失を計上しており、将来的に収益が得られない可能性がある。

当社は、創業以来、毎年純損失を発生している。その結果、2022年1月31日現在の累積赤字は3.81十億米ドルとなった。当社商品及び製品、並びにこれらの商品及び製品の市場は継続的に進化しているため、今後の当社の業績を予測することは困難である。当社は、追加人員の採用、流通チャネルの拡張と効率化の改善、当社の技術アーキテクチャのパフォーマンス及び拡張性の向上並びに製品の機能及び機能性の開発を継続することにより、今後数年間で営業費用が増加することを見込んでいる。さらに、公開企業として、当社は法務、会計及びその他の多額の営業費用を発生しており、今後も引続

き発生する予定である。これらの営業費用の増加を補うために当社の収益が増加しない場合、将来において利益が得られない可能性がある。当社の過去の収益の成長は一貫性がなく、特に当社の事業モデルは移行しているため、将来の業績を示すものと見なされるべきではない。さらに、将来においては、当社製品に対する需要の低下、競争の激化、市場全体の成長の低下、当社の収益構造の変化、又は何らかの理由による成長機会への継続的な投資の失敗など、さまざまな理由により、当社の収益の増加が遅くなる又は収益が減少する可能性がある。当社が一貫して収益性を達成、維持又は向上できなかった場合、当社の普通株式の価値が低下する可能性がある。

スプラUNK・クラウドを含む当社のクラウドサービスは、コストのかかる継続的なインフラストラクチャー投資を必要とし、概してクラウド・ベースの事業モデルへの当社の移行がうまく行かなかった場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。

クラウドベースのソフトウェア配備モデルは、通常、顧客がウェブブラウザ技術を介したオンデマンドのサービスとして使用するために、ソフトウェアプロバイダーがアプリケーションのライセンスを供与するモデルのひとつである。クラウドベースのモデルにおいてソフトウェアを配信すると、同様の機能のライセンスの販売と比較してコストと経費が高くなる。近年、企業は、顧客関係管理及び企業資源企画システムなどの主要なソフトウェアがクラウドベースのモデルを介して提供されることを期待するようになった。当社の製品の多くは、現在、クラウド及びオンプレミスで利用可能である。顧客は、当社のクラウドサービス提供物にサインアップし、内部インフラストラクチャーの整備、配備及び管理の必要性を回避できる。当社はこれまで、当社のクラウドサービス提供物をクラウドベースの配備で引渡しを行い、かかる代替ビジネスモデルを実施及び維持するために設備投資を行い、多額のコストを発生しており、それは今後も継続する可能性がある。さらに当社は、新たな又は異なるクラウドサービスを提供するために大規模な技術投資を行っており、クラウドネイティブな顧客体験を提供するために新しい機能を提供し、当社のソフトウェアを進化させている。時間の経過とともに、クラウドサービス提供物に起因する当社の収益の割合は引き続き増加するものと当社は予測する。当社のクラウドサービス、特にスプラUNK・クラウドの幅広い普及が達成されず、顧客による受入れの欠如、技術的な課題、経済的又は政治的な状況の悪化、セキュリティ又はプライバシーの問題、これらのサービスを適切に管理する能力の欠如、競合する技術及び製品、企業消費の減少などにより、クラウドサービスに対する需要が減少した場合、当社の財務結果、ビジネスモデル及び競争力が悪化する可能性がある。これらの投資が期待される利益を生み出さない場合又は当社がクラウドサービスの引渡コストを削減できない場合、当社の売上総利益、当社全体の財務結果、ビジネスモデル及び競争上の地位が損なわれる可能性がある。概してクラウドベースのモデルへの移行は、当社の収益の認識方法にも影響を与え、これにより当社の業績に影響が生じ、当社の事業運営及び財務結果に悪影響を与える可能性がある。

これらの投資及びコストを生じて、一部の顧客は、当社製品のオンプレミスの配置を希望する可能性がある。当社のクラウドサービス提供物は、料金モデルの変更、サービスの可用性、拡張性、顧客が開発したアプリの使用、クラウドサービス及びホストされたデータの情報セキュリティ並びにオフライン中又はサブスクリプションの有効期限が切れた後のデータへのアクセスに関する懸念など、顧客の間で懸念を提起する可能性がある。当社のクラウドサービス提供物の市場での受入れは、セキュリティ、信頼性、パフォーマンス、サービス条件、サポート期間、顧客の選好、コミュニティへの参加、第三者にデータの保存と管理を委託することに関する顧客の懸念、データのプライバシーやデータ保護に関する社会的関心並びに影響を受ける管轄区域における制約的法規制の制定などを含むがこれらに限定されないさまざまな要因によって影響を受ける可能性がある。当社又はその他のクラウドサービスプロバイダーが、セキュリティ上のインシデント又はセキュリティ違反、顧客データの損失、サービス提供の中断、ネットワーク停止、インターネット可用性の中断、不正アクセスなどの問題に直面した場合、スプラUNK・クラウドを含むクラウドサービス市場全体に悪影響が及ぶ可能性がある。また、スプラUNK・クラウド及びその他のクラウドサービスの販売は、ライセンスの販売に取って代わる可能性がある。また、スプラUNK・クラウド及びその他のクラウドサービスの契約が当社の予想を上回った場合、コストが予想外に増加し、利益率が低下し、利益が減少する又は損失が増加するなど、当社が予想した財務結果に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社がリーダーシップ及び主要社員を引きつけ維持できない場合、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、リーダーシップ、上級経営陣及びその他の主要社員の継続的な貢献に依存しており、これらの従業員の喪失は当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当社の執行役員及び主要社員は全員が随時雇用の従業員であるため、いつでも当社との雇用関係を終了させることができる。当社は、当社の役員又はその他従業員のいずれに対しても経営幹部生命保険契約を締結していない。

2021年11月、当社は、当社のCEOで当社の取締役会メンバーでもあるダグラス・メリットが当社を離れ、当社の取締役会会長であるグラハム・スミスが常任CEOが就任するまで暫定CEOを務めることを発表した。2022年3月、当社は2022年4月11日付でゲリー・スティールを当社の新しい常任CEOに任命することを発表した。当社はまた、テレサ・カールソン社長兼最高成長責任者の退任を発表した。これらの当社の経営陣の変更、並びに執行役員の採用や退任による将来の変更により、当社の事業が中断し、また当社の文化を維持するその能力に影響を与える可能性があり、当社の従業員を採用する能力及び確保する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当社がスティール氏のその新しい役割への移行をうまく管理できない場合、当社の顧客、従業員又は投資者から否定的に見られる可能性があり、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、かかる変更は、当社に留まる当社の経営陣チームの他のメンバーへの依存度を高めることにもなる。上述のとおり、当社の執行役員は随意の従業員であるため、いつでもその雇用を終了させることができるが、最近のリーダーシップの移行を踏まえると、そのような退任は特に混乱を招く可能性がある。経営陣には激しい競争があり、当社の要件を満たす候補者を見つけるには長期間を要する場合がある。従って、当社の執行役員又は主要な従業員のうち1名以上が失われた場合には、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社の将来の成功は、当社が販売及びマーケティング、研究開発、一般管理及び事務並びに専門サービス部門を中心に、高度に熟練した技術、管理、財務、その他の従事者を特定し、引きつけ、維持する能力にもかかっている。2022年度には、業界全体で「大量離職」と呼ばれる離職する労働者が飛躍的に増加し、人材の育成、確保、入替を行う市場は、ますます競争が激しくなっている。当社は、数多くのソフトウェア会社や他のテクノロジー企業から、資格のある人材を求める激しい競争に直面している。「大量離職」のこの時期、当社は従業員の離職率の上昇に直面しており、また引き続き直面する可能性がある。当社は、これらの有資格者を引きつけ維持するために多額の費用を負担する可能性があり、並びにこれらの人材の採用及び育成に対する投資の恩恵を実現する前に、新入社員を競合他社又は他のテクノロジー企業に奪われる可能性がある。新しい地域に進出するにつれて、その分野の優秀な人材を引きつけ、採用する必要が出てくる。さらに、当社の現在及び将来のオフィス環境又は柔軟な業務方針が、当社の従業員又は将来の従業員の期待に応えられない可能性がある。当社の増大する技術的、運用的、管理的要件を満たす能力を有する適切な資格のある人材を、適宜に、あるいは全く、引きつけ維持することができない場合には、当社の事業は悪影響を受けることになる。

当社は、新規顧客を獲得し、既存顧客に対するユースケースの追加及び導入を促進し、販売戦略を効果的に実行するために、引き続き販売チームに大きく依存していく。当社は、当社が必要とするスキルや技術的な知識を持つ営業担当者に関する競争が起きていると考えており、またさらに、継続するCOVID-19のパンデミックにより求人活動、トレーニング及び引き留めになされる継続する又は繰り返される制限は、当社の営業力を拡大する当社の努力をさらに悪化させる可能性がある。大幅な収益成長を達成する当社の能力は、当社の成長を支援するために十分な人数の営業担当者の採用、教育及び維持における成功に大きく左右される。また、当社は急速に成長を続けているため、当社の販売チームの大部分は、当社及び当社製品に対し初心者である。当社の販売戦略が進化し、製品が拡大するにつれて、販売チームがこれらの戦略を正しく実行するために、新入社員及び既存のチームに対する追加のトレーニングが必要になる可能性がある。当社は、売上を拡大し、成長の増加を駆動するために販売業務を最適化する努力の一環として、定期的に販売チーム及び当社報酬プログラムを調整している。当社が、当社の目的を適切に支援する方法で販売チーム又は販売チームの報酬を構成せず、適時な変更を行わず、変更を効果的に管理できない場合、当社の収益の成長は悪影響を受ける可能性がある。当社の成長は、適格従業員、特に営業担当者の勧誘、統合及び維持に関して、さらなる課題とリスクをもたらすものである。当社が十分な人数の実働営業担当者を雇用して教育できない場合又は営業担当者が新規顧客の獲得若しくは既存顧客基盤における売上の増加に成功できない場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。

さらに、当社は、従業員、執行役員及び取締役を引き付け、動機付け、維持し、並びに当社の従業員、執行役員及び取締役と当社の株主との利害の一致を図るために、株式報酬に頼っている。当社の修正済2012年株式インセンティブ・プランは2022年3月に終了した。

2022年1月、当社の取締役会は、2022年4月1日に発効するナスダック・ストック・マーケットLLCのコーポレート・ガバナンス規則の上場規則5635(c)(4)に従って、2022年インデュースメント・プラン(「インデュースメント・プラン」)を承認した。2022年プランは、ナスダック・ストック・マーケットLLCのコーポレート・ガバナンス規則の上場規則5635(c)(4)に基づき、法定でないストック・オプション、制限付株式報奨、制限付株式ユニット、株式評価権、パフォーマンス・ユニット及びパフォーマンス・シェアを適格従業員に付与することを規定している。いかなる報奨も現在の従業員、又は現在もしくは将来の従業員以外のサービス・プロバイダーに対して、インデュースメント・プランに基づき行うことはできない。発行を留保される十分な株式数を得られず、新たな株式インセンティブ・プランが株主による承認を得られなかった場合、当社は競争上不利な状況に置かれ、既存の従業員並びに既存及び新たな取締役に株式報奨を付与する当社の能力が著しく阻害され、その結果、従業員、主要な役員又は取締役を引きつけ、動機付け、かつ維持する当社の能力が阻害され、当社の成長を損ない、また当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。その終了前に当社の修正済2012年

株式インセンティブ・プランに基づき当社が発行したもしくは発行可能な、又はその時のインデュースメント・プランに基づき発行可能な株式報酬によりカバーされる株式数は、資金回転率やオーバーハングといった当社の株式報酬が当社の株主に与える希薄化の影響を測定するために使用される測定基準を変更させる可能性があり、これにより、当社の株主が既存の及び新たな従業員及び非従業員サービス提供者を引き付け、動機付け、かつ維持するのに必要な株式数を有する新たな株式インセンティブ・プランを承認する可能性が低くなる可能性がある。

また、当社の株価の変動性や業績不振も、当社の主要な従業員を引きつけ維持する能力に影響を与える可能性がある。当社の上級経営陣及びその他の主要従業員の多くは、相当量の株式、譲渡制限付株式ユニット又はストックオプションの権利確定をされているか、又は近いうちに権利確定される。従業員は、所有する株式又は権利確定された制限付き株式ユニット若しくはオプションの原資産である株式が、当初の株式購入価格若しくはオプションの行使価格に比べて著しく価値が上昇した場合、又は逆に保有しているオプションの行使価格が当社の普通株式の市場価格を著しく上回った場合には、当社から退職する傾向が高くなる可能性がある。当社が従業員を留保できない場合、又は従業員を留保するために当社の報酬費用を増加させる必要がある場合、当社の事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、統合が困難となる可能性がある、及び／又は当社の事業運営及び業績に悪影響を及ぼすような買収を過去に行っており、また、将来に行う可能性がある。

随時、当社は、当社の事業、経営成績、財務状況及びキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼす可能性のある買収を行うことがある。例えば、2021年5月、当社はデータ中心のインテリジェンス・プラットフォームを提供するクラウド由来のセキュリティ会社であるTruSTARを買収した。技術又は事業をうまく獲得及び統合する組織としての当社の能力は実証されていない。買収には以下を含む多くのリスクが伴う：

- ・ 買収は、当社が費用を計上したり、多額の債務若しくはその他の負債を負担したりすることを要求される可能性があること、税務上の不利な結果若しくは不利な会計処理を引き起こす可能性があること、知的財産権の請求及び紛争を含む第三者による請求及び紛争にさらされる可能性があること、又は買収に関連する追加的な費用及び費用を相殺するのに十分な財務的収益を生まない可能性があることから、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある

- ・ 買収に関連した潜在的な隠れた減損費用を負担する可能性がある
- ・ 買収した事業の内部統制プロセスをテストし同化する必要性に伴うコストを負担し、潜在的な困難に直面する可能性がある

- ・ 買収した企業の事業、技術、インフラストラクチャー、製品、従業員又は運営を統合するにあたり、特に買収された企業の主要社員が当社に勤務しないことを決定した場合、又は主要社員を維持できない場合には、困難又は予想しない費用が発生する可能性がある

- ・ 買収により期待される効果が実現できない可能性がある
- ・ 買収は、当社の継続的な事業を混乱させ、資源を流用し、当社の費用を増加させ、当社の経営陣の注意を逸らす可能性がある

- ・ 買収により、両社からのサービスの継続性及び有効性に関する顧客の不確実性により、当社及び買収した会社の双方にとって、顧客の購入が遅延又は減少する結果となる可能性がある

- ・ 当社が既存の関係と競合する、又は別途相容れない他の企業又は事業を買収した結果として、事業パートナーとしての既存の顧客、ベンダー及び流通業者との関係に影響を及ぼす可能性がある

- ・ 買収された企業又は事業の当社のデュー・デリジェンスが重大な問題若しくは負債を特定していない可能性があり、又は当社が特定された負債の費用及び効果を過小評価している可能性がある

- ・ 当社は、以前の従業員、顧客、又はその他の第三者からの請求を含むがこれに限られない、買収に関連する訴訟若しくはその他請求を受ける、又は買収の結果としての請求若しくは訴訟リスクの継承（当社事業が直面するリスクとは異なるか、又はそれよりも重大である可能性がある。）にさらされる可能性がある

- ・ 買収した製品の販売が困難になる、又はできなくなる可能性がある

- ・ 買収は、当社が過去に経験がほとんど又は全くない、又は競合他社がより強力な市場地位を有する地理的又は事業的市場への参入を伴う場合がある

- ・ 買収により、当社が追加の法規制を遵守しなければならない場合や、適用ある法律若しくは規制を買収された企業に遵守させるために著しい是正の努力に関わる場合、又は買収された企業が適用ある法律若しくは規制を遵守していないことから債務が生じる場合がある

- ・ 当社が買収の支払いのために現金を使用することは、当社の現金の他の潜在的な使途を制限することになる
- ・ 当該買収資金として当社が債務を負担した場合、当社の事業遂行能力に重大な制限が加えられ、財務維持条項が付される可能性がある
- ・ 当社が将来の買収に関連して大量の持分証券を発行する場合、既存の株主は希薄化し、1株当たり利益は減少する可能性がある

これらのリスクのいずれかが発生した場合、当社の事業運営及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、事業の成長を支えるために追加的な資本を必要とする可能性があり、この資本は、仮に利用できたとしても受け入れられる条件では利用できない可能性がある。

当社は、今後も事業の成長を支えるための投資を継続していく方針であり、新機能の開発若しくは提供物の充実、運営インフラの改善、又は補完的な事業及び技術の獲得の必要を含め、事業上の課題に対応するためには、追加資金が必要となる可能性がある。従って、当社は、追加的な資金を確保するために、エクイティ、エクイティ連動又はデット・ファイナンスに関与してきており、将来も関与が必要となる可能性がある。国際金融市場の大きな混乱は、当社の資本へのアクセス能力をさらに低下させ、これらの追加的な資金を確保する当社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。将来の株式又は転換社債の発行によって追加資金を調達した場合、当社の既存株主は大幅な希薄化を被る可能性があり、当社が発行する新株発行有価証券は、当社の普通株式保有者よりも上位の権利、優先権及び特権を有する可能性がある。例えば、当社が、当社の普通株式、又は現金及び当社普通株式の組み合わせによる本債券（下記に定義される。）に基づく当社の転換義務の決済を選択した場合、当該普通株式の発行は当社株主の持分を希薄化し、市場における売却が市場実勢価格に悪影響を及ぼす可能性がある。将来確保される可能性のあるデット・ファイナンスには、当社の資本調達活動並びにその他財務及び運営上の事項に関する制限条項が付される可能性があり、当社が追加的な資本を調達したり、買収の可能性を含む事業機会を追求したりすることが困難になる可能性、又はその他の事業運営上の柔軟性が低下する可能性がある。仮に利用できたとしても、当社に有利な条件で追加的な資金調達をできない可能性がある。当社が必要とする時に十分な融資又は十分な条件の融資を受けることができない場合、当社が事業の成長を支え続け、事業上の課題に対応する能力が著しく損なわれ、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

将来の課税所得及び税金を相殺するために当社の正味営業損失及び税額控除を利用する能力には、一定の制限の対象となる可能性がある。

当社の未使用の正味営業損失（以下「NOL」という。）及び税額控除は、通常、将来の課税所得及び税金を相殺するために繰越される。当社は、これらの将来の税制優遇に対して資産を計上しており、当社の米国連邦及び州の税額優遇は、全額評価引当金の対象となっている。連邦、州及び外国の税務当局は、しばしばNOL及び税額控除の繰越優遇措置に制限を設ける。その結果、当社は、収益性を確保したとしても、当社貸借対照表に反映されているNOL及び税額控除資産を利用できない可能性がある。米国内国歳入法（改正済）（以下「内国歳入法」という。）第382条が制限の一例である。内国歳入法の第382条の意味の範囲内における「所有権が変更」された企業は、将来の課税所得を相殺するためにその変更前のNOLを利用する能力に制限を受ける。将来、当社の株式所有が変更され、その一部が当社の支配下でなくなる場合には、内国歳入法第382条の規定により所有権が変更される可能性がある。当社の既存のNOLが所有権変更から生じる制限を受ける場合、当社がNOLを利用する能力は、内国歳入法第382条により制限される可能性があり、当社の前年のNOLの一定の金額は、優遇なしに失効する可能性がある。法律の変更はまた、当社のNOL及び繰越税額控除を使用する当社の能力に影響を与える場合がある。例えば、コロナウィルス支援、救済、及び経済安全保障法によって修正された、2017年減税及び雇用法と一般的に呼ばれる法律は、連邦NOL控除を2017年12月31日以降に開始する課税年度に発生するNOLに対する課税所得の80%に限定するものであった。

かかる制限の結果、当社は未使用のNOL繰越金を有しているにもかかわらず、連邦所得税義務に直面する可能性がある。

税務当局は、当社が売上及び使用税、付加価値税、源泉徴収税、若しくは類似の税金を徴収すべきであったこと、又は将来徴収すべきであることの主張に成功する可能性があり、並びに当社が過去若しくは将来の売上に関して責任を負う可能性があり、その結果、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、かかる税金は適用されないとの当社の考えに基づき、当社が販売を行っているすべての法域において売上及び使用税、付加価値税、源泉徴収税、並びに類似の税金を徴収していない。当社がそのような税金を徴収していない法域によっては、かかる税金が適用される又は当該法域に当社が存在することで税金を徴収すべき要件は十分であると成功裏に主張する場合があります、その結果、課税査定、罰金、利息が生じ、将来、かかる税金を徴収することを要求される可能性がある。当社の顧客に租税を課すかかる税額査定、罰金、利息又は将来の要件は、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が営業を行っている経済及び市場に関する要因

継続するCOVID-19のパンデミックが当社の事業、業績及びキャッシュフローに引き続き影響を与える程度は、将来の進展に左右され、非常に不確実であり、予測困難である。

COVID-19のパンデミックは、どのように当社及び当社の顧客やパートナーが当社の事業を運営するかに影響を過去に与えており、かつ引き続き影響を与える場合があります、これが当社の事業、業績及びキャッシュフローにどのくらいの期間及びどの程度引き続き影響を与えるかは不確実である。かかる不確実性に関連して、過去に特定の顧客は、情報技術への支出を減少又は遅延させ、より短期の契約を購入し、又は支払の減額を要求しており、将来的に再度これらを行う可能性があり、これらのいずれもが、当社の収益及びキャッシュフローの減少につながる可能性がある。当社は、破産及び/又は当社の顧客が営業を停止したことによるものを含め、顧客の損失を被る可能性があり、その結果、これらの顧客から売掛金を回収できなくなる可能性がある。収益又は当社の売掛金の回収可能性の低下は、当社の事業を損なう可能性がある。加えて、継続するCOVID-19のパンデミックは、過去に、変更される公衆衛生推奨事項、移動制限及び制約、期間、広がり、及びウイルス及びその変異株の深刻度及び再発生の可能性、並びにワクチンの有効性及びワクチン配布、及び経済回復のタイミング及び軌跡の結果によるものを含め、当社の顧客及びパートナーの業務を無期限に中断しており、また今後も中断し続ける可能性があり、その全てが当社の事業及びキャッシュフローを含む業績に悪影響を及ぼす可能性がある。世界経済が世界の様々な地域で再開されている一方、国や場所によっては、回復の予測を困難にさせるロックダウンやその他の制限を再度行っているところもある。

継続するCOVID-19のパンデミックが当社の顧客に及ぼす継続する影響及び継続するCOVID-19のパンデミックに対する当社の顧客の対応の性質と程度は、評価又は予測が困難であり、特にパンデミックの短期的及び長期的な影響が依然不透明であることを考慮すると、当社は収益若しくは財務実績又はその他の業績測定指標を正確に予想できない可能性がある。当社の実際の業績は、当社の予想を大幅に上回ったり下回ったりする可能性があり、これにより、アナリストや投資家を失望させたり、及び/又は当社の株価を下落させる可能性がある。

継続するCOVID-19のパンデミックに伴う状況が不確実かつ流動的であること、及び公衆衛生推奨事項の変更を踏まえ、当社は引き続き、当社の従業員、顧客及び当社が事業を行うコミュニティなどに対する病気のリスクを最小限に抑えるための予防措置を講じており、それらは当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。ワクチンを通じてなされる進展及び更なる変異株による変更を含み、より多くの情報及び公衆衛生ガイダンスが入手可能になることに伴い、当社は、引続き状況を監視し、現在の方針を調整するが、採用された予防措置は、継続する又は再度行われる移動制限及び制約の結果によるものを含み、顧客の成功努力、従業員の生産性及び保持、販売及びマーケティング努力に悪影響を及ぼし、販売サイクルを延期又は長期化させ、運用上若しくはその他の課題を引き起こし、そのいずれかが、当社の事業および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社は、一部の事務所については段階的再開を開始しており、また政府の規制や従業員の安全を考慮した上で、任意で直接形式やハイブリッド形式のミーティング及びイベントを開催している。しかし、当社の従業員の多くが引き続き、リモートワークを行っており、当社は高まるサイバー・セキュリティ関連の侵害のリスクに直面している。当社は、そのシステム、ITインフラストラクチャー、ネットワーク、及びデータのセキュリティを引き続き監視し、強化するための措置を講じているが、かつてない規模のリモートワークには追加の人員やリソースが必要となる可能性がある。しかしながら、当社が信頼するすべてのシステム、ITインフラストラクチャー・ネットワーク、及びデータを完全に保護できるという保証はできない。現在進行中のCOVID-19のパンデミックは、オフィス環境やリモートワークの性質にも長期的な影響を与える可能性があり、これにより当社の不動産賃貸資産に変化をもたらし、また引き続きもたらす可能性がある。

かかる影響はウイルス及びその変異株の期間、拡散及び深刻度を含む、将来の発展に依存するため、非常に不確実で予測が不可能なため、現時点では、COVID-19のパンデミックが当社の事業に及ぼす継続的な影響を推定することはできない。さらに、当社のクラウド・サービス提供モデルへの移行により、COVID-19のパンデミックの影響が今後の業績に完全に反映されない場合がある。

2021年9月、バイデン政権はパンデミック脱却の道筋：COVID-19 行動計画を公表した。その計画の一環として、大統領は執行命令に署名し、関連する指針が公表された。この指針は合わせて、従業員のための強制的なCOVID-19ワクチン（医療及び宗教上は免除の対象）を含む、連邦請負業者及びその下請業者に対する一定のCOVID-19の予防措置を義務付けるものである。2021年10月、当社は米国の従業員に対し、当社の全米国の従業員（上記の免除を条件に）に対し、バイデン政権の期限までにワクチン接種を行うことを義務付けることを発表した。バイデン政権のワクチン接種義務は現在、複数の連邦裁判所によって締結された予備的差止措置の結果、全米で停止されており、当社の強制ワクチン方針も同様に現在中断されている。当社は、この執行命令が当社の事業に及ぼす潜在的な影響を引き続き評価している。連邦ワクチンの義務化が前進すれば、当社は、その労働力とサプライ・チェーンの労働力に制約が生じる可能性があり、これにより当社の業務を適応させることが必要となる可能性があり、また当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、市場における激しい競争に直面しており、現在及び将来の競合他社と効果的に競合することができない可能性がある。

当社の製品は、データからのリアルタイムなビジネスインサイトを提供するクラウド及びソフトウェア・サービスの新興市場をターゲットとしているが、当社は、当社が取扱う特定の市場でソリューションを提供しているさまざまな大手クラウドサービス・プロバイダー（「CSP」）及びソフトウェアベンダー並びに小規模の専門企業、オープンソースプロジェクト及びカスタム開発と競合している。当社の主な競合相手は次のとおりである。

- ・クラウド・モニタリング及びAPM/可観測ベンダー。
- ・主要なパブリックCSPにより提供されるモニタリング、問題解決、セキュリティ及び分析サービス（組込又はアドオン）。
- ・古いセキュリティ、システム管理及びその他のITベンダー。
- ・そのパブリック及びプライベート・クラウドの状況にわたりその営業データの分析及び管理のためにカスタムソフトウェア開発を行っているIT部門。

当社の市場における主要な競争要因は、製品の機能、パフォーマンス及びサポート、製品の拡張性及び柔軟性、配備及び使用の容易さ、総合的所有コスト及びいかに早く成功に近づくか（タイム・トゥ・バリュー）が含まれる。当社の実際の競合相手及び潜在的な競合相手の中には、より長い事業歴、より優れた財務、技術、マーケティング又はその他の資源、より強力なブランド及びビジネスユーザーによる認知、より大きな知的財産ポートフォリオ、より広範なグローバル流通ネットワークとプレゼンス並びにより開発されたパートナーのネットワーク及びスキルを有したユーザーなど、当社に対する優位性を有するものもある。さらに、競合他社は、独自のソフトウェア製品とその他の製品を統合する又は抱き合わせて販売することにより、当社の製品又は機能に類似したものを、当社よりも優位性の高い価格で提供することができる可能性がある。また、業界は急速に進化しており、競争が激化している。より大規模かつ定評のある会社は、データからのリアルタイムなビジネスインサイトの提供に焦点を当て、当社と直接競合する可能性がある。例えば、他社は、オープンソースソフトウェアを、当社の製品と競合する方法で商品化したり、潜在的な顧客に、かかる製品と当社の製品が同じ機能を果たすと信じさせたりする可能性がある。企業がデータ及びコンピュータ上のニーズの大部分をクラウドに移行すると、当社と同等のサービス又はクラウドベースのデータにより適したサービスを提供する新しい競合会社が出現し、当社の製品に対する需要が減少する可能性がある。小規模な企業もまた、当社が提供していない新製品を投入することができ、それらは市場で急速に普及する可能性がある。

近年、競合他社による大規模な買収及び統合が行われている。当社は、このような統合の傾向が今後も続く予想しており、これにより当社の事業における競争上の課題が高まっている。特に、業界における統合により、競合他社がバンドル製品や統合された製品を提供する可能性が高まっており、当社の製品に関して当社が直面する競争圧力が高まる可能性がある。当社が高度な機能、パフォーマンス又は価値を提供するなどして、競合他社の統合製品やバンドル製品と当社の製品を差別化できない場合、それらの製品に対する需要が減少する可能性があり、それにより当社の事業運営、財務結果及び成長の見通しに悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、継続的な業界の統合が、中小規模のソフトウェア会社の生存能力に対する顧客の認識に影響を与え、その結果、かかる会社のソフトウェア・ソリューションを使用しようとする顧客の意思にも影響を与える可能性がある。同様に、顧客がソフトウェアライセンス購入を数社の大手プロバイダーの製品ポートフォリオに集約しようとした場合、当社の製品のパフォーマンスや機能に関係なく、当社は競争上不利になる可能性がある。大企業レベルでの競争力を維持するためには、幅広い製品及びサービスを提供するCSP、グローバルのシステムインテグレーター及び管理サービスプロバイダーとの関係を構築及び拡大する必要があると当社は考

える。当社が競争力のある挑戦を期待できない又は効果的に競争できない場合、当社の事業運営及び財務結果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社の新たな及び既存の製品及び製品強化が市場に十分に受入れられない場合、当社の財務結果及び競争力が損なわれる可能性がある。

当社の事業はスプラUNK・エンタープライズ及びスプラUNK・クラウド及びその他のクラウド・ベースの提供物に関連するサブスクリプションの販売に関連するライセンス、保守及びサービスの販売に大きく依存しており、今後も依存することが予想される。そのため、これらの提供物の市場におけるの受け入れは、当社の今後の成功に不可欠である。これらの提供物に対する需要は、既存の及び新たなユースケースに対する参照可能な有用性によるこれらの製品の市場における継続的な受け入れ、競合他社による新製品の開発及び販売のタイミング、技術の変化並びに市場の成長又は縮小並びに一般的な景気など、当社の支配を超えるさまざまな要因の影響を受ける。

顧客の要求を継続的に満たすことができない場合又はこれらのプラットフォーム製品の市場におけるより広い受け入れが達成されない場合、当社の事業運営、財務結果及び成長の見通しは重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社は、急速に変化する顧客のニーズに対応するために、追加機能を組込んだり、機能性を改善したり、その他の機能を強化したりするために、新製品及び既存製品の強化版の研究開発及び取得に多大な時間及び費用を費やしている。さらに、特定のユースケースをターゲットにし、アプリケーション開発者及びユーザーのコミュニティを育成するために、当社のプラットフォーム上に配備できるソリューションへの投資も継続する。新製品又は既存の製品の強化版を開発する場合、当社は通常費用を発生し、新製品のマーケティング、販売促進及び販売の前に資源が費やされる。したがって、新製品又は強化版を開発する場合又は新製品若しくは強化版を取得する場合、開発及び市場投入に対する投資額を正当化するためには、それらの発表は広く市場に受入れられる必要がある。当社の最近の製品拡大及び提供が市場に広く普及せず、配備されない場合、当社の財務結果及び競争力が低下する可能性がある。

さらに当社は、顧客が好まない、役に立たないと考える又は同意しない変更を製品に対して加える可能性がある。当社はまた、一部の機能を中止し、現在無料で提供されている一部の機能に対して料金を請求し、当社製品のいかなる機能又使用に対して料金を増額する可能性もある。

当社の新製品及び既存製品又は製品の強化及び既存製品に対する変更は、以下のような多くの理由により、市場に十分に受入れられない可能性がある。

- ・製品の機能面に関する市場の需要を正確に予測できず、その需要を適時に満たす製品を提供できない場合。
- ・実際の又は認識された欠陥、エラー又は障害。
- ・性能や効果に関する否定的な評判。
- ・新商品又は既存製品の強化版の市場に対するリリースの遅延。
- ・顧客のセキュリティ及びコンプライアンス・ニーズを完全に満たさない、又は満たさないとされるクラウド・ベースの提供物のリリース。
- ・競合他社製品の発表又は発表の予定。
- ・顧客の要求に応えるために拡張及び実行する能力の欠如。
- ・ITの購入が遅延する原因となる、最終顧客の劣悪な事業状況。・顧客がオープンソースソフトウェアを組み込んだ製品を購入することを控える傾向。

当社の新製品若しくは既存製品又は機能強化及び変更が市場で十分に受入れられない場合、当社の競争力が損なわれ、当社の収益、事業及び財務結果に悪影響が及ぶ可能性がある。新製品又は機能強化に関連して発生する多額の研究、開発、マーケティング、販売及びその他の費用により、当社の財務結果に悪影響が及ぶ可能性がある。

長引く経済の不確実性及び低迷は、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

長引く経済の不確実性又は低迷は、当社の事業運営又は業績に悪影響を及ぼす可能性がある。金融市場及び信用市場の変動に起因する状況、経済政策の変更、インフレ率の変動、関税、制裁金、国際条約その他の貿易制限の変更を含む貿易に関する不確実性、自然災害の発生、COVID-19のような流行病の蔓延、政情不安及び社会対立、ウクライナにおける戦闘といった武力紛争、並びに米国、欧州、アジア太平洋その他におけるテロ行為を含む、米国又は海外の一般経済におけるマイナスの状況は、企業ソフトウェア全般に対する企業支出の減少を引き起こしており、今後も引き起こす可能性がある。当社の事業の成長率に悪影響を及ぼす可能性がある。

ウクライナにおける戦闘及び間接的な影響によるサプライチェーンの混乱を含むこれらの状況により、当社の顧客及び当社が将来の事業活動を正確に予測及び計画することが極めて困難となる可能性があり、並びに顧客が当社の提供物を購入するか否かの決定を再評価する結果となる可能性があり、その結果、当社の販売サイクルが遅延及び長期化したり、又は計画されていた購入物のキャンセルにつながる可能性がある。さらに、厳しい経済状況下では、当社の顧客が十分な信用を適時の利用に問題が生じ、その結果、当社への適時の支払い能力が損なわれる可能性がある。そのような場合、当社は、貸倒引当金の積み増しが必要となり、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、ビジネス・サービス、エネルギー、金融サービス、医療・医薬品、テクノロジー、製造、メディア・エンターテインメント、オンライン・サービス、小売、通信及び旅行・運輸の各業界に相当数の顧客を抱えている。これらの産業のいずれかが大幅に下降すると、企業は一般的に設備投資を減らすか、又は情報技術への支出を特に減らすことによって、状況の悪化に対応する可能性がある。これらの業界の顧客は、情報技術プロジェクトを遅らせ若しくは中止したり、又はベンダー契約の再交渉によってコストを下げようとする可能性がある。例えば、継続するCOVID-19のパンデミックが現在の経済環境に及ぼす継続的な影響は、顧客による支払条件の延長又はより良い価格設定などに関する譲歩の要求を引起しており、将来においても引起す可能性がある。当社の提供物の購入が、顧客及び潜在的な顧客に裁量的であると認識される限り、当社の収益は、一般的な情報技術関連支出の遅延又は削減によって不均衡に影響を受ける可能性がある。また、顧客は、当社の提供物を使用する代わりに、代替手段として社内でソフトウェアを開発することを選択することもできる。さらに、競合他社は、価格を引き下げ、当社の顧客を奪おうとすることにより、市場の状況に対応する場合がある。さらに、一部の業界では統合のペースが加速しているため、当社の提供物への全体的な支出が減少する可能性がある。

当社は、一般的に又は特定の業界又は地理内の経済の減速、不安定性又は回復のタイミング、強さ又は期間について予測することができない。もし一般経済又は当社が営業を行っている業界の経済状況が現行の水準より悪化した場合、当社の事業運営及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、国際市場における競争力を損なう可能性のある政府の輸出入規制の対象であり、これらの規制に違反した場合、当社は法的責任を負う可能性がある。

当社の製品は米国の輸出規制の対象であり、一部の当社製品には暗号化技術が組み込まれている。これらの暗号化製品及びその基盤となる技術は、ライセンスによるものを含め、必要な輸出許可を得た上で、米国外に輸出することができる。

さらに当社の活動は、特定の製品及びサービスを必要な輸出許可なく出荷したり、米国の制裁対象となっている国、政府又は個人に対し輸出したりすることを禁止する米国の経済制裁法令及び規則の対象となっている。当社は、当社が提供する暗号化された製品の認可取得（適用ある場合）、米国政府による及び国際的な制限及び禁止者リストに対するIPアドレスブロック及びスクリーニングの実施など、これらの法律に違反して製品が輸出されることを防止するための予防措置を講じているが、当社が取る予防措置が輸出規制及び制裁法違反を防止することを保証することはできない。例えば、当社のフリーソフトウェアのダウンロードは、過去に輸出管理法及び経済制裁法に違反していた可能性がある。

また、当社のパートナーが輸入、輸出又は再輸出の適切な許認可を取得できない場合、当社は、評判の損失並びに政府による調査及び罰則を含むその他の悪影響によって影響を受ける可能性がある。当社は現在、輸出管理のコンプライアンス要件を当社のパートナー及び顧客契約に組み込んでいる。特定の販売に関する輸出管理及び制裁規制を遵守することは時間がかかり、販売機会の遅延又は損失につながる可能性がある。

米国による制裁又は輸出規制に関する法律に違反した場合、違反ごとに取引の価値の2倍又は最大300,000ドルのどちらか高い金額の民事処罰を含む罰金又は罰則が課される場合がある。これらの法律に意図的に違反した場合は、違反ごとに最大100万ドルの罰金が課され、責任を有する従業員及び管理者が拘束される可能性がある。

当社の買収活動の一環として、特定の活動が米国の規制法又は輸出規制法の潜在的な違反に関する懸念を生じている限られた数のケースが時々発見されている。例えば、これまでに買収した企業のSaaSプラットフォーム又は製品が、輸出禁止国に位置する可能性のあるIPアドレスからアクセス（又はアクセスの試みを）されたことがわかった。その結果、当社は、これらの潜在的な違反の種類について政府機関に警告するために、米国金融省外資産管理局（以下「OFAC」という。）に自発的な開示を提出し、将来においても提出する可能性がある。当社（買収した企業を含む。）が、米国の規制法又は輸出規制法に違反していることが判明した場合は、罰金及び罰則が発生する可能性がある。また、当社は、その他の罰則、評判の損害、特定の市場へのアクセスの喪失などにより悪影響を受ける可能性がある。

また、米国に加えてさまざまな国が、輸出入許可及びライセンス要件を含む特定の暗号化技術及びその他の技術の輸出入を規制し、当社製品の提供能力を制限したり、それらの国における顧客による当社製品の配備能力を制限したりする法

律を制定している。当社製品の変更及び輸出入規制の現在又は将来の変更により、国際市場への製品の導入が遅れる、国際的な事業活動を行う顧客が当社製品をグローバルに展開できなくなる、また場合によっては、特定の国、政府若しくは個人に対する当社製品の輸出入が完全に禁止される可能性がある。ウクライナにおける戦闘後の地政学的な変化の結果を含む輸出入規制、経済制裁若しくは関連法案の変更、又はこれらの規制の対象となる国、政府、個人若しくは技術の変更は、国際的な事業活動を行う既存の若しくは潜在的な顧客による当社製品の使用の減少又は当社製品の輸出若しくは販売能力の低下を招く可能性がある。当社製品の使用が減少した場合又は当社製品を輸出若しくは販売する当社の能力が制限された場合、当社の事業運営及び財務結果に悪影響が及ぶ可能性がある。

顧客及び販売に関する要因

顧客が現在の主要なユースケースを超えて当社製品の使用を拡大しない場合、当社が事業及び業績を成長させる能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

現在、ほとんどの顧客は、アプリケーション管理、IT運用、セキュリティ及びコンプライアンス機能をサポートするために当社の製品を使用している。当社の事業を成長させるためには、現在及び将来の顧客が、既存のユースケースにおいて当社の製品をより多く使用し、さらに追加のユースケースにまで当社製品の使用を拡大できるようにすることが重要である。これらの応用における当社製品の提供が市場に受け入れられなかった場合、製品の機能に対する需要を予測できない場合又はかかる需要に適時に対応できない場合、顧客が当社の製品に満足しない場合又は競合他社がこれらの応用により広く採用されているソリューションを確立した場合、当社の事業及び財務結果を成長させる当社の能力は悪影響を受ける。

当社の事業及び成長は、期間ライセンス、クラウドサービス契約及び当社との保守及びサポート契約を締結し、更新し、アップグレードし、拡大する顧客に大きく依存する。顧客による更新、アップグレード及び拡大が減少した場合、当社の将来の業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は通常、ライセンス製品、クラウドサービス、及び保守及びサポートサービスに関して、契約を締結しており、顧客は当初期間が終了する際に契約を更新又は終了する決定権を有する。当社が営業成績を改善するためには、新たな顧客が更新可能な契約を締結し、当初の契約期間が終了した時点で、既存の顧客が契約を更新、アップグレード及び拡大することが重要である。当社の顧客は、期限終了後に、当社との契約を更新、アップグレード又は拡大する義務を負わない。顧客による更新、アップグレード及び拡大の率は、製品への満足度や不満足度、当社の価格設定、一般的な経済状況の影響、競合製品又は顧客の消費水準の変更や削減など、さまざまな要因の結果、低下又は変動する可能性がある。例えば、継続するCOVID-19のパンデミックが現在の経済環境に及ぼす継続的な影響は、顧客による支払条件の延長又はより良い価格設定などに関する譲歩の要求又は長期契約への同意の回避を引起しており、将来においても引起す可能性がある。顧客が当社との契約を更新、アップグレード若しくは拡大しない場合又は当社にとって不利な条件で更新する場合、当社の収益が減少する可能性がある。

当社は、進化する複数の価格モデルを採用している。これらのモデルは、当社が顧客から価値を引き出すことを困難にし、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性のあるさまざまな価格設定及びライセンスに関する課題に当社を直面させるものである。

当社は、当社製品に対し、進化する複数の価格モデルを採用している。例えば、スプラUNK・エンタープライズの使用料は、通常、毎日のデータインデックス作成能力の見積もり又は顧客の業務量をサポートするために消費される電力を算定して、顧客に請求される。当社はますます多くの顧客が業務量ベースの価格設定に移行しているものと考えている。また、スプラUNK・クラウドは通常、固定された容量のデータストレージを含む1日あたりに作成されるデータインデックス又は顧客が原業務量をサポートするために必要とし購入したインフラストラクチャー、データストレージ及び周波数に基づいて料金が設定される一方で、スプラUNK SOAR及びスプラUNK・オン-コールは、製品に使用される席数、又は事象に応じて価格が設定され、またスイートはホスト数に基づき購入される。当社は、ライセンス提供の期間ライセンスオプションを提供し、既存顧客においては永久ライセンスも複数残存しており、それらはそれぞれ異なる支払スケジュールを持ち、これらの組み合わせによっては、当社の収益又は繰延収益は悪影響を受ける可能性がある。当社の価格設定モデルは、一般的に時間の経過とともにデータ量又はコンピュータの使用が増加するにつれて、最終的に顧客にとってより高い総コストをもたらす又は顧客が既存のライセンス又はクラウド・サブスクリプションの制限内で使用量を制限又は減少さ

せる、又はコストを削減することで当社の市場での競争を困難にし、当社の財務結果は悪影響を受ける可能性がある。顧客の組織内におけるデータの量及び分析的ニーズが増加するにつれて、当社は、顧客からの価格設定への圧力の低下に直面し、それにより当社の収益及び営業利益に悪影響が及ぶ可能性がある。また、当社の料金モデルを採用することで、異なる料金モデルを採用している競合他社が、当社の料金モデルに慣れていない又は満足していない顧客を引きつけることができる可能性があり、これにより、当社は取引を失い、価格モデルの変更を余儀なくされる可能性があり、その結果、当社の収益及び営業利益に悪影響が及ぶ可能性がある。当社は、予測可能価格プログラム、作業量ベースの価格決定、事業体ベースの価格設定、「迅速な導入」パッケージ及びその他など、幅広い使用方法とコスト予測を提供する価格設定プログラムや、配備モデル、データソースタイプ、コンピューティング及びストレージユニット並びに顧客の環境に基づく階層型価格設定を含むがこれらに限定されない価格設定モデルのバリエーションを導入し、今後も導入を継続するものと予想している。価格設定モデルのいかなる変更も、顧客に、より低コストの選択肢を追求する選択肢を提供するため、更新と顧客の生涯価値をリスクにさらすことになるため、固有のリスクを負う。当社は、これらの価格設定モデル及びそれらのバリエーションが新規顧客を促進し、顧客による採用を増やすものと考えているが、かかる促進が実現せず、それにより顧客がライセンス若しくはクラウド・サブスクリプションの購入若しくは更新を拒否し、又は顧客における混乱が生じ、生涯価値を低下させることにより、当社の収益、事業及び財務結果に悪影響を及ぼす可能性もある。

さらに、当社の製品は、ほとんどの場合、顧客による使用量を測定及び制限することができる一方で、当社は、特定の状況下において当社のソフトウェアを介する従量制のライセンス制限を取り除いた。その他の状況では、かかる制限がユーザーによって不適切に回避されたり、擦り抜けられたりする可能性がある。当社が完全に使用を追跡できないこれらの提供物については、顧客はそのライセンス容量を超えて消費する場合があります、当社の収益の機会を減少させる可能性がある。同様に、当社は、当社製品を使用可能にするための暗号化されたライセンスキーを顧客に提供している。当社製品のユーザーが、これらのライセンス制限又は暗号化されたライセンスキーの条項を遵守するという保証はなく、遵守しない場合、当社は、当社製品の使用について全額を受領できない可能性がある。例えば、当社のエンタープライズライセンスは、一般的に顧客の内部使用のみを目的としている。内部利用顧客が、例えば当社が許可していないクラウド又はマネージドサービス製品を通じて、当社製品をその顧客又は他の第三者に不正に提供した場合、それが当社のエンドユーザー販売に取って代わる可能性がある。さらに、当社のボリュームディスカウントを受けた内部利用顧客が、当社製品を不正に最終顧客に提供した場合、価格低下が発生し、それらの最終顧客からの適正価値を得ることができない可能性がある。

特に大口顧客に関しては、当社の販売サイクルは長く予測不能であり、当社の販売努力には相当な時間と費用が必要である。

当社の営業活動の資源集約的な性質、当社製品の販売サイクルの長さ及び変動性並びに営業費用の調整が短期的に困難であることなどを一部の理由として、当社の業績は変動する可能性がある。当社の業績は、大口顧客への販売に一部依存している。当社の販売サイクルの期間は、初期評価からソフトウェアライセンスの納入及び支払いに至るまで、顧客ごとに大きく異なる。かかる差異は、当社の製品提供の拡大及び新しい価格設定モデル並びに同一の製品に対する異なる購入センターの可能性などを含むさまざまな要因によるものである。また、スプラUNK・クラウドは、スプラUNK・エンタープライズのオンプレミスでの購入及び配備を検討している顧客からの関心を生み出している。場合によっては、当社の顧客はこれらの製品の組み合わせを検討し、販売サイクルをさらに遅らせることができる。当社の販売サイクルは、特定の顧客、特に大口顧客の場合、1年超に及ぶこともある。既存の顧客がいつ永久ライセンスからタームライセンス若しくはクラウドサービスへ移行するか又は移行そのものが実現するか、潜在的な顧客に対する売上がいつ実現するか又は売上そのものが実現するか、又はトライアル版の製品のユーザーがいつ有料版の製品にアップグレードするかどうかは、正確に予測することは難しい。その結果、大口の個別売上が、当社が予想した四半期以後に発生する場合又はまったく発生しない場合がある。四半期における1以上の大口取引の喪失又は遅延は、かかる四半期及びその取引からの収益が失われ、又は遅れて認識される将来の四半期における業績に影響を与える可能性がある。これらの要因のため、いかなる四半期においても、収益を正確に予測することは困難である。（上記のとおり長期になるにつれて上昇する固定費用を除き）当社の費用の大部分は短期的に固定されているため、特定の四半期に収益が期待値を下回ると、当社の業績が悪化する可能性がある。

当社の国際的な営業及び事業活動により、当社は、事業運営及び財務結果に悪影響を及ぼす可能性のある追加のリスク及び課題にさらされる。

2022年度中、当社は総収益の約31%を米国外の顧客から得ており、当社は、その成長戦略の一環として今後も国際事業の拡大を継続していく。かかる戦略により、当社は適格な技術及び管理従業員を採用し、留め、複雑なソフトウェア開発プロジェクトを行う複数のリモート所在地を管理し、米国外の知的財産保護を確実にすることが求められる。さらに、当社は現在、米国及び世界の特定の国において営業担当者並びに営業及びサポートチームを有している。米国以外の人員、特に営業管理及び営業担当者の採用、教育、管理又は保持が困難な場合、米国以外の市場における販売生産性又は市場への浸透は困難になる可能性がある。また、米国外の販売チームは米国の販売チームに比べて大幅に小さく、米国以外での販売において、当社は間接的な販売チャネルに大きく依存している。当社製品の使用を拡大したり、当社との契約を更新したりするように顧客を説得する当社の能力は、当社が顧客と直接関与していることと直接的に相関している。限られた販売チーム、プロフェッショナル・サービス及びサポート能力又は間接的な販売モデルにより、米国以外の顧客と効果的に関与できない場合、当社が米国で経験したのと同じ水準まで新規の又は既存の顧客に対する販売を拡大することができない可能性がある。

当社の国際事業は、次のようなさまざまなリスク及び課題に直面している。

- ・複数の国際事業を有することに関連する管理、交通、インフラストラクチャー及び法令遵守に関するコストの増加。
- ・異なるインセンティブを提供する又は競合製品を販売する可能性のあるパートナーへの依存並びに法規制の遵守、事業慣行及びその他の日常的な活動に関する異なるアプローチ。
- ・特に新興市場におけるより長い支払いサイクル、売掛金の回収又は収益認識基準を満たすことに関する困難。
- ・財務会計及び報告の負担の増加及び複雑化。
- ・各国及び地域における一般的な経済状況。
- ・世界中の政治的不確実性及び国際摩擦。
- ・雇用、税金、プライバシー及びデータ保護、データ転送、データ・セキュリティ、データ・レジデンシー、及び業界別の事項を含む、複数かつ変化する外国の法規制の遵守並びにこれらの法規制の不遵守に関するリスク及びコスト。
- ・海外における事業活動に関する法規制の遵守。これには、米国連邦海外腐敗行為防止法、英国賄賂防止法、輸出入規制法、関税、貿易障壁、経済制裁及び特定の外国市場で当社製品を販売する能力に対するその他の規制上の又は契約上の制限、並びに取引関係、制裁対象国又はその他の制限の変更によるものを含む、かかる法規制の非遵守のリスク及びコストが含まれる。
- ・特定の地域で高まる不公平な又は不正な事業慣行並びに財務結果に影響を与え、財務諸表の修正再表示及び財務諸表における不正表示を招く可能性のある不適切又は不正な販売取決めのリスク。
- ・為替レートの変動及びそれに伴う財務結果への影響。
- ・特定の国からの本国への資金の送還及び特定の国における通貨の換算の問題。
- ・ローカル化されたソフトウェア及びライセンスプログラムの必要性。
- ・一部の国における知的所有権の保護の低下及び海外における知的所有権及び契約権の行使の実務的な難しさ。
- ・当社が事業を行う分野において不均衡に影響を及ぼす可能性のある自然災害、疾病、COVID-19などのパンデミック。

最近の地政学的な事象は、当社の営業及び業績に影響を及ぼす可能性がある。例えば、2020年12月、英国の有権者が欧州連合（以下「EU」という。）からの離脱を承認した2016年の国民投票（しばしば「ブレグジット」と呼ばれる。）後、英国はEUを離脱した。ブレグジットの政治的及び経済的影響は依然として不確定であり、部分的には、2020年12月30日に署名された、EU、欧州原子力共同体、並びに英国及び北アイルランド間の貿易協力契約次第となる。英国のEU離脱は、欧州経済地域（「EEA」）及びスイスにわたりサービスを提供する当社の能力を滞らせ、新たな移民要件のため英国におけるEU国籍の者の採用が困難となり、また既存及び将来の顧客、供給業者及び従業員と当社との関係がより複雑となることを含め、当社の事業に混乱をもたらす可能性がある。例えば、EUの顧客に対する販売のほとんどは、英国で設立された当社の子会社を介して取引されており、かかる取決めの長期的影響を判断することはできない。また、ブレグジットがもたらすかかる地域及び全世界における経済的及び法的な不確実性は、当社がまだ予測していない形で当社の事業が対象とする税制、運営、法律及び規制制度に悪影響を及ぼす可能性がある。

これらのリスクはすべて、当社の国際事業に悪影響を及ぼす可能性があり、当社の国際収益を減少させ又は営業費用を増加させ、当社の事業運営、財務結果及び成長の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社の国際事業に適用される法令を遵守することにより、当社が外国管轄区域で事業を行うコストが増大する。当社は、外国政府の要件及び法律がその時々に変化するのに伴い、それらの変更に合わせて最新の状態を維持することができなくなる可能性がある。当社がこれらの規制を遵守しない場合、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。多くの外

国において、当社の内部方針及び手続き又は当社に適用される米国の規制により禁止されている事業慣行に他社が携わることは一般的なことがある。また、当社はこれらの法律及び手続きの遵守を確実にするために設計された方針及び手順を実施しているが、すべての従業員、請負業者、パートナー及び代理店がこれらの法律及び方針を遵守することを保証することはできない。当社の従業員、請負業者、パートナー又は代理店による法律又は主要な防止対策の違反は、収益認識の遅延、財務報告における誤った声明、罰金、罰則又は当社製品の輸出入の禁止を招く可能性があり、当社の事業運営及び財務結果に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

公共部門の顧客に対する当社の販売は、複数の追加的な課題及びリスクの対象となっている。

当社は、米国連邦、州及び地方政府並びに外国政府との契約から収益の一部を得ており、当社の事業の成功及び成長は、引続き政府との契約を成功裏に獲得できるかどうかにかかっていると当社は考える。それらの公共部門の顧客に対する販売に関し、当社は、契約の形成、管理及び履行に関する法規制を遵守しなければならない、これらは、当社のパートナー及び当社がどのように政府機関と事業を行うかの方法に影響を与える。これらの法規制は、公共部門の顧客の権利を規定しており、その多くは通常、商用契約に含まれていない。かかる権利には、価格保護、政府に提供される情報の正確性、調達保全の遵守及び政府倫理、規制された又は機密情報へのアクセスの特定の製品証明の制限及び予備条件の遵守、サプライチェーン要件、労働規則及びサプライヤーの多様性に関する方針の遵守並びに公共部門の顧客特有のその他の条件が含まれる可能性がある。これらの法規制は、当社の事業に追加的なコストを課す可能性があり、これら又はその他の適用ある規則及び要件を遵守しなかった場合（過去に遵守しなかった場合を含む。）、入札の抗議、契約の治癒の訴訟、不正行為に基づく契約訴訟、損害賠償又はその他の救済、罰則、契約の終了、当社の知的財産における独占的権利の喪失、多大な監査又は再調達費用並びに政府との契約の一時的な中断若しくは永久的な禁止につながる可能性がある。当社が公共部門と事業を行う能力におけるこれらの損害、罰則、中断又は制限は、当社の事業運営及び財務結果に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2019年10月、スプラUNK・クラウドは、米国の連邦政府機関及び請負業者がクラウドベースのコンピューティングに移行した際に、当社のプラットフォームとの統合を強化できるようにするために、米国連邦リスク及び認可管理プログラム（以下「FedRAMP」という。）に基づく認可を受けた。スプラUNKは、2021年6月に、オーストラリア情報セキュリティ登録のアセッサ・プログラム(IRAP)に基づく保護レベルに対する認定を得た。2021年9月、米国防衛情報システム庁（DISA）はスプラUNK・クラウドに米国国防省（DoD）インパクトのレベル5（IL5）を付与した。これにより、米国政府機関は高感度管理未分類情報（CUI）用に当社のプラットフォームを使用することができる。FedRAMP、IRAP、IL5、及びその他のかかる制限されたクラウド環境の維持は当社におけるコンプライアンスの負担を増大させ、これにより政府機関にサービスを提供するための当社の内部コストが増大する可能性がある。当社がこれらの遵守要件及び複数のプログラムを維持する複雑性に適切に準拠できない場合、当社の成長は悪影響を受け、著しい責任が発生し、当社の評判及び事業が損なわれる可能性がある。

政府との契約からの収益を維持又は増大させる当社の能力を妨げる可能性のある要因には、以下が含まれる。

- ・ 会計方針又は契約方針の変更。
- ・ 利用可能な政府の資金の減少。
- ・ 公共部門の予算サイクル及び資金拠出承認に適應する能力（資金拠出の削減又は遅延は、当社製品に対する公共部門の需要に悪影響を及ぼす）。
- ・ 政府調達プログラム又は適用ある要件の変更。
- ・ 政府の制裁プログラム及び関連政策の変更。
- ・ 新たな法令の採用又は既存の法令の改正。
- ・ 法令、契約条項若しくは政府調達又はその他の適用ある規則の不遵守又はこれらの不遵守が発生した若しくは発生するおそれがあるとの認識。
- ・ 政治情勢及び予算管理の変化（政権内の指導者の変更の前後を含む。）、並びにその結果として生じる政策又は優先順位の不確実性又は変更並びにその結果としての資金調達。
- ・ 政府顧客の機密契約を履行するために必要な設備認可を取得し、維持する能力又は当社従業員のためのセキュリティ認可を取得し、又は維持する能力。
- ・ 政府認証要件又は承認製品リストの変更。
- ・ 既存のFedRAMP及びIL5認可を含む1以上の政府認可を取得又は維持する能力。

- ・ 主要な政府による取得契約に関し、製品を維持する能力。
- ・ 戦争、テロの発生、自然災害、及び公衆衛生上の問題又は継続するCOVID-19のパンデミックといった感染症などによる政府の長期停止又はその他可能性のある政府の歳出若しくはその他の資金拠出認可プロセスの遅延若しくは変更。
- ・ 政府及び主契約者顧客との当社の契約及び下請契約の期間、及び製品の拡大及び提供物の変更。
- ・ 政府又は主契約者顧客の支払事務局からの当社の請求書に対する支払いの遅延。
- ・ 競合業者による入札の抗議。

上記のいずれかが発生した場合、政府並びに政府機関が将来に当社製品のライセンスの購入を遅らせたり控えたりし、当社の事業運営及び財務結果に悪影響を及ぼす可能性がある。今後、当社がますます外国政府機関を含む政府機関との契約に依存するようになるにつれて、こうしたリスク及び課題への露出が増大し、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

2021年5月、バイデン政権は連邦政府機関に対し、追加的な情報技術セキュリティ対策の実施を義務付ける執行命令を発出した。これには、とりわけ、政府機関に対し、連邦記録法及びその他の適用法に合致する最大範囲で、保存データ及び送信中のデータにマルチファクター認証と暗号化を採用することを義務づけることが含まれる。かかる執行命令は、米国連邦政府に開発・販売されるソフトウェアについて、安全なソフトウェア開発プラクティス及び/又は消費者ソフトウェア表示プログラムの基準、安全なプラクティスのベースライン・レベルを反映するような基準を開発することにつながる。ソフトウェア開発者は、そのソフトウェアに可視性を提供し、またセキュリティ・データを公開することが求められる。かかる執行命令により、連邦政府機関は、当社のサイバーセキュリティの慣行や方針の変更を当社に要求する可能性があり、その結果、当社のコンプライアンス費用が増加する可能性がある。当社が執行命令の要件を満たすことができない場合、米国政府と協力する当社の能力が損なわれ、収益の損失につながる可能性がある。

当社のソフトウェアの不適切な配備又は使用は、顧客の不満、顧客データの喪失又は破損を招き、当社の事業、運営、財務結果及び成長の見込みに悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のソフトウェアは、さまざまな技術環境において配備されている。当社のソフトウェアは、大規模かつ複雑な技術環境において配備されることがますます多くなっており、当社の今後の成功は、かかる配備に使用されるライセンスの販売を増やすことができるかどうかにかかっていると当社は考えている。多くの場合、大規模かつ複雑な配備の実施を成功させるには、顧客を支援する必要がある。当社又は当社の顧客が、当社が買収を通じて取得した技術に関連するものを含め、当社のソフトウェアを正常に若しくは適時に配備できない場合又は不適切な配備若しくはシステム構成の変更によりエラー若しくはデータの喪失が発生した場合、当社に対する顧客の認識が損なわれ、当社の評判及びブランドが損なわれる可能性があり、顧客は当社製品の使用を増やさないことを選択する可能性がある。加えて、当社のソフトウェアは、配備のためにサーバー負荷及びインデックスストレージが必要となる。当社の顧客がサーバーの負荷容量又は必要なストレージ容量を持っていない場合、当社のソフトウェアを効果的に配備及び使用することができない可能性があるため、当社の製品の使用を増やすことを選択しない可能性がある。

当社の顧客及び第三者パートナーは、当社のソフトウェアを適切に使用し、その機能を最大限に活用してさまざまな利点を得るためにトレーニングを必要とする場合がある。当社のソフトウェアが正しく配備されていない又は正しく使用されていない若しくは意図したとおりに使用されていない場合、不適切なパフォーマンス、エラー、データ損失又は破損が発生する可能性がある。当社の顧客は、当社のソフトウェア並びに保守及びサポートサービスを利用して幅広い運用を管理しているため、当社のソフトウェアの正しくない若しくは不適切な配備若しくは使用、当社のソフトウェアを効果的かつ効果的に使用する方法に関する顧客に対するトレーニングの不履行又は当社の顧客への保守サービスの提供の不履行は、当社に対する否定的な評判又は法的請求につながる可能性がある。また、当社は今後も顧客基盤の拡大を続けるため、当社がこれらのサービスを適切に提供できない場合、今後の当社製品販売の機会が失われる可能性がある。

II、プライバシー及びデータ・セキュリティに関する要因

当社又は第三者サービスプロバイダーがセキュリティ違反もしくはインシデントに直面した場合又は許可されていない当事者が当社の顧客データ、当社のデータ又は当社のクラウドサービスへのアクセスを取得した場合、当社製品は安全ではないと認識され、当社の評価が損なわれ、当社製品に対する需要が減少し、重大な法的責任が発生する可能性がある。

当社製品には、データの保管と伝送が含まれており、セキュリティ違反及びインシデントは、かかる情報への認められないアクセス、又はかかる情報の損失、破壊、悪用、開示、改変、破損、もしくは使用不能、訴訟、補償義務、罰金、罰則及びその他の責任を招く可能性がある。第三者が当社のデータ及び当社の顧客のデータに不正にアクセスしたり、当社がサービスを提供する能力を妨害したりすることにより、当社はサイバー攻撃の標的となる可能性がある。また、業界のスパイ、悪用、情報又は資産（ソース・コードを含む。）の盗用、又は当社の施設、システム又は情報へのアクセス（認められた又は認められない）を得た者による資産への損害の危険性がある。システム及びデータへの不正アクセスを入手するために使用される手法にはさまざまなものがあり、そのような手法は進化し続けているため、当社はセキュリティ侵害及びインシデントの試みを予測できず、適切な予防措置を積極的に実施できない可能性がある。さらに、継続するCOVID-19のパンデミックにより、当社の従業員の多くが引き続き、リモートワークを行っており、当社はセキュリティ侵害及びインシデントの試みのリスクの増加に直面している。当社は、カスタマーサポートサービス又は顧客によるクラウドサービス提供の使用を通じて入手できる機密情報を含め、当社がアクセス可能な機密情報を保護するための措置を講じているが、当社又は第三者サービスプロバイダーのセキュリティ対策は侵害される可能性があり、さもないれば当社はかかる情報への不正アクセス又はかかる情報の公開、修正、悪用、損失若しくは破壊を防ぐことができない可能性がある。コンピュータマルウェア、ランサムウェア、サイバー・ウイルス、ソーシャルエンジニアリング（フィッシング攻撃）、サービスの拒否又はその他の攻撃、従業員による窃盗又は悪用並びにより巧妙になっているネットワーク攻撃は、特にクラウドサービスに対して、当社の業界でより広く普及している。これらの悪質な攻撃の頻度と巧妙さは増してきており、国家の支援を受けている可能性のあるサイバー犯罪とサイバー犯罪ネットワークは、相当の資源を提供され、米国の企業又は当社の顧客及び当社の製品の使用を標的にする可能性があると思われる。さらに、ウクライナにおける戦闘や、関連する政治又は経済的な対応や対抗措置に関連して、国家が支援するサイバー攻撃や地政学的に関連のあるサイバー攻撃のリスクが増大する可能性がある。過去において、当社は、そのクラウド環境を守るためにサイバー攻撃者に対して是正措置を講じる必要があった。当社はまた、顧客が当社製品に保存する内容を直接制御することはない。顧客が個人情報又はその他の機密情報の伝送又は保存のために当社製品を使用し、第三者による行為、従業員による過失又は不正行為などの結果、当社のセキュリティ対策が侵害されたか、又は侵害されたと思われる場合、又は別途履行できなかったと思われる場合、当社の評判は損なわれ、当社の事業は被害を受け、当社は重大な法的責任を負う可能性がある。

当社はまた、自社のデータの処理、保存及び送信も、事業運営の一環として行っている。かかるデータには、個人情報、機密情報又は専有情報が含まれる場合がある。当社は、暗号化及び認証技術、従業員の電子メール、顧客及び見込客との通信並びに顧客及び見込客へのコンテンツ配信、バックオフィス・サポート、クレジットカード処理、人事サービス、顧客関係管理、企業リスク計画など、さまざまな理由で第三者の技術及びシステムを利用している。当社は、当社の事業及び機密情報を保護し、データの損失及びその他のセキュリティ侵害及びインシデントを防止し、第三者ベンダーにおけるセキュリティ侵害又はインシデントの影響を低減するためのシステム及びプロセスを開発しているが、かかる対策は絶対的なセキュリティを提供するものではない。当社は、セキュリティ・インシデントからの保護及び脆弱性の緩和、検出及び修正のために、多大な資源を投入し、当社の事業活動及びプラクティスを適応させ、又は当社の業務もしくは情報技術を変更する可能性がある。当社又はCSPを含む第三者プロバイダーが実施したセキュリティ対策が、現在又は将来のセキュリティ脅威に対して有効であるという保証はなく、当社は、当社のシステムやネットワーク、又はCSPを含む当社の第三者サービス・プロバイダーのシステムやネットワークが侵害されていないこと、もしくは別途不正侵入されていないこと、又は当社もしくはそのサプライチェーン内のプロバイダー及びいかなるソフトウェアも、当社のシステムやネットワーク、又は当社及び当社のサービスを支える第三者のシステムやネットワークに侵害や混乱をもたらす可能性のある脆弱性又は不正アクセスされた信頼コードを含んでいないことを保証することはできない。これらのリスクを軽減する当社の能力はまた、新規企業の買収によっても影響を受ける可能性があり、当社は異なる、又はより複雑なIT環境を組み込み、保護することが必要となる。当社は、当社のデータ及び当社が維持又は別途加工を行うその他のデータの完全性、秘密保持性及びセキュリティを保護するために設計された措置を維持しているが、当社又は第三者サービスプロバイダーのセキュリティ対策は機能しない可能性があり、それにより当社のアプリケーションの不正侵入又はこれらのデータへの不正アクセスが発生する又はかかるデータが開示、修正、誤用、喪失、破損、利用不能、又は破壊される可能性がある。

当社又は当社の第三者サービス・プロバイダーのいずれかに影響を及ぼすセキュリティ違反及びその他のセキュリティに関する事象が発生した場合又は発生したと認識された場合、当社製品のセキュリティに対する顧客の信頼が失われ、当社のブランド、評判、及び市場における地位が損なわれ、当社のデータ又は当社の顧客のデータへの不正アクセス又は開示、変更、悪用、喪失、破損、利用不能、又は破壊される結果となり、当社製品に対する需要が低下し、またその市場の受入に負の影響を及ぼし、通常の事業運営が中断され、侵害の調査や修正及び将来のセキュリティ違反や事象を防止するために重要な資源を費やす必要があり、当社は訴訟、規制上の調査及び執行措置、補償義務などの法的訴訟及び責任にさ

らされ、当社の収益及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。これらのリスクは、当社のクラウドサービス提供物の数及び規模が成長し続け、増大するデータを処理、保存及び伝送することに伴い増加する可能性がある。

さらに、当社は、エラーもしくは欠陥を分析、修正、除去、もしくは処理したり、又は脆弱性を排除したり、もしくは別途対処するために多大な財源や開発資源を投入する必要がある可能性があり、また当社及び当社の第三者のサービス・プロバイダーは、潜在的なセキュリティ違反又はインシデント及びその他のサービスの提供に関して、特定に困難が生じ、又は別途対応の遅れに直面する可能性がある。

第三者は、顧客がクラウドサービス提供物にアクセスできないように設計された攻撃を行う場合もある。当社のクラウドサービス提供物へのアクセス及びクラウドサービス提供物の利用が大幅に中断することにより、現在及び潜在的な顧客による当社に対する評価が損なわれ、当社が請求を受け、責任を負い、顧客が失われるなど、当社のクラウド・サービス提供物又はその他の製品の市場の受入に悪影響を及ぼし、又は別途当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

SolarWindsに対する攻撃は、ハッカーがSolarWindsソフトウェアのアップデートにマルウェアを投入したものであるが、これはサプライチェーン攻撃として知られるアセンブリ下であるものの、信頼する第三者ソフトウェアの感染によるリスクの増大を浮き彫りにしている。ソフトウェア・サプライチェーン攻撃に加え、第三者による脆弱性が当社のセキュリティ態勢に影響を及ぼす可能性がある。当社はそのIT環境において脆弱性を追跡し、是正し、緩和する一助となる脅威及び脆弱性管理プログラムを有している。それにもかかわらず、オンプレミスのマイクロソフト・エクステンジ・サービス及びLog4jの脆弱性への最近の攻撃は、許可されていない関係者が遠隔でコードを実行できるようにするために利用される可能性があり、当社が使用している第三者製品及びオープンソースのソフトウェアに敵が悪用する可能性のある脆弱性が含まれている可能性があるというリスクを浮き彫りにしている。

さらに、他のクラウドベースのプラットフォーム又はサービス・プロバイダーに関して著しいセキュリティ侵害、インシデント、又は混乱が発生した場合、当社の顧客及び潜在的な顧客が一般的にクラウドベースの提供物に対する信頼を失う可能性があり、その場合、既存顧客の維持又は新規顧客の獲得能力に悪影響を与える可能性があり、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、当社の保険の補償範囲が、実際に発生したデータ・セキュリティに対する責任に関して十分であること、あらゆる事象に関連する当社に対する補償請求をもカバーすること、当社がかかる保険を経済的に合理的な条件で引続き利用可能であること若しくはかかる保険自体を利用可能であること又はいかなる保険会社も将来の請求に関する補償範囲を否認しないことを確信することができない。利用可能な保険の補償範囲を超える当社に対する1以上の大規模な請求の主張が成功した場合又は保険料の増額若しくは高額の自賠責の強制又は共同保険要件など、当社の保険契約に変更が発生した場合、当社の財務状態、業績及び評判を含む当社の事業に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の技術及びインフラストラクチャーに関連する中断又は性能の問題及び第三者のソフトウェア・アズ・ア・サービス（以下「SaaS」という。）技術に対する依存は、当社の事業運営及び財務結果に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の継続的な成長は、当社のソフトウェア又は暗号化されたアクセスキーを許容時間内にダウンロードするために、当社の既存の顧客及び潜在的な顧客が当社のクラウドサービス提供物又はウェブサイトを使用し、アクセスできるかどうか一部依存している。当社はまた、当社のクラウド・サービス提供物、企業リソース・プランニング・サービス及び顧客関係管理サービスなどを含む、事業における重要な機能を運用するために、第三者によりホストされるSaaS技術にも大きく依存している。当社は、インフラストラクチャーの変更、人的又はソフトウェアのエラー、当社のウェブサイト及びサービスに同時にアクセスする膨大な数のユーザーによるキャパシティの制約、また、当社のシステム又はネットワークへの不正アクセス、ソフトウェアの脆弱性、サイバーセキュリティの侵害を含む、実際の又は認識されているセキュリティリスク、サービス拒否若しくはランサムウェア攻撃など、さまざまな要因による実際の又は認識されたウェブサイト及びクラウドサービスの中断、ストレージ障害、機能停止及びその他のパフォーマンスの問題を経験しており、今後も経験する可能性がある。場合によっては、当社はこれらのウェブサイト及びサービスのパフォーマンスの問題の原因を許容時間内に特定できない又は効果的な修復若しくはパッチを提供する可能性がある。特にピーク時及び当社製品が複雑になり、ユーザー情報が増加するにつれて、又はセキュリティ上の弱点が利用可能なパッチや緩和策を持たないような（「ゼロ・デイ」攻撃）場合には、当社のウェブサイト及びサービスのパフォーマンスを維持し、改善することがますます困難になる可能性がある。当社のウェブサイト又はクラウドサービス提供物が侵害され、又は利用不可能な場合又は当社のユーザーが当社のソフトウェア又は暗号化されたアクセスキーを妥当な時間内にダウンロードできない若しくは全くダウンロードできない場合、当社は、現在の及び潜在的な顧客からの当社の評判が損なわれることによる損害を被り、法的責任にさらされ、顧客を喪失する可能性があり、そのすべてが当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当社は今後も、ウェブサイト及びサービスパフォーマンスの維持及び向上並びに新機能及びアプリの迅速なリリースに多大な投資を行っ

ていく予定である。当社がキャパシティの制約に効果的に対処できず、必要に応じてシステムをアップグレードし、実際及び予想される技術の変化及び進化するセキュリティの脅威に対応するために継続的に技術及びネットワークアーキテクチャを開発及び確保することができない場合、当社の事業及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社製品における実際の又は認識されたエラー、障害又はバグは、当社の財務結果及び成長の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

当社製品は複雑であり、特に、新製品、新バージョン又はアップデートがリリースされた際に、買収を通じて取得した技術に関するものを含み、検出されないエラー、障害又はバグが発生する可能性がある。当社のソフトウェアは、オペレーティング・システム、システム管理ソフトウェア並びに設備及びネットワークの構成が異なる大規模コンピューティング環境にインストールされ使用されることが多く、それにより、当社のソフトウェア又はそれが配備されるコンピューティング環境の他の側面におけるエラー又は障害が引き起こされる可能性がある。さらに、当社のソフトウェアを複雑かつ大規模なコンピューティング環境に配備すると、当社のソフトウェアにおいて検出されないエラー、障害又はバグが発生する可能性がある。当社によるテストにもかかわらず、当社製品におけるエラー、障害又はバグは、顧客にリリースされるまで見つからない場合がある。過去には、導入後に一部の製品でエラー、障害及びバグが発見されたこともあった。当社製品における実際の若しくは認識されたエラー、障害若しくはバグは、否定的な評判、当社製品の市場における受入れの喪失若しくは遅延、競争力の喪失又はかかる問題により継続する損害に対する顧客からの請求を引起す可能性がある。このような場合、当社は、顧客との関係又はその他の理由により、かかる問題を修正するのに役立つ追加的資源を発生することを余儀なくされるか、追加的資源を発生することを選択する可能性がある。

また、当社のソフトウェアに起因するものであるかどうかにかかわらず、顧客の配備又は当社のクラウドサービスにおいて、当社のソフトウェアの実際若しくは認識された障害が発生した場合、当社製品の有効性に関する市場認識に悪影響が及ぶ可能性がある。これらの問題を軽減するには、当社の資本及びその他の資源を大量に費やす必要があり、ライセンスの中断、遅延又は中止が発生する可能性があり、これにより当社は既存又は潜在的な顧客を失い、当社の財務結果及び成長の見通しに悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、セキュリティ、データ保護及びプライバシーに関する多くの法的要件、契約義務及び業界標準の対象となっており、これらの要件、義務又は基準を遵守できない場合、当社の評判、事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

データプライバシーとセキュリティは、米国及び当社の従業員及び業務があり、当社の提供物にライセンス又はクラウドのサブスクリプションを提供しているその他多くの国々で重要な問題となっている。世界的なデータ・プライバシー及びセキュリティ問題に関する規制の枠組みは急速に進展しており、当面は不透明な状況が続くと思われる。これらの義務は、ある管轄区域から別の管轄区域へと一貫性を欠いて解釈され、適用される場合があり、また相互に、その他の規制要件、業界基準、又は当社の内部慣行と矛盾する場合がある。米国連邦及び各州並びに外国政府機関当局は、一定の種類の情報の収集、配布、使用、開示、保管及びセキュリティを制限する、又はそれらに関する法律や規制を採択しているか、又は採択を検討している。例えば、2020年1月1日、カリフォルニア州消費者プライバシー法（以下「CCPA」という。）が施行された。CCPAは、対象企業にカリフォルニア州の消費者への新たな開示を義務づけ、かかる消費者に、特定の個人情報販売からオプトアウトする新たな能力を与えるものである。さらに、CCPAを変更するものであるカリフォルニア州プライバシー権利法（以下「CPRA」という。）が2020年11月3日の選挙でカリフォルニアの有権者により承認され、2022年1月1日より消費者データに関する義務を発生させ、2022年7月1日以前に規則の実施が予想され、2023年7月1日より施行される。さらに、2021年3月にヴァージニア州消費者データ保護法(以下「CDPA」という。)が制定され、2023年1月1日から施行され、また2021年6月8日にコロラド州でコロラド州プライバシー法(以下「CPA」という。)が成立し、2023年7月1日から施行される。CDPA及びCPAは、CCPA、CPRA、及び他の州で提案されている法律と類似点を共有している。CCPA、CPRA、CDPA、及びCPAの状況とその解釈は依然として不透明であり、当社はこれらの法律又は規制が当社の事業又は業務に与える影響を十分に予測することはできない。

国際的には、当社が業務を展開するほぼすべての国において、当社又は当社の顧客が遵守しなければならない独自のデータ・セキュリティ及びプライバシー、又はデータ保護に関する法的枠組みが確立されている。これらの法域における法律及び規制は、個人を特定する又は個人を特定若しくは位置確認するために使用される可能性のあるデータの収集、使用、保存、開示及びセキュリティに広く適用される。これらの法律及び規制は、米国のものよりも制約が多く、急速に進展していることが多い。例えば、EU一般データ保護規制（以下「GDPR」という。）は、2018年5月25日に発効し、デー

タ保護及びセキュリティに関連する厳格な義務を課すことに加え、一部の違反に対して、世界の年間収益の4%を上限とした罰金を認める。当社は、米国商務省及び欧州委員会によって策定されたEU-米国間プライバシーシールドフレームワークに一部依拠し、また米国商務省及びスイス政権により策定されたスイス-米国プライバシーシールドフレームワークに一部依拠し、欧州経済地域(以下「EEA」という。)及びスイスから米国への個人データの転送を認めるEU法及びスイス法に基づき有効なデータ転送メカニズムを米国企業に提供している。2020年7月16日、欧州連合司法裁判所（以下「CJEU」という。）は、EU-米国プライバシーシールドを無効にし、SCCsに依拠する際に追加の義務を企業に課し、米国に移転された個人データに適切な保護を提供していないと結論付けた。2020年9月8日、スイス連邦データ保護・情報監督官は、同様の根拠に基づいてスイス-米国プライバシーシールドを無効にした。CJEUは、2020年7月16日の意見書において、欧州委員会(以下「SCC」という。)によって承認された個人データの移転に関する標準的な契約条項に依拠する場合、会社に追加的な義務を課した。このCJEUの決定により、欧州のデータ保護規制当局は、欧州から米国への個人データの転送について異なった基準を適用し、また個別の検証を要求することになる可能性がある。2021年6月4日、欧州委員会は、実施を義務付ける新たなSCCを公表した。かかる改訂SCC、提言と規制当局の意見、及びクロス・ボーダーのデータ移転に関連するその他の進展は、EEA及びスイスから移転されるいかなる個人データについても、追加的な契約上及び技術上のセーフガードを実施することを当社に要求する可能性があり、これにより遵守及び関連コストを増加させ、規制当局の精査又は責任の増大につながり、追加の契約上の交渉を余儀なくされ、また当社の事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

2022年2月23日、欧州委員会は、非個人データのアクセス、共有、ポータビリティ及び国際的移転に関連する義務を課す新たな法律であるデータ法を提出した。EU理事会及びEU議会は、データ法の草案について、討議を行い、もし採用された場合、施行の最短日は2024年となる。実施に向けて最終化されるため、当社は、データ法の要件を遵守するための追加費用が発生するものと予想している。

英国は、GDPR を実質的に実施するデータ保護法を2018 年5 月に制定し、英国におけるGDPRの実施を一般に規定する「英国のGDPR」と呼ばれる法律を実施した。2021年6月28日、欧州委員会は、英国がEEAから個人データを出力することができる「適切な国」である旨の決定公表しているが、今後、かかる決定は更新されなければならない、困難に直面する可能性があり、EEAから英国への個人データの譲渡に関し、不確実性が生じる可能性がある。さらに、当社は、データ保護法、英国GDPR、及びその他の英国のデータ保護法又は規則が、中長期的にどのように進展するか、また英国への又は英国からのデータの譲渡が将来どのように規制されるかについて相違する法律や指針の影響について、十分に予測することはできない。当社のEMEAの本社はロンドンにあり、英国のデータ保護法及びクロスボーダーの個人データ譲渡に関するこれらの分野の不確実性は当社の業務にとって特に重大な問題となっている。また、一部の国では、現地でのデータの保管及び処理、又は類似の要件を要求する法律を検討しているか、あるいは制定しており、これにより米国外の当社のサービスの提供にかかるコストと複雑さが増す可能性がある。

GDPR、CCPA、CPRA、CDPA、CPA、又は米国又はオーストラリアのプライバシー法、カナダの個人情報保護・電子文書法、及び日本の個人情報保護法を含む世界中のその他の地域のプライバシー、データ保護、データローカライズ又はセキュリティに関連する法律、規制その他の義務を遵守することは、多額の運用コストを発生させたり、データ処理慣行及び方針の変更を当社に求めたりする可能性があり、当社の成長戦略を損ない、当社の顧客を獲得する能力に悪影響を及ぼし、また別途当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、実際に又はコンプライアンス違反の疑いが発生した場合、政府機関等による当社への請求及び訴訟が発生し、著しい罰金又はその他の賠償責任が発生する可能性があり、その他、当社の事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があり、当社が行っている特定のサービスの提供ができなくなる可能性がある。

1996年医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律及び多数の州法のような、米国内外の一部の法的要件には、一定の種類の個人情報に関わるセキュリティ違反を個人に通知する企業の義務が含まれており、これは当社又は当社のサービス提供者が経験した違反から生じる可能性がある。当社は、実際の若しくは認識されたセキュリティ侵害若しくはインシデントは、当社の評判に影響を与え、当社の顧客の信頼を損ない、当社の販売及び新規市場への拡大に損害を与え、又は当社が既存顧客を失う可能性があり、並びに当社が潜在的な賠償責任にさらされるか、又はデータセキュリティに多大な資源を投入し、かかる実際の若しくは認識された違反に対処することが必要となる可能性がある。

政府の規制に加えて、自主規制基準、業界固有の規制及びその他の業界基準又は要件は、当社に法律上又は契約上適用される若しくは適用が議論されることもあれば、当社が当該基準、規制又は要件を遵守すること若しくは当社の顧客が当該基準、規制又は要件を遵守しやすくすることを選択することもある。金融サービスといった特定の業界の規制当局は、クラウド・コンピューティングやその他のアウトソーシング・サービスの利用に関する規制や解釈上の立場を採用しており、将来も採用する可能性がある。例えば、一部の金融サービス規制当局は、特定の統制を義務付けたり、又は金融サー

ビス企業に特定の機能をアウトソーシングする前に規制当局の承認を得ることを義務付けるクラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する指針を課している。当社がこれらの指針又は統制を遵守できない場合、又は当社の顧客が必要な場合に当社のサービスを使用するための規制当局の承認を得られない場合には、当社の事業に損害を与える可能性がある。また、当社の顧客が期待する特定の政府機関の基準を満たすことができない場合には、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。将来、当社が、当社の顧客に関連する業界固有の認証もしくはその他の要件又は基準を達成又は維持できない場合、当社の事業を損ない、また当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、プライバシー、データ保護、データ・セキュリティは、当社の業界における重要な競争要因であるため、当社は、当社のウェブサイト、マーケティング資料、又はその他の状況において、当社のデータ加工及びデータ・セキュリティ対策及び当社のこれらの基準の遵守又は当社顧客のこれらの基準の遵守を促進する当社の能力について、記載を行う場合がある。また、プライバシー、データ保護及びセキュリティに関する法律、規則、業界基準及びその他の義務が引き続き世界中で制定されることが予想され、また、これらの地域で新たな、改正された、再解釈された法律、規則、基準、及びその他の義務が続くことが予想される。当社は、かかる将来の法規制及び基準、又は既存の法規制、業界基準若しくはその他義務の改正若しくは再解釈が当社の事業に与える影響については、現時点では把握できていない。米国又は複数の法的管轄における新たな法律、又は既存の法規制、業界基準、及び契約上その他の義務の改正又は解釈の変更により、当社が追加的な費用を負担し、当社の事業運営を制限する可能性がある。プライバシー及びデータ保護に関する法律、基準、契約上の義務及びその他の義務の解釈及び適用は不確実であるため、これらの法律、基準及び契約上その他の義務が、当社のデータ管理慣行、当社の方針若しくは手続、又は当社の提供物の特徴と整合的でない若しくは整合しないと主張される方法で解釈され、適用される可能性がある。そうなれば、罰金、訴訟及びその他請求の可能性に加え、当社はローカライズされたデータ貯蔵又はその他のデータ加工オペレーションの確立を含め、事業活動及び慣行の根本的な変更が必要又は適切であると判断する場合があり、一般的にもしくは特定の地理的地域において特定の提供物の提供を変更又は停止する場合があり、そのいずれも当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、このような変更や修正を商業的に合理的な方法で又は全く行うことができない可能性があり、また、当社が新しい提供物や新機能を開発する能力が制限される可能性がある。さらに、当社の顧客の業務に適用される法規制及び方針の遵守及びその他課せられる負担のコストは、当社の提供物の使用及び採用を制限し、並びに当社の提供物に対する全体的な需要を減少させる可能性がある。また、これらの規制を遵守するためには、特定の顧客をサポートするためにより多くのリソースを投入する必要がある、その結果、コストが増加し、販売サイクルが長期化する可能性がある。たとえ根拠のないものであっても、プライバシー、データ保護又はセキュリティに関する懸念に適切に対処できない場合、又はプライバシー、データ保護又はセキュリティに関する契約条件を顧客とうまく交渉できない場合、又はプライバシー、データ保護、セキュリティに関する関連法規制、基準、並びにその他の実際の及びそのように主張される義務を遵守できない場合、当社に追加の費用及び責任が生じる可能性があり、当社の評判を損ない、当社の販売サイクルが滞り、並びに当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。有効か否かにかかわらず、プライバシー及び個人セキュリティに関する懸念が、特に特定の業界及び外国における当社の提供物の市場採用を妨げる可能性がある。

知的財産及びその他の所有権に関する要因

当社の知的財産権を保護できない場合、当社の事業及び当社のブランドに悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の成功及び競争力は、一部には、当社の営業秘密、商標、著作権、特許、ノウハウ、機密情報、独占的方法及び技術並びにその他の知的財産及び専有権を保護する当社の能力に依存しており、それにより当社は、当社の発明及び専有情報並びに財産を他社が使用することを防止することができる。当社は、一般的に、当社の従業員、コンサルタント、ベンダー、顧客、パートナー及びその他との特許、著作権、企業秘密及び商標に関する法律並びに秘密保持又はライセンス契約に依存しており、当社の知的財産権を保護し、当社の競争的地位を維持するために、一般的に当社の専有情報へのアクセス及び配布を制限している。しかしながら、当社は、知的財産権を保護するための当社の対策が有効であることを保証することはできない。例えば、当社の従業員の多くが引き続きリモートワークを行っており、離職する従業員による当社の知的財産の盗用又は悪用を防止することができない可能性がある。

当社が発行した特許及び将来発行される特許は、当社に何らかの競争上の優位性をもたらすものではなく、当社が特許を認められない可能性がある。また、特許保護を取得するプロセスには費用と時間がかかるため、必要な又は望ましい特許出願をすべて出願及び請求することができない可能性や、妥当な費用で又は適時に出願及び請求することができない可能性がある。たとえ発行されたとしても、特許その他の知的財産権の侵害、有効性、執行可能性及び保護範囲に関する法的基準は複雑で不確実な場合が多いため、これらの特許が当社の知的財産を適切に保護する保証はない。発行された特許及びその他の知的所有権は、行政手続き、訴訟又は同様の手続きを通じて無効化または制限される可能性があり、他社が

当社と競合する提供物を開発できるようになるため、当社の競争的事業地位、事業の見通し及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。また、特許を発行しても、当社が特許発明を実施する権利を有することを保証するものではない。当社の発行した特許や出願中の特許出願若しくは当社の提供物に使用された特許を当社がいち早く使用したこと、当社が最初に特許出願したこと、又は第三者が当社の提供物若しくは技術のマーケティング若しくは実践を妨げるのに使用しうる妨害特許を有していないことは確かではない。当社製品が入手可能な各国において、有効な特許、商標、著作権、営業秘密の保護が利用できない可能性がある。一部の海外諸国の法律は、米国ほどの知的財産権の保護がない可能性があり（特に、一部の海外法域ではソフトウェアの特許保護を認めておらず、米国においてもかかる保護は制限されている。）、知的財産権の施行の仕組みが不十分である可能性がある。当社は、米国及び限定された非米国の法的管轄において特許を出願して来たが、かかる保護は、当社が事業を行っているか又は当社がその知的財産権を行使しようとするすべての国において利用可能でなく、もしくは適切でなく、又は実際に実施することが困難である場合がある。例えば、多くの外国諸国には特許所有者が第三者にライセンスを許諾しなければならない強制ライセンス法がある。さらに、多くの国は、政府機関又は政府の請負業者を含む特定の第三者に対する特許の強制可能性を制限している。これらの国においては、特許の利益は限定的、又は全く利益をもたらさない場合がある。当社が国際的な活動を拡大するにつれて、当社が、当社の製品及びプラットフォーム機能並びに専有情報の不正コピー及び不正使用にさらされる可能性は増大する可能性がある。当社は、当社の製品、プラットフォーム能力、ソフトウェア、及び専有情報のかかる不正使用の全範囲を測定することは、現在のところ不可能である。しかしながら、当社は、かかる不正使用は、当社の収益及び財務成績に悪影響を及ぼす持続的な問題であり、またその可能性が予想されると考えている。米国及びその他の国における知的所有権に関する法律の最近及び将来の変更、並びに米国及びその他の国における知的所有権に関する法律の適用ある裁判所及び機関による解釈からさらなる不確実性が生じる可能性がある。さらに、当社は、当社の従業員、ライセンシー及び機密及び専有情報にアクセスできる可能性のあるその他の者との間で非開示契約を締結することに努めているが、当社が講じたこれらの契約又はその他の措置が当社の技術の不正使用、開示又はリバースエンジニアリングを阻止するものであると保証することはできない。

また、第三者が当社と競合する技術又は製品を独自に開発する場合があり、当社がこの競争を阻止できない可能性がある。

当社は、第三者に対する請求又は訴訟を起こすことにより当社の知的財産権を防御し、監視し、保護するために又は当社の所有権の侵害又は当社の所有権の妥当性を確立するために、多大な資源を投入する必要性が生じる可能性がある。しかしながら、当社が起こしたいかなる訴訟においても当社が勝利しない可能性はあり、付与された損害賠償又はその他の救済（もしあれば）は、当社が被った損害を補償するのに十分でない可能性がある。また、第三者により当社に対する反対請求権が主張される可能性がある。訴訟は、当社にとって有利に解決されるか否かにかかわらず、当社に多額の費用がかかり、当社の技術及び経営陣の努力を逸らす結果となる可能性があり、当社の事業運営や財務結果に悪影響を及ぼす可能性がある。いかなるこれらの理由により、当社の努力にもかかわらず、当社の知的財産を第三者が侵害又は不正使用することを防止することができない場合がある。当社が当社の知的所有権を適切に保護できない場合、競合他社による当社の技術又は当社ブランドの使用が可能になる可能性があり、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社はこれまで、第三者による知的財産権の主張の対象となっており、将来も対象となる可能性があるが、これらは抗弁費用が極めて高く、当社が多額の損害賠償の支払いを要求される可能性があり、また、当社の特定の技術の使用能力を制限する可能性がある。

当社の現在及び潜在的な競合他社の一部を含むソフトウェア及びテクノロジー業界の企業は、多数の特許、著作権、商標及び営業秘密を所有しており、知的財産権の権利侵害又はその他の違反の主張に基づいて頻繁に訴訟を起こしている。さらに、これらの企業の多くは、知的財産権を行使し、それらに対してもたらされる可能性のある主張を防御するために、かなり多くの資源をつぎ込む能力を有している。訴訟には、関連する製品収益がなく、したがって当社の特許がほとんど又は全く抑止力をもたらさない特許保有会社又はその他の敵対的特許所有者が関与する可能性がある。これらの主要企業及び特許不実施主体を含む第三者は、随時、当社、当社のパートナー、当社の技術パートナー、又は当社の顧客に対して、特許、著作権、商標その他の知的財産権を主張してきており、主張する可能性がある。当社は、新たな技術の取得を通じて得られたものを含め、他者の知的財産権を盗用、不正使用、又は侵害したと主張する通知を受領してきており、また将来受領する可能性がある。また、当社が市場の認知度を高める限り、企業ソフトウェア市場において珍しくない知的財産権侵害請求の対象となるリスクが高くなる。

当社の技術や事業方法の重要な側面が対象となる又は対象となると主張される、発行済又は出願中の特許を含む第三者の知的財産権がある場合がある。当社は、特にそのような技術に関しては開発プロセスの可視性が低く、又は侵害リスクに対する保護措置が講じられていることから、買収の結果、知的財産権侵害の主張の対象となるリスクが高まる可能性が

ある。法的根拠の有無にかかわらず、知的財産権の主張には、和解や訴訟に多額の費用がかかる可能性があり、当社の経営陣の注意やその他の資源が逸らされる可能性がある。また、これらの主張により、当社は、当社が故意に特許又は著作権を侵害したとされた場合に3倍損害請求又はさらなる法的損害賠償の可能性を含む多額の損害賠償責任を負う可能性がある。また、これらの主張は、当社が第三者の権利に違反しているとされた技術の使用を中止しなければならない結果となる可能性もある。当社は、知的財産権についてライセンスの取得を求められる可能性があり、これは合理的な条件で又は全く利用できない場合がある。たとえライセンスが利用できたとしても、多額のロイヤルティの支払いを要求される可能性があり、それによって当社の営業費用が増加することになる。その結果、侵害しない代替技術の開発が必要となる可能性があり、多大な労力と費用が必要となる可能性がある。当社が、当社の事業の侵害的な側面について、技術のライセンス又は開発ができない場合、当社は、当社提供物の販売を制限又は停止せざるを得ず、効果的な競争ができなくなる可能性がある。これらの結果のいずれも、当社の事業運営及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社がそのブランドの維持及び向上できない場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

当社は、「Splunk」ブランドのアイデンティティを維持し、強化することが、現在の顧客及びパートナーとの関係にとって、並びに新規顧客及びパートナーを引きつける当社の能力にとって不可欠であると考えている。当社ブランドのプロモーションが成功するかどうかは、マーケティング努力、質の高い商品を提供し続ける能力、及び競合他社との提供物の差別化を成功させる能力に大きく左右される。さらに、独立した業界アナリストは、競合他社と同様に当社の提供物のレビューを提供することが多く、市場における当社の提供物に対する認識は、これらのレビューに大きく影響される場合がある。これらのレビューが、競合他社の製品及びサービスに比べて否定的であったり、それほど肯定的でない場合には、当社ブランドに悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、パートナーを通じた販売に関連して、当社のブランドを維持し、強化することが困難な場合がある。当社は、そのキャンペーンに関連して多額の支出を発生しており、今後も引続き発生する予定であり、また、市場の競争力が高まり、当社が事業の成長を図るにつれて、ブランド・プロモーションへの支出も増大すると予想している。これらの活動が収益を増加させる場合、これらの収益は当社が負担する費用の増加を相殺しない可能性がある。当社がブランドの維持及び向上に成功しない場合、当社の事業が成長しない可能性、より強力なブランドを持つ競合他社と比較して価格決定力が低下する可能性、顧客及びパートナーを失う可能性があり、その全てが当社の事業運営や業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が「オープンソース」ソフトウェアを使用することは、当社の提供物を販売する能力に悪影響を与え、訴訟の可能性にさらされる可能性があり、また、当社がオープンソース・プロジェクトに参加することにより、予期せぬ負担又は制約が課される可能性がある。

当社は、第三者の市販ソフトウェア販売業者から受け取るソフトウェア又は買収を通じて取得される技術に組み込まれたものを含め、当社の提供物及びビジネスにオープンソース・ソフトウェアを使用しており、将来もオープンソース・ソフトウェアの使用継続を見込んでいる。オープンソース・ソフトウェアの使用は、第三者の商用ソフトウェアの使用よりも大きなリスクを伴う可能性がある。多くのオープンソース・ライセンスの条項は、米国の裁判所によって解釈されており、当社の製品のマーケティング及び商業化能力に予期せぬ条件及び制約を課するような形で、そのようなライセンスが解釈されるリスクがある。当社は、オープンソース・ソフトウェアのライセンス供与を受けていると考えられるものについて、ライセンス要件の違反若しくは知的財産権の侵害を主張する者、又はオープンソース・ライセンスの条件を強制しようとする者からの主張に直面する可能性がある。さらに、一部のオープンソース・ライセンスの条項では、一定の状況下で、当社は、かかるオープンソース・ソフトウェアの使用、組み込み若しくはリンクを通じて開発された当社独自のソース・コードの公開を要求される、又はさらなる改変及び再配布の許可を含め、当社独自のソフトウェアにオープンソース・ライセンスの適用を要求される可能性がある。適用あるライセンス条項変更を含むこれらの主張又は要件も、訴訟につながり、当社が高価なライセンスを購入したり、当社が提供物を変更するために追加の研究開発資源を投入することが必要となり、又は当社の専有ソースコードの侵害若しくは公開を防ぐために、代替ツールを発見するか若しくはリエンジニアリングしない限り、当該商品の提供を中止しなければならない可能性があり、これらのいずれかが当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。ライセンス要件に関連するリスクに加え、オープンソースのライセンサーは、通常、ソフトウェアのアップデート、保証、サポート、補償、権原の保証若しくは起源に対する規制又は侵害主張若しくはコードの品質に関するその他契約上の保護を提供していないため、オープンソース・ソフトウェアの使用は、第三者の市販ソフトウェアの使用よりも大きなリスクをもたらす可能性がある。同様に、一部のオープンソース・プロジェクトでは、セキュリティその他の脆弱性やアーキテクチャ上の不安定性が知られており、又はその他広範な可用性のためセ

セキュリティ攻撃の対象となり、「無保証」ベースで提供されている。さらに、当社が買収した会社も含め、既存のオープンソース・プロジェクトに遡って修正を行うことや、オープンソース・ライセンスに基づき社内で開発した特定のツールを利用できるようにすることで、オープンソース・ベースで一定の独自ソフトウェアを意図的に利用可能にし、今後もそれを継続していく予定である。当社は、競争上機密性が高い可能性があるコードを保護するために設計された、そのような貢献に対するレビュープロセスを含む手順を確立しているが、当社が、又は当社が買収した会社を買収前に、一貫してこのプロセスを適用したことを保証することはできない。適用されたとしても、当社がオープンソース・プロジェクトに貢献するソフトウェア・ソースコードは、公開されているため、当該ソフトウェア・ソースコードに関する当社の知的所有権を保護する能力が限定されたり、完全に失われたりする可能性があり、及び当社の競合他社その他が競争上の目的で、又は商業的若しくは当社が意図した目的を越えたその他目的で、このような提供されたソフトウェア・ソースコードを使用することを防ぐことができない可能性がある。オープンソース・ソフトウェアの使用に関連するこれらのリスクの多くは排除若しくは管理することが困難な可能性があり、適切に対処できない場合には、当社の提供物及び当社の事業の業績に悪影響を与える可能性がある。

第三者への依存に関する要因

当社は、当社のプラットフォーム上のユーザーに当社製品を提供するために、クラウドインフラストラクチャー・サービスの第三者プロバイダーにますます依存するようになっており、これらのサービスの使用が中断または妨害された場合、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

スプラUNK・クラウドなどの当社のクラウドサービス提供物は、当社のCSPによってのみホストされている。当社は、当社が使用するCSPの運営または機能を制御することはできず、クラウドサービス・プロバイダーのサービスレベルのいかなる変更（100%未満となる可能性がある）は、顧客とその要件に対する当社のコミットメントを満たす能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当社は現在、スプラUNK・クラウド用に100%のアップタイム・サービスレベル・アグリーメント（以下「SLA」という。）を提供している。当社製品の使用量が増加するにつれて、特にピーク時におけるパフォーマンスの維持及び改善はますます困難になる可能性がある。CSPにより提供されるサービスのいずれかが、長時間の停止、中断又は商業的に合理的な条件及び価格で利用できなくなったことを理由に利用できなくなった場合又は当社のSLAに基づく100%の稼働時間を提供できなくなった場合、同等のサービス（ある場合）が特定され、利用可能になり、実施されるまで、当社の収益が減少し、当社の評判が損なわれ、当社が法的責任にさらされ、経費が増加し、当社の財務管理能力が妨げられ、製品の販売管理及び顧客サポートの処理が妨げられる可能性があり、そのすべてが当社の事業、財務結果及び当社製品の使用に悪影響を及ぼす可能性がある。当社がクラウドサービス・プロバイダーとの契約を商取引上合理的な条件で更新できない場合若しくは当社の契約が途中で終了した場合又は容量及びアップタイムを増やすために新しいCSPを追加する必要がある場合、当社は、これらの新しいプラットフォームへの移行及びそれらのサポートに関連する中断、ダウンタイム、遅延及び追加費用に直面する可能性がある。当社の顧客は、当社が提供していないインフラストラクチャー・アズ・ア・サービス(IaaS)プラットフォームを通じて当社のクラウドサービス提供物を提供することを求める可能性があり、その場合、当社の新規顧客の獲得能力又は現在の顧客を維持する能力に悪影響を与える可能性があり、いずれの場合も当社の財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記のいずれかの状況又は事象は、当社の評判及びブランドを害し、当社のプラットフォームの可用性又は使用率を低下させ、新規ユーザーを引きつける能力を害する可能性があり、これらの状況のいずれもが、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社がパートナーとの関係を維持できず、パートナーが独自に当社製品を販売し、配備する能力を高めることができない場合、当社の事業運営、財務結果及び成長見通しに悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は直接販売を行う販売チームに加えて、ディストリビューター及び再販業者などのパートナーを利用して、ライセンス供与、プロフェッショナル・サービスの提供及び当社製品のサポートを行っている。これまで、当社は、特に欧州、中東、アフリカ（以下「EMEA」という。）及びアジア太平洋（以下「APAC」という。）地域並びに政府機関に対し、全体的な売上の大部分について限定された数のこれらのパートナーに依存してきた。例えば、上位2のパートナーを通じた販売は、2022年度における当社の収益の43%を占めた。全地域におけるパートナーを通じた売上は、引き続き当面の収益の大部分となるものと当社は予想する。当社のパートナー戦略の変更が実施された場合、パートナーを通じた販売による業績が悪影響を受ける可能性がある。

当社とパートナーとの契約は、一般的に非排他的であり、つまり、当社のパートナーは、当社と競合する製品を含め、複数の異なる会社の製品を顧客に提供する可能性がある。パートナーが当社の製品を効果的に販売しなかったり、自社の製品又は競合他社の製品を販売することにより多くの労力を費やしたり、顧客のニーズを満たすことができなかったりした場合、当社の事業を成長させ、当社製品を販売する能力に悪影響が及ぶ可能性がある。当社のパートナーは、限定的な通知又は無通知で、わずかな罰金を支払う又はまったく罰金を支払うことなく、当社の製品のマーケティングを中止することができる。当社が多数のパートナー又はその他の主要なパートナーを失い、それらを代替できず、追加的なパートナーを獲得できなかった場合、当社の業績は重大な悪影響を受ける可能性があり、当社が新たなパートナー又は代替的な関係を獲得するために努力することにより当社の収益の成長率に影響が及ぶ可能性がある。さらに、パートナーによる販売は、特に発展途上市場におけるパートナーによる販売において、直接販売に比べて回収可能性及びコンプライアンスへの懸念を伴う場合が多く、そのため、パートナーによる販売に起因する収益及び直接販売に起因する収益との組合せが変動すると、当社の業績が変動する可能性がある。

当社のビジネスモデルの移行に伴い、パートナーとのビジネス運営及びパートナーに対する補償の方法並びにパートナーに対するビジネス上の要求が変わる可能性がある。それにより、歴史的に効果的だったパートナーの一部は、クラウドサービス及びタームライセンスを販売するために、販売及びマーケティング技術を変更しなければならない。このような変更により、契約の期間が短くなる可能性があり、それによりパートナーと顧客との間のより頻繁なコンタクト及び異なるビジネス条件が必要になる。場合によっては、特に新しいパートナーがクラウドサービスを販売した経験がある場合、かかる新しいパートナーが当社の新しいビジネスモデルにより効果的に適応することができる可能性がある。そのため、当社のパートナーに対する期待及び互換性のあるパートナーを評価するための慣習は変化する可能性があり、移行中における当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が将来的に収益の成長を達成できるかどうかは、パートナーとの良好な関係を維持し、パートナーが当社製品を独自に販売及び配備する能力を強化する手助けができるかどうかにより一部依存している。これらの目標を達成するために、パートナーのインセンティブ、価格設定又は割引プログラムの調整が必要になる場合があり、これにより当社の業績に悪影響が及ぶ可能性がある。当社がこれらのパートナーとの関係を維持できない場合又は間接的な販売チャネルを開発及び拡大できない場合、当社の事業、業績、財務状態又はキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の将来の業績の一部は、当社のコミュニティ・ウェブサイトである、スプラUNKベースの適切な使用、当社の開発者ネットワークの拡大、及び第三者のソフトウェア開発者からの支援に依存している。

当社の提供物により、第三者のソフトウェア開発者は、当社のプラットフォーム上にアプリケーションを構築することができる。当社は、アドオン及び拡張を含むこれらの第三者のアプリケーションを共有するためのコミュニティ・ウェブサイト、スプラUNKベースを運営している。スプラUNKベースは当社の販売及びマーケティング活動を支援するものと期待しているが、当社の事業にも以下を含む一定のリスクが存在する。:

- ・ 第三者の開発者が、スプラUNKベースで共有するソフトウェア・アプリケーションの開発又はサポートを継続しない可能性がある
- ・ 当社の製品及びサービスのアーキテクチャを変更した場合、第三者の開発者が既存のソフトウェア・アプリケーションを互換性のあるものに進化させたり、新しいアーキテクチャを利用した新しいアプリケーションの作成に参加することを保証することはできない
- ・ 当社のオンプレミス・ベースの製品をクラウド・ベースのサービスに移行するにつれて、第三者の開発者が自社のアプリをクラウド環境で機能させるよう変換することができない可能性、又は拡張した開発者のネットワークが自社のクラウド・ベースのアプリに適していないと判明する可能性がある
- ・ これらのアプリケーションが、当社独自の開発努力に適用するのと同等の品質及びセキュリティ基準を満たしているという保証はなく、並びにそれらがバグ、欠陥、又はセキュリティの脆弱性を含んでいる限り、当社の提供物の当社の顧客の使用に混乱を生じたり、当社ブランドに悪影響を与えたりする可能性がある
- ・ 当社は現在、第三者のソフトウェア開発者が開発したソフトウェア・アプリケーションのサポートを提供していないため、第三者のソフトウェア開発者がこれらのアプリケーションの適切なサポートを提供しない場合、ユーザーはサポートを受けられず、当社の提供物を使用した経験に失望する可能性がある
- ・ これらの第三者のソフトウェア開発者は、自分のアプリケーションを開発及び共有するための適切な知的財産権を保有していない可能性があり、又は、自分のアプリケーションの配布に関連する法的リスク及びコンプライアンスリスクを評価していない可能性がある

・これらのアプリケーションの一部は、有料の外部サイトが提供しており、当社が管理又はレビューしておらず、これは当社の評判に影響を及ぼす顧客のマイナスの経験につながる可能性がある

・これらの開発者の一部は、当社の提供物を利用して得た知見や、当社のウェブサイトで公開されている文書を利用して、競合製品を開発する可能性がある

これらのリスクの多くは当社の支配の範囲内で防止することができず、これらのアプリケーション、アドオン又は拡張が当社の顧客満足につながらず、不満が当社に帰せられる場合には、当社のブランドが損なわれる可能性がある。

当社のコミュニティ・ウェブサイトであるスプラUNK・アンサーズを通じて不十分なアドバイス又は誤情報が広まった場合、当社の提供物のユーザーが当社の提供物を使用することにより、不満な結果を経験する可能性があり、これが当社の評判及び事業を成長させる能力に悪影響を与える可能性がある。

当社では、当社の提供物の特定の機能を実行する方法についての知識を共有するために、スプラUNK・アンサーズを設けている。当社のユーザーは、当社の提供物の使用に関連して、スプラUNK・アンサーズにサポートを求めることが増えてきている。当社は、当社の従業員以外がスプラUNK・アンサーズに投稿している情報を確認又はテストして、技術的な問題の解決におけるその正確性又は有効性を確認していない。したがって、スプラUNK・アンサーズに掲載されているすべての情報が正確であること、又は、それが当社の提供物の性能に悪影響を与えないことを保証することはできない。さらに、スプラUNK・アンサーズにこれらの情報を投稿するユーザーは、情報を公に共有するために十分な権利を有していない可能性があり、当社がその情報をホスティングすることにより、知的財産権主張の対象となる可能性がある。スプラUNK・アンサーズのユーザーに不十分なアドバイス又は誤情報が広まれば、当社の顧客又は当社の提供物の他のユーザーが当社の提供物を使用することで不満足な結果を経験する可能性があり、これは、当社の評判及び当社の事業を成長させる能力に悪影響を与える可能性がある。

当社の有価証券に関する要因

当社の債務支払いには多額の現金が必要であり、当社は多額の債務を支払うのに十分な事業キャッシュ・フローを有していない可能性がある。

当社が2021年7月、2020年6月及び2018年9月に発行した元本総額10億米ドルの2026年満期0.75%転換シニア債（以下「2026年債券」という。）、元本総額12億7,000万米ドルの2027年満期1.125%転換シニア債（以下「2027年債券」という。）、元本総額776.7百万米ドルの2023年満期0.50%転換シニア債（以下「2023年債券」という。）及び元本総額862.5百万米ドルの2025年満期1.125%転換シニア債（以下「2025年債券」、以下総称して、「本債券」という。）を含む債務の元本、利息又は借り換えのための予定された支払いを行う当社の能力は、当社の支配の及ばない経済的、財務的、競争的その他の要因の対象となる当社の将来の業績に左右される。当社の事業は、将来、本債券を含む債務の返済及び必要な設備投資を行うのに十分な営業キャッシュ・フローを生み出し続けられない可能性がある。当社が当該キャッシュ・フローを生み出すことができない場合、当社は、資産の売却、負債の再構築、又は煩雑若しくは非常に希薄化の大きい条件での追加的な株式、株式連動商品又は債券の発行など、1つ又は複数の代替案を採用することを要求される可能性がある。当社が債務の借り換えを行うことができるかどうかは、その時点での資本市場及び当社の財務状況に依存する。当社がこれらの活動のいずれかを望ましい条件で行うことができない場合、当社は本債券を含む債務の返済を充足することができない可能性があり、このことにより、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすことになる。

債券を含む当社の現在及び将来の債務は、当社の事業運営上の柔軟性を制限する可能性があり、又は別途当社の事業に影響を与える可能性がある。

債券を含む当社の既存及び将来の債務は、当社の株主に重要な影響を及ぼし、また当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性がある。

例えば、以下の可能性がある：

- ・当社が社債を含む債務を履行する又は借り換えることが困難となる
- ・満期が到来した場合、債券の借換のために追加資本を調達することを当社に求める

- ・ 全般的な経済・産業環境の悪化に対する当社の脆弱性が増加する
- ・ 当社が営業活動によるキャッシュ・フローの大部分を債務の返済に充てることが求められ、その結果、当社のキャッシュ・フローを運転資金やその他の全社的な目的のための資金に利用する可能性が減少する
- ・ 当社が営業を行っているその事業及び業界の変更を計画したり、又はそれに対応する柔軟性を制限する
- ・ 当社が事業機会を開拓することを制限する
- ・ 当社が負債の少ない競合他社に比べて競争上不利な立場に置かれる
- ・ 運転資金、資本支出、買収、債務サービス要件、当社の事業戦略の遂行又はその他の全般的な目的のために当社が追加的な資金を借り入れる利用可能性が制限される

これらは、当社の事業、経営成績又は財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

本債券の転換は、当社の株主の持分を希薄化する可能性があるか、又は、その他当社の普通株式の価格を押し下げる可能性がある。

本債券の一部又は全部の転換は、当社株主の持分を希薄化する可能性がある。本債券が転換された場合、当社は、現金、当社普通株式、又は現金と当社普通株式の組み合わせで、支払い又は交付の選択権を有する。ただし、2026年債券の場合、SL債券の保有者(2026年債券を規定する契約書に定義されている)は、当社による償還通知の交付に関連して転換されたSL債券の決済方法を決定する権利を有する。当社が選択した場合、又は償還通知に関連する2026年債券の転換の場合には、当社の普通株式、又は現金と当社普通株式の組み合わせにより転換義務を決済することが必要となり、当該転換により発行され得る当社普通株式の公開市場での売却は、当社普通株式の実勢市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、本債券保有者は、基礎となる普通株式に関してショート・ポジションを取ることで本債券のポジションををヘッジする可能性がある。さらに、本債券の当社普通株式への転換が予想される場合には当社普通株式の価格を押し下げる可能性がある。

2023年債券、2025年債券、又は2027年債券の条件付転換権が発動した場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

2023年債券、2025年債券、又は2027年債券の条件付転換条項が発動された場合、当該本債券保有者は、当該本債券を支配する適用ある契約書に基づき、そのオプションで特定された期間中いつでも本債券を転換する権利を有する。2026年債券に関する条件付転換条項はなく、2026年債券の保有者はいつでも転換を選択することができる。本債券のシリーズの1名以上の保有者が本債券の転換を選択した場合、当社が当社の普通株式のみを引き渡し転換義務を履行することを選択しない限り、当社は転換義務の一部又は全部を現金の支払いにより決済しなければならず、当社の流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、保有者による転換又は買戻しといった一定の状況において、これらの転換トリガーが満たされた際に、当社は、適用される会計規則に基づき、関連するシリーズの本債券の元本残高の全部又は一部を長期負債ではなく流動負債として再分類することを要求される可能性があり、その結果、当社の純運転資本が大幅に減少することになる。

本債券のように現金で決済される可能性のある転換社債の会計処理は、当社の報告財務成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計基準規則第470-20号「転換権その他のオプション付き負債」（以下「ASC 470-20」という。）ASC 470-20に基づき、企業は、発行体の経済的利益費用を反映した方法で、転換時に全額又は一部が現金で決済される可能性のある転換可能社債商品（本債券等）の負債部分と持分部分を別々に会計処理しなければならない。本債券の会計処理に対するASC 470-20の影響により、持分部分が発行時の当社連結貸借対照表の資本の部に資本剰余金として計上されることが要求され、持分部分の価値は、本債券の負債部分の会計処理上、割引として取り扱われる。その結果、当社は、本債券の割引帳簿価額をそれぞれの期間にわたって額面金額まで償却する結果として非現金支払利息額をより多く計上することが要求される。ASC 470-20は、社債発行差金の償却と社債のクーポン金利の両方を利息に含めることを要求するため、当社の報告財務成績又は将来の財務成績、当社の普通株式の取引価格、並びに本債券の取引価格に悪影響を及ぼす可能性があるため、当社の財務成績において報告する純損失が増加し、又は純利益が減少する。

さらに、一定の状況では、一部又は全部を現金で決済することができる転換可能社債商品（本債券等）については、現行では1株当たり利益の目的上、自己株式法を採用しており、本債券のシリーズの転換価額が額面金額を超える場合を除

き、当該本債券のシリーズの転換により発行可能な株式は希薄化後1株当たり利益の算定に含めていない。自己株式方式では、希薄化後1株当たり利益を算定するために、当社が当該超過額を株式で決済することを選択した場合に当該超過額を決済するために必要な普通株式の数が発行されたと仮定して会計処理を行っている。

当社は、キャップド・コールに関するカウンターパーティ・リスクの対象となる。

2023年債券、2025年債券及び2027年債券の募集に関連して、当社は、特定のカウンターパーティとの間で、相対取引によるキャップド・コール取引を行った（以下総称して、「キャップド・コール」という。）。

キャップド・コールの相手方は金融機関であり、当社は、1つ又は複数の相手方が、債務不履行となる、履行しない、又はキャップド・コールに基づく解約権を行使する可能性があるリスクを負う。相手方の信用リスクに対する当社のエクスポージャーは、いかなる担保によっても保証されていない。

キャップド・コールの相手方が支払不能手続きの対象となった場合、当社は、当該手続きにおいて、当該取引に基づくその時点での当社のエクスポージャーに等しい請求権を有する無担保債権者となる。当社のエクスポージャーは多くの要因に左右されるが、一般的に、当社の普通株式の市場価格又はボラティリティが上昇した場合、当社のエクスポージャーは増加する。さらに、オプション契約相手方による債務不履行、不履行、又はキャップド・コールの解約により、当社の普通株式に関し、当社が現在予想している以上の希薄化を被る可能性がある。当社は相手方の金融安定性又は実行可能性に関し、保証を提供することはできない。

当社の株価はこれまでボラティリティが高く、今後もボラティリティが高く、当社の業績にかかわらず下落する可能性がある。

テクノロジー企業の有価証券の取引価格は非常に変動が激しい。当社の普通株式の市場価格は大きく変動しており、今後変動し続けることが見込まれ、又は下落に直面することが見込まれる。当社の株式への投資はその価値の一部又は全部を失う可能性がある。その多くが当社の支配が及ばないが、当社の株式の市場価格に大きな影響を及ぼす可能性があるいくつかの要因には以下が含まれる：

- ・ 当社の財務成績の実際の変動又は予想される変動
- ・ 公衆に提供する財務予測、これらの予測の変更、又はこれらの予測を満たさない若しくは上回らないこと
- ・ 当社の収益、繰延収益、現金回収、残存履行義務、粗利益率及び営業利益に影響を与える可能性がある、クラウドサービス提供モデルへの当社の移行の影響、並びに年間の請求書発行の増加及び複数年におよぶ契約一時金の減少
- ・ 証券アナリストによる当社の取材が開始若しくは継続しないこと、当社を対象とする証券アナリストによる財務見積りの変更、又は当社がこれらの見積り若しくは投資家の期待に応えられないこと
- ・ 当社を対象とする証券アナリストの格付け変更
- ・ 当社の株主基盤の変更
- ・ 当社又はその競合企業による重要な技術革新、買収、戦略的提携、合併事業又は出資の公表
- ・ 一般的に他のテクノロジー企業、特に当社の業界における営業成績及び株式市場における評価の変動
- ・ 世界経済の動向等に伴う、高成長又はクラウド企業といった一部の区分の企業又は株式市場全体における価格及び数量の変動
- ・ 継続するCOVID-19のパンデミックといった公衆衛生危機、及び公衆衛生を守るための民間企業や政府による関連措置
- ・ 国内及び海外の一般経済・政治情勢及び不確実性、並びに継続するCOVID-19のパンデミックによる継続する影響及びウクライナにおける戦闘による影響を含む、当社の顧客が参加している業界に特に影響を及ぼす経済・政治情勢及び不確実性
- ・ 当社の最近のCEOの変更を含む当社の取締役会又は経営陣の重大な変更
- ・ 当社を相手取って起こされる、又はその恐れのある訴訟
- ・ 実際の又は認識されたセキュリティ違反又はインシデント
- ・ 戦争、テロ事件又はこれらへの対応に起因するものを含む、その他の事象又は要因

さらに、株式市場、特に当社の普通株式が上場されている市場は、極端な価格変動や出来高の変動を経験しており、多くのテクノロジー企業の株式の市場価格に影響を与え、また引き続き影響を与えている。多くのテクノロジー企業の株価

は、その企業の財務成績と無関係又は不均衡に変動してきた。過去には、株式市場が不安定な時期に続いて、株主の証券集団訴訟及び株主のデリバティブ訴訟がしばしば提起されている。2020年12月、カリフォルニア州北部地区の米国地方裁判所において、当社、当社の旧CEO及び当社のCFOに対し、当社の財務指針に関し重大な虚偽及び誤解を招くような記述を行ったとして1934年証券取引所法(以下「取引所法」という。)違反行為を主張する想定集団訴訟が提起された。2021年3月16日、裁判所は、本訴訟の主任原告及び主任弁護人を指名した。2021年6月7日、主任原告は、当社のマーケティング活動、雇用慣行、及び従業員の定着に関して、被告が重大な虚偽の誤解を招く記載をしたと主張する修正告訴を提起した。2021年2月、3月、及び4月に、証券集団訴訟に関連した複数のデリバティブ訴訟が提起された。これらの訴訟により、当社が多額の費用を負担し、経営資源及び経営陣の関心が当社の事業から逸らされ、当社の事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。当社が将来、更なる証券訴訟に巻き込まれた場合、さらに当社が多額の費用を負担し、経営資源及び経営陣の関心が当社の事業から逸らされ、当社の事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

一般要因

気候変動は、当社の事業に長期的な影響を与える可能性がある。

気候変動が世界経済及び特に技術産業に及ぼす長期的な影響は不透明であるが、当社は、事業がどこで行われるにせよ、気候に関連した固有のリスクが存在することを認識している。当社の事業運営は、自然災害、洪水、火災、電力不足、継続するCOVID-19のパンデミックといったパンデミック、テロリズム、政治的不安、通信障害、破壊行為、サイバー攻撃、インフラの混乱、地政学的不安定性、戦争、気候変動の影響（干ばつ、山火事、暴風雨の増加、海面上昇等）、及びその他当社の制御できないその他の事象により、中断される可能性がある。例えば、物理的気候変動リスクには、当社のカリフォルニア州の事業所が、主要な地震の断層の近くに位置し、また歴史的にも、干ばつや水不足、気温の温暖化、海拔レベルの上昇、森林火災や大気への影響、森林火災防止に伴う停電を含む気候関連事象を経験して来ており、今後も続くことが予測されていることが含まれる可能性がある。当社は、危機管理及び災害対策計画を策定しているが、これらの事象が発生した場合、当社のサービスを顧客に提供することが困難又は不可能となる可能性があり、また、当社のサービスに対する需要が減少し、多額の費用が発生する可能性がある。当社の保険は、当社が持続することができる損失又は追加費用を補填するのに十分ではない可能性がある。異常気象の頻度の増加及びそれらが米国その他の国における重要インフラに及ぼす影響を含む気候関連事象は、当社の事業、当社の第三者供給業者、及び/又は当社の顧客の事業を混乱させる可能性があり、また当社が業務を維持・再開するために、より高い自然減、損失及び追加コストを被る可能性がある。推移する気候変動リスクにより、当社は、その事業が環境に与える影響に関し、増加する規制、報告要件、基準、又は期待にさらされ、また時宜を得ない又は不正確な開示は、当社の評判、事業又は財務業績に悪影響を与える可能性がある。

当社は追加的な税金債務の対象となる可能性がある。

当社は、米国及び多くの外国法域において連邦税、州税及び地方税を課されている。最終的な税務決定が不確実な多くの活動及び取引が存在するため、当社の税務ポジション及び当社の世界的な租税引当金を評価するにあたっては、かなりの判断が必要である。関連する税務当局は、特定の法域に帰属すべき収入及び費用に関して、当社の決定に異論を唱える可能性がある。このような意見の相違が生じ、当社の立場が支持されない場合、追加の税金、利息及び罰金の支払いを要求される可能性があり、その結果、一時的な税金費用、実効税率の上昇、キャッシュ・フローの減少及び当社業務全体の収益性の低下が生じる可能性がある。当社は、いかなる時点においても、世界中の税務管轄からの習慣的な問い合わせに服しており、これらの様々な習慣的な質問や潜在的な誤りの解決に取り組んでいる。当社の財務諸表は、既知の偶発事象をカバーするために必要な準備金についての当社の最善の判断を反映しているが、いかなる租税査定の最終的な結果についても保証することはできない。さらに、所得税課税権を含め関連する税制、会計及びその他の法律、規制、原則及び解釈の変更、当社の収益が法定税率が低い法域において予想より低く若しくは法定税率が高い法域において予想よりも高くなること、当社の会社間関係及び移転価格取り決めに対する課題、外国為替相場の変動、又は繰延税金資産及び繰延税金負債の評価の変更により、当社の税金債務及び実効税率に悪影響を及ぼす可能性がある。経済協力開発機構のような多くの国及び組織は、既存の税法の変更又は、当社が事業を行う国での当社の税金債務を増加させる可能性のある新しい税法の提案若しくは制定を積極的に検討している。

会計基準及びその他の財務・非財務報告基準の変更は当社の財務業績に悪影響を与える可能性がある。

米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」という。）は、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）、SEC及び適切な会計原則を公表し解釈するために設立されたその他の様々な機関による解釈の対象となっている。当社は、適用ある財務報告基準の遵守状況を定期的に監視し、また当社に関連する新しい会計基準及び解釈を検討している。新基準、既存の基準の変更及びその解釈の変更の結果、当社は、その会計方針の変更、新しく又は改訂された財務報告基準を反映するように新しい制度を実施又は既存の制度を強化するための運用方針変更、及び当社の公表された財務書類の調整を要求される可能性がある。かかる変更は、当社の事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があり、又は当社の収益及び営業利益の目標を不利に逸脱させる可能性があり、これにより、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、当社は任意開示のESG主題を確認し、気候関連金融開示に関する金融安定理事会のタスクフォース、サステナビリティ会計基準審議会(以下「SASB」という。)の推奨事項、及び当社独自のESG重大性評価との整合性を図りながら、当社はそれらの分野におけるその開示を拡大して来ており、今後も引き続き拡大していく可能性がある。当社が、そのESGイニシアティブ及び目標に関するステートメント、並びにそれらの目標に対する進捗状況は、現在進行中の進捗状況、進化し続ける内部統制とプロセス、そして将来変更する可能性のある仮定を測定するための基準に基づいている場合がある。当社のESG関連データ、処理及び報告が不完全若しくは不正確である場合、又は当社がその測定指標に関する進捗を適時に若しくは全く達成できなかった場合、当社の評判、事業、業績及び成長に悪影響を及ぼす可能性がある。

公開企業であり、成長し複雑化する組織であるという要件は、当社の資源を圧迫し、経営陣の関心を逸らし、経営幹部及び有能な取締役を引きつけ維持する当社の能力に影響を与える可能性がある。

当社は、証券取引所法、サーベンス・オクスレー法、ドッド・フランク法、ナスダック証券取引所の上場要件並びにその他の適用される証券規則及び規制の報告義務の対象となる。これらの規則及び規制を遵守することにより、当社の法的及び財務上の遵守コストが増大し、また引き続き増加する可能性があり、一部の活動がより困難になり、時間がかかり、又はコストが増加し、当社のシステム及びリソースに対する需要が増加しており、引き続き増加することになる。

加えて、コーポレート・ガバナンスや公開情報に関する法律、規制、基準及び慣行の変更は、公開企業に不確実性をもたらし、法的及び財務的コンプライアンス費用を増大させ、並びに活動の一部がより時間を要するようになっている。これらの法律、規制、基準及び慣行は、多くの場合、その具体性が欠如しているために、様々な解釈の対象となっており、その結果、規制及び統治機関が新たな指針を提供したり、又は市場慣行が発展するにつれて、実務上の適用は時間の経過とともに進化していく可能性がある。その結果、コンプライアンス事項に関する不確実性が継続し、開示やガバナンス慣行の継続的な見直しに伴うコストが増加する可能性がある。随時、公開企業は、財務再構築、債務増加、特別配当、自己株式取得、経営陣変更又は資産若しくは会社全体の売却などの行動を通じて、短期的な株主価値の増加を求める投資家の運動の対象となることがある。株主がそのような変更を行おうとしたり、又は当社に対する支配権を獲得しようとした場合、そのような行動に対応するにはコスト及び時間がかかり、混乱を招く可能性があり、その結果、当社の経営成績、業績及び当社普通株式の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、これらの要因により、当社が有能な従業員、執行役員及び取締役を引きつけ、確保することがより困難になる可能性もある。

当社の定款及びデラウェア州法に基づく買収防衛条項は、当社の買収をより困難にし、株主による当社の現在の経営陣の交代又は解任の試みを制限し、当社の普通株式の市場価格を制限する可能性がある。

当社の修正済及び修正再表示済定款並びに修正済及び修正再表示済付属定款の規定は、当社の支配権の変更又は経営陣の変更を遅延又は阻止する効果を及ぼす可能性がある。当社の修正済及び修正再表示済定款並びに修正済及び修正再表示済付属定款には以下の条項が含まれている：

- ・当社の取締役会に、株主による追加的な行動なしに、当社の取締役会により決定された条件、権利及び優先権を有する未指定の優先株式を発行する権限を授権する
- ・株主による一切の行動は、書面による同意ではなく、正当に招集された年次株主総会又は特別株主総会で行われることを要求する
- ・当社の取締役会、取締役会会長、又は最高経営責任者のみが当社の特別株主総会を招集できると規定する
- ・当社の取締役選任候補者を含む、年次株主総会前の株主提案の事前通知手続きを設定する

- ・ 当社の取締役会はクラスI、クラスII、クラスIIIの3つのクラスに分けられ、各クラスは3年間の互い違いの任期を務める
- ・ 取締役選任において累積投票を禁止する
- ・ 当社取締役は事由なく解任できない旨を規定する
- ・ 当社取締役会の空席は、たとえ定足数未満であったとしても、その時点で過半数の取締役によってのみ埋めることができる
- ・ 当社修正済及び修正再表示済付属定款並びに当社修正済及び修正再表示済定款の一定条項の改正には、当社の取締役会、又は当社の発行済株式の過半数を保有する株主の承認を必要とする

これらの規定は、株主が当社の経営陣の指名に責任を負う当社の取締役会構成員の交代をより困難にすることにより、当社株主が当社の現在の経営陣を交代又は解任しようとする試みを阻止又は防止する可能性がある。さらに、当社はデラウェア州で法人化されているため、当社はデラウェア州一般会社法第203条の規定に準拠しており、デラウェア州法人が、一般的に、株主が「利害関係」株主となった日から3年間、あらゆる「利害関係」株主との広範な企業結合を行うことを禁止している。

5. 2022年1月31日に終了した年度の財務業績

2022年3月24日、スプラंक・インクは、2022年1月31日に終了した事業年度について、米国証券取引委員会(SEC)に様式10-Kを提出した。以下の財務情報は、2022年1月31日に終了した事業年度の様式10-Kに記載されている連結財務諸表から抜粋したものである。

1. 連結貸借対照表

(千株、1株当り金額を除く)	2022年1月31日		2021年1月31日	
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	\$	1,428,691	\$	1,771,064
投資(流動)		286,337		87,847
売掛金(純額)		1,306,666		1,114,199
前払費用及びその他の流動資産		152,871		162,939
繰延手数料(流動)		102,322		136,331
流動資産合計		3,276,887		3,272,380
投資(非流動)		46,431		13,728
売掛金(非流動)		242,689		347,202
オペレーティング・リース使用権資産		229,198		356,296
正味有形固定資産		124,900		182,780
正味無形固定資産		164,769		206,153
のれん		1,401,628		1,334,888
繰延手数料(長期)		200,876		69,637
その他の資産		103,497		85,422
資産合計	\$	5,790,875	\$	5,868,486
負債及び資本				
流動負債				
買掛金	\$	59,206	\$	9,319
未払報酬		396,952		281,986
未払費用及びその他の負債		257,979		202,959
繰延収益(流動)		1,384,605		1,030,484
流動負債合計		2,098,742		1,524,748
転換シニア債(純額)		3,137,731		2,302,635
オペレーティング・リース債務		225,556		330,970
繰延収益(長期)		86,584		110,418
その他の負債(長期)		19,491		5,710
固定負債合計		3,469,362		2,749,733
負債合計		5,568,104		4,274,481
契約債務及び偶発債務				
資本の部				
優先株式:額面0.001米ドル、授權株式数20,000,000株;2022年1月31日及び2021年1月31日現在、発行済株式はない。		-		-
普通株式:額面0.001米ドル、授權株式数1,000,000,000株、2022年1月31日現在発行済株式数160,044,675株、2021年1月31日現在発行済株式数163,147,139株、		167		163
その他の包括損失累計額		(1,199)		(592)
資本準備金		5,032,351		4,063,885
自己株式、取得原価:2022年1月31日現在6,885,414株、2021年1月31日現在0株		(1,000,000)		-
累積欠損金		(3,808,548)		(2,469,451)

資本合計	222,771	1,594,005
負債及び資本合計	\$ 5,790,875	\$ 5,868,486

2. 連結損益計算書

1月31日に終了した事業年度			
(千株、1株当たり情報を除く)	2022年	2021年	2020年
売上高			
クラウド・サービス	\$ 943,785	\$ 554,132	\$ 312,358
ライセンス	1,056,481	971,378	1,373,367
保守及びサービス	673,398	703,875	673,201
売上高合計	2,673,664	2,229,385	2,358,926
売上原価 ⁽¹⁾			
クラウド・サービス	398,274	252,290	161,510
ライセンス	9,215	20,864	24,116
保守及びサービス	326,480	274,191	244,162
売上原価合計	733,969	547,345	429,788
売上総利益	1,939,695	1,682,040	1,929,138
営業費用 ⁽¹⁾			
研究開発費	1,029,574	791,026	619,800
販売及びマーケティング費	1,534,600	1,336,056	1,263,873
一般管理費	522,350	335,144	332,602
営業費用合計	3,086,524	2,462,226	2,216,275
営業損失	(1,146,829)	(780,186)	(287,137)
受取利息及びその他の収益(費用)(純額)			
受取利息	2,583	13,850	54,142
支払利息	(174,598)	(123,076)	(96,249)
その他の収益(費用)(純額)	(1,939)	(11,636)	(2,407)
受取利息及びその他の収益(費用)合計 (純額)	(173,954)	(120,862)	(44,514)
税引前損失	(1,320,783)	(901,048)	(331,651)
法人税引当金	18,314	6,932	5,017
当期純損失	\$ (1,339,097)	\$ (907,980)	\$ (336,668)
1株当たり基本的及び希薄化後純損失	\$ (8.29)	\$ (5.68)	\$ (2.22)
1株当たり基本的及び希薄化後純損失の算定に 用いられた加重平均株式数	161,628	159,744	151,949

⁽¹⁾ 金額には、以下のように、株式ベースの報奨費用が含まれる:

売上原価	\$ 79,968	\$ 56,437	\$ 44,399
研究開発費	327,065	271,120	185,262
販売及びマーケティング費	246,447	198,346	216,276
一般管理費	141,338	92,752	99,487

3. 連結包括損失計算書

1月31日に終了した事業年度				
(千株)	2022年		2021年	
				2020年
当期純損失	\$	(1,339,097)	\$	(907,980)
その他の包括利益(損失)	\$		\$	(336,668)
投資による未実現利益(損失)(純額)(税引後)		(607)		(1,188)
為替換算調整勘定		-		5,908
その他の包括利益(損失)合計		(607)		4,720
包括損失	\$	(1,339,704)	\$	(903,260)
			\$	(339,474)

4. 連結キャッシュ・フロー計算書

1月31日に終了した事業年度			
(千米ドル)	2022年	2021年	2020年
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純損失	\$ (1,339,097)	\$ (907,980)	\$ (336,668)
営業活動による(に使用した)現金(純額)への当期純損失の調整:			
減価償却及び償却費	99,145	93,666	67,661
繰延手数料の償却	144,850	142,095	104,353
投資プレミアム(ディスカウントの増加)の償却(純額)	1,741	(667)	(9,553)
戦略投資関連損失	-	4,500	-
債務割引償却及び発行費	140,847	98,977	80,156
転換シニア債消滅益	-	(6,952)	-
債務割引に関連する利息の増加に起因する転換シニア債の買戻し	-	(22,149)	-
リース解約損	47,124	-	-
非現金オペレーティング・リース費用	9,191	25,410	1,198
株式に基づく報酬	794,818	618,655	545,424
有形固定資産の売却	785	1,045	1,974
繰延法人税	(579)	(3,590)	(6,120)
営業資産及び負債の変動(取得による支出控除後):			
売掛金(純額)	(87,491)	(153,724)	(679,891)
前払費用及びその他の資産	(8,215)	(45,476)	(69,575)
繰延手数料	(242,080)	(160,001)	(149,426)
買掛金	33,115	(9,082)	(5,441)
未払報酬	114,966	(3,805)	58,898
未払費用及びその他の負債	90,079	3,814	(10,392)
繰延収益	328,849	134,402	119,766
営業活動による(に使用した)正味現金	128,048	(190,862)	(287,636)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の購入	(388,741)	(87,135)	(1,086,317)
有価証券の満期	178,124	995,878	1,080,812
戦略投資の購入	(23,750)	-	-
買収(買収の現金控除後)	(80,333)	(56,383)	(594,870)
有形固定資産の購入	(10,671)	(37,107)	(101,119)
資産計上したソフトウェア開発費	(9,361)	(14,602)	(2,589)
その他の投資活動	980	(3,461)	(3,898)
投資活動による(に使用された)正味現金	(333,752)	797,190	(707,981)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
ストック・オプションの行使による収入	2,430	3,473	3,543
従業員株式購入プランによる収入	79,938	79,949	60,383

転換シニア債の発行による収入(発行費用控除後)	981,920	1,246,544	-
キャップ付コールの購入	-	(137,379)	-
転換シニア債の一部買戻し	-	(668,929)	-
普通株式の買戻し	(1,000,000)	-	-
株式報奨の純額株式決済に関連して支払われた税金	(200,957)	(140,776)	(164,160)
財務活動による(に使用された)正味現金	(136,669)	382,882	(100,234)
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	3,201	(1,661)
現金及び現金同等物の増加額又は減少額(純額)	(342,373)	992,411	(1,097,512)
現金及び現金同等物の期首残高	1,771,064	778,653	1,876,165
現金及び現金同等物の期末残高	\$ 1,428,691	\$ 1,771,064	\$ 778,653

補足的開示

法人税等支払額	\$ 5,401	\$ 9,760	\$ 17,413
利息の支払額	24,900	29,654	15,761
キャッシュ・フローを伴わない投資及び財務活動			
有形固定資産購入未払金の増加額	4,273	4,148	1,329
買収のための持分対価	939	7,254	364,275

5. 連結株主資本計算書

普通株式				資本		原価による		累積その他	累積	株主
(千株、株式の金額を除く)	株	金額		準備金		自己株式		包括利益(損失)	赤字	持分合計
2019年1月31日残高	149,167,298	\$ 149	\$	2,754,858	\$	-	\$	(2,506)	\$ (1,232,044)	\$ 1,520,457
ASU 2016-02適用による累積的影響額調整株式に基づく報酬	-	-		-		-		-	7,241	7,241
	-	-		545,424		-		-	-	545,424
資産計上したソフトウェア開発費	-	-		951		-		-	-	951
ストック・オプションの行使による普通株式の発行	329,155	-		3,543		-		-	-	3,543
制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニットの権利確定	4,003,765	4		-		-		-	-	4
制限付株式報酬の発行	641,382	1		-		-		-	-	1
買収による普通株式の発行	2,948,471	3		344,569		-		-	-	344,572
買収前のサービスに起因する代替株式報酬の公正価値	-	-		19,703		-		-	-	19,703
期前行使オプションの権利確定	-	-		784		-		-	-	784
株式報酬の純額決済に関連して支払われた税金	-	-		(164,160)		-		-	-	(164,160)
ESPPの購入に伴う普通株式の発行	697,477	-		60,383		-		-	-	60,383
投資による未実現利益(税引後)	-	-		-		-		1,114	-	1,114
為替換算調整累計額の変動(純額)	-	-		-		-		(3,920)	-	(3,920)
当期純損失	-	-		-		-		-	(336,668)	(336,668)
2020年1月31日残高	157,787,548	157		3,566,055		-		(5,312)	(1,561,471)	1,999,429
株式に基づく報酬	-	-		618,655		-		-	-	618,655
資産計上したソフトウェア開発費	-	-		8,019		-		-	-	8,019
ストック・オプションの行使による普通株式の発行	352,910	-		3,472		-		-	-	3,472
制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニットの権利確定	4,252,183	5		-		-		-	-	5
制限付株式報酬の発行	78,897	-		-		-		-	-	-
買収による普通株式の発行	31,521	-		4,941		-		-	-	4,941

買収前の サービスに 起因する代 替株式報酬 の公正価値	-	-	2,313	-	-	-	2,313
期前行使オブショ ンの権利確定	-	-	203	-	-	-	203
株式報酬の 純額決済に 関連して支払 われた税金	-	-	(140,776)	-	-	-	(140,776)
ESPPの購入に伴 う普通株式の発 行	644,080	1	79,949	-	-	-	79,950
転換シニア 債の持分部 分(純額)	-	-	342,062	-	-	-	342,062
キャップ付コール の購入	-	-	(137,379)	-	-	-	(137,379)
転換シニア債の 一部買戻し	-	-	(283,629)	-	-	-	(283,629)
投資による 未実現損失 (税引後)	-	-	-	-	(1,188)	-	(1,188)
為替換算調整累 計額の変動(純 額)	-	-	-	-	5,908	-	5,908
当期純損失	-	-	-	-	-	(907,980)	(907,980)
2021年1月31日残 高	163,147,139	163	4,063,885	-	(592)	(2,469,451)	1,594,005
株式に基づく報酬	-	-	794,818	-	-	-	794,818
資産計上し たソフトウェ ア開発費	-	-	3,539	-	-	-	3,539
ストック・オブ ションの行使 による普通 株式の発行	217,982	-	2,430	-	-	-	2,430
制限付株式ユ ニット及び業績 連動付株式ユ ニットの権利確定	2,761,401	4	-	-	-	-	4
制限付株式報酬 の発行	9,307	-	-	-	-	-	-
買収前の サービスに 起因する代 替株式報酬 の公正価値	-	-	939	-	-	-	939
期前行使オブショ ンの権利確定	-	-	92	-	-	-	92
株式報酬の 純額決済に 関連して支払 われた税金	-	-	(200,961)	-	-	-	(200,961)
ESPPの購入に伴 う普通株式の発 行	794,260	-	79,938	-	-	-	79,938
転換シニア 債の持分部 分(純額)	-	-	287,671	-	-	-	287,671
普通株式の買戻 し	(6,885,414)	-	-	(1,000,000)	-	-	(1,000,000)
投資による 未実現損失 (税引後)	-	-	-	-	(607)	-	(607)
当期純損失	-	-	-	-	-	(1,339,097)	(1,339,097)
2022年1月31日残 高	160,044,675	\$ 167	\$ 5,032,351	\$ (1,000,000)	\$ (1,199)	\$ (3,808,548)	\$ 222,771

第四部 【組込情報】

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| (1) 外国会社報告書及びその補足書類
（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日） | 2021年5月31日 | 関東財務局長に提出 |
| (2) 外国会社半期報告書及びその補足書類
（自 2021年2月1日 至 2021年7月31日） | 2021年10月29日 | 関東財務局長に提出 |

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としている。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】

該当事項なし。